

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール

【十日町市災害対策本部担当】

全防災関係機関

1 計画の方針

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生前後の各段階に応じた作業の優先順位を、住民等も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

風水害発生前後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測される段階

- 気象警報の伝達
- 災害警戒本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外の場合）
- 水防警報の伝達、河川等の警戒監視強化、土砂災害パトロール
- 住民等避難情報の収集

ア 避難準備情報の発表

- ・指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営職員の派遣）
- ・避難行動要支援者の所在確認、避難所等への移動
- ・一般住民等の避難準備
- ・生徒等の安全確保

イ 避難の指示

- ・一般住民等の移動避難、避難所への収容
- ・避難所備蓄物資による対応
- ・避難者の状況把握
- ・残留住民等の移動避難、建物上層階等への垂直避難

ウ 警戒区域の設定

- ・立入りの制限又は禁止、残留住民の退去

(2) 豪雨・暴風等による災害の発生中（破堤氾濫、浸水等）

- 災害対策本部の設置
- 被害情報の収集
- 市長・知事の緊急アピール
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 自衛隊等の派遣要請の要求、広域応援の要請の要求
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 交通規制の実施
- 県支援センターの設置・市ボランティアセンターの設置
- 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所等での仮設トイレの設置
- 被災地での救護所の設置
- 避難所での要配慮者支援対策の実施

(3) 避難指示等の解除から24時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 市の被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣（必要に応じて）
- 避難所外避難者の状況の把握
- ボランティアの受付開始
- 義援金、寄付金の受付

(4) 避難指示等の解除から72時間以内

- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置
- 健康相談の実施
- 浸水地域の消毒・感染症予防対策の実施
- 断水地域への給水車による給水
- ボランティアの作業開始

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を、参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール 【風水害対策編】

No.	節	避難準備情報発表	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中		
1	災害対策本部の組織・運営計画		・災害警戒本部の設置	・災害対策本部の設置 ・第1回本部会議の開催	・第2回本部会議の開催 ・防災会議連絡室へ関係機関参集 ・地方本部の設置・連絡本部設置	・災害救助法
2	防災関係機関の相互協力体制			・緊急消防援助隊派遣要請 ・応援協定に基づく応援要請 ・自衛隊に対する派遣要請	・民間団体等に対する要請	
3	気象情報等伝達計画	・気象情報の発表 ・注意報・警報の伝達				
4	洪水予報・水防警報等伝達計画	・特別警戒水位到達の周知 ・水防警報の伝達				
5	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画		・土砂災害警戒情報の伝達 ・土砂災害緊急情報の通知	・土砂災害緊急情報の通知		
6	災害時の通信確保			・防災行政無線の疎通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・防災相互波の開局確認	・非常通信の取り扱い要請 ・無線局開局 ・アマチュア無線に協力要請	
7	被災状況等収集伝達計画	・水位情報、気象情報の把握 ・地域の状況等把握		・市有施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 ・火災の発生状況 ・医療機関の被災状況・受入可否	・市管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 ・人的被害の把握 ・市町村被災状況把握	・市有施設被災状況把握 ・インフラ被害等の取りまとめ
8	広報計画			・市長第一声	・先遣隊等による被災情報の発表 ・医療機関の被災状況・受入可否	・人的・建物・公共施設被害状況 ・公共土木施設の被災状況 ・教育機関の被災状況、生徒等の安否
9	避難計画	・災害時要援護者避難所へ避難 ・避難の準備	・住民避難		・災害時要援護者の移動	
10	避難所運営計画	・避難所の開設 ・避難者数・内訳の把握	・タオル・毛布日用品等提供 ・要配慮者用別室・別施設の確保	・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置		
11	避難所外避難者の支援計画					
12	自衛隊の災害派遣計画			・派遣準備要請 ・LO派遣要請 ・派遣要請	・被災状況の把握	・救護活動実施
13	輸送計画		・避難者の輸送	・緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） ・緊急輸送ネットワークの確保 ・輸送車両の確保 ・医療物資・人員、患者等搬送	・食料等の輸送	
14	警備・保安及び交通規制計画			・緊急交通路の確保 ・交通規制 ・救助		・被災地・避難所の警備
15	消火活動計画			・初期消火 ・市内広域応援による消火 ・地域の防災力による消火	・緊急消防援助隊による消火	
16	水防活動計画	・浸水区域、土砂災害危険箇所等の警戒	・警戒区域の設定	・被害拡大防止活動		
17	救急・救助活動計画		・初期救急救助活動の実施	・重傷者等の搬送 ・消防等による救助活動		
18	医療救護活動計画		・医療機関の被災状況受入可否 ・職員招集	・救護所の設置 ・負傷者等の状況、救護所の設置状況 ・医療救護班の派遣	・関係団体への要請 ・医療関係ボランティアの把握	
19	防疫及び保健衛生計画			・緊急食品の衛生確保、炊出し等の衛生指導	・避難場所環境整備	
20	こころのケア対策計画	・職員参集 ・関係課から情報収集 ・DPAT統括者と情報共有	・DPAT調整本部を設置 ・DPAT出動要請・国及び他県にDPAT派遣要請	・DPAT先遣隊活動		
21	生徒等のこころのケア対策計画					
22	廃棄物の処理計画			・収集体制の検討		
23	トイレ対策計画			・レンタル会社への打診 ・仮設トイレ設置		
24	入浴対策計画					
25	食料・生活必需品等供給計画		・食料供給量の把握 ・避難所備蓄物資による対応	・調達食の配給 ・協定等に基づく食料等の調達 ・避難所へ寝具、日用品、乳児用品	（広域応援要請）	
26	要配慮者の応急対策	・地域協力による誘導・集団避難 ・福祉避難所の開設 ・避難状況の把握	・避難所及び自宅避難等の被災状況等確認	・要配慮者対策の強化 ・社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認	・社会福祉施設等への緊急入所	

No.	節	避難指示等解除	解除後 24 時間以内	解除後 72 時間以内	事後 1 週間以内	事後 1 ヶ月以内	事後 3 ヶ月以内
1	災害対策本部の組織・運営計画			・本部組織の見直し再編	・激甚法		
2	防災関係機関の相互協力体制						
3	気象情報等伝達計画						
4	洪水予報・水防警報等伝達計画						
5	土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画						
6	災害時の通信確保						
7	被災状況等収集伝達計画			・道路等公共土木施設の復旧状況 ・農業土木施設等の被災状況	・被害金額等の概算集計		
8	広報計画		・作業ボランティア等情報発信		・被害金額等の概算集計	・災害応急対策・復旧に対する意見等聴取	・復興計画
9	避難計画						
10	避難所運営計画		・閉鎖・期間延長の判断				
11	避難所外避難者の支援計画						
12	自衛隊の災害派遣計画						
13	輸送計画						
14	警備・保安及び交通規制計画						
15	消火活動計画						
16	水防活動計画						
17	救急・救助活動計画						
18	医療救護活動計画						
19	防疫及び保健衛生計画			・健康相談の実施 ・防疫資機材の調達 ・浸水地域の消毒・感染症予防対策		・巡回栄養指導	
20	こころのケア対策計画						
21	生徒等のこころのケア対策計画			・生徒等のこころのケア	・教員への説明会		
22	廃棄物の処理計画		・し尿収集開始	・ごみ収集開始 ・堆積汚泥処理		・がれき類の収集開始 ・広域応援要請	
23	トイレ対策計画						
24	入浴対策計画			・自衛隊入浴支援要請	・旅館・公共入浴施設等へ協力要請		
25	食料・生活必需品等供給計画		・炊き出し等による食料の供給 ・その他生活必需品の供給				
26	要配慮者の応急対策						

No.	節	避難準備情報発表	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中		
27	建物の被害認定調査計画					
28	学校等における応急対策	・避難所開設・運営協力 ・在学生徒等の安全確保		・保護者への安否情報の提供 ・被災状況の把握		
29	文化財応急対策			・入館者の安全確保（建物の場合） ・被災状況の調査報告	・被害拡大防止措置	
30	障害物の処理計画					
31	遺体等の捜索・処理・埋火葬計画					
32	愛玩動物の保護対策					
33	災害時の放送	・避難準備情報の放送	・避難指示の放送	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送 ・施設点検		
34	公衆通信の確保			・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の調達 ・重要通信の確保 ・被災状況の広報	・仮復旧工事
35	電力供給応急対策			・被災状況の把握	・復旧人員・資機材の調達 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・復旧工事
36	ガスの安全・供給対策			・被災状況の把握 ・二次災害防止措置（LPガス）		・被災状況の把握 ・供給停止判断・措置 二次災害防止措置 ・消費先安全確認 供給再開確認（都市ガス）
37	給水・上水道施設応急対策			・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応		・住民への広報
38	下水道等施設応急対策			・処理場等の緊急点検・緊急調査・緊急措置		
39	危険物等施設応急対策			・施設等被災状況把握 ・取り扱い作業緊急停止 ・初期消火・流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置 ・危険物流出の場合の応急対策	・応急措置
40	道路・橋梁・トンネル等の応急対策			・交通規制 ・被災状況の把握	・緊急措置 ・緊急交通路確保	・応急復旧
41	鉄道事業者の応急対策			・運休等の措置・安全確認 ・乗客への広報 ・被災状況の把握	・応急復旧	
42	土砂災害・斜面災害応急対策	・土砂災害危険箇所等の警戒	・土砂災害緊急情報の通知	・緊急措置 ・土砂災害緊急情報の通知	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	・応急復旧
43	河川施設の応急対策	・浸水区域の警戒		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	・応急復旧
44	農地・農業用施設等の応急対策				・緊急措置	
45	農林水産業応急対策			・被害状況把握（聞き取り）		
46	商工業応急対策					
47	応急住宅対策					
48	ボランティアの受入計画				・（県災害ボランティア支援センター設置）	・情報の受発信
49	義援金の受入れ・配分計画					
50	義援物資対策					
51	災害救助法による救助			・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き ・災害救助法による救助		

No.	節	避難指示等解除	解除後 24 時間以内	解除後 72 時間以内	事後 1 週間以内	事後 1 ヶ月以内	事後 3 ヶ月以内
27	建物の被害認定調査計画						
28	学校等における応急対策		・学校再開の時期等の判断・準備	・学用品等の手配			
29	文化財応急対策						
30	障害物の処理計画		・輸送路等障害物情報収集 ・緊急輸送路障害物除去 ・その他障害物除去				
31	遺体等の捜索・処理・埋火葬計画		・遺体等の捜索 ・霊柩車、棺、骨壺等確保 ・火葬場の被災状況、受入可否確認	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬			
32	愛玩動物の保護対策				・動物救済本部の設置		
33	災害時の放送			・食料等供給に係る情報の発信 ・復旧復興に係る生活関連情報の発信 ・ボランティア等情報発信			
34	公衆通信の確保			・本復旧工事			
35	電力供給応急対策						
36	ガスの安全・供給対策			・2日以内に消費先の緊急点検完了（LPガス） ・充填所復旧・消費先安全確認完了（LPガス）		・供給再開完了（都市ガス）	
37	給水・上水道施設応急対策			・給水車による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸1給水栓の設置	・恒久復旧
38	下水道等施設応急対策			・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対策 ・下水道施設の復旧計画	
39	危険物等施設応急対策						
40	道路・橋梁・トンネル等の応急対策					・公共土木施設災害復旧事業	
41	鉄道事業者の応急対策						
42	土砂災害・斜面災害応急対策			・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
43	河川施設の応急対策			・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
44	農地・農業用施設等の応急対策			・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	・応急復旧 ・被害状況の広報	・災害復旧事業	
45	農林水産業応急対策		・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
46	商工業応急対策			・被害状況把握			
47	応急住宅対策			・公営住宅の空家提供・空家情報広報 ・民間賃貸住宅の斡旋・紹介	・被災戸数の確定 ・供与対象者の確定 ・応急修理		・仮設住宅の供与（2ヶ月以内）
48	ボランティアの受入計画		・市災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアニーズの把握	・ボランティア受入広報の発信			
49	義援金の受入れ・配分計画		・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	
50	義援物資対策		・義援物資の受付・保管場所の公表 ・初期必要物資の公表	（県：市への物資輸送） ・今後必要とする物資の公表			
51	災害救助法による救助						

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【十日町市災害対策本部担当】

災害対策本部

1 計画の方針

風水害等発生又は発生する恐れのある場合における円滑な初動体制の確立、災害の拡大防止及び被害の軽減を図り、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するための組織、任務及び職員の配備について定める。

災害対策基本法に基づかない「災害警戒本部」、基本法に基づく「災害対策本部」、「現地災害対策本部」は、体系的かつ効果的な対策を図るよう努める。

また、風水害等発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な事業を時系列的に示し、自主防災組織、地域自治組織等の地域防災力と連携した活動を実施する。

2 災害警戒本部及び災害対策本部

(1) 設置基準

ア 警戒本部

市長は、次に掲げる場合は、直ちに警戒本部（水防本部、豪雪対策本部）を設置する。

なお、市長不在時は副市長が、副市長も不在の際は以下次の順により、判断するものとする。（教育長、総務部長）

(7) 避難判断水位超過、土砂災害前ぶれ情報等が発表されたとき。

(4) その他災害警戒態勢をとる必要があると市長が認めたとき。

イ 災害対策本部

市長は、次に掲げる場合は、直ちに基本法第23条に基づき災害対策本部を設置する。

なお、市長不在時は副市長が、副市長も不在の際は以下次の順により、判断するものとする。（教育長、総務部長）

(7) 市の地域において、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合に警戒本部から移行する。

(4) その他、甚大な被害が発生する等して、特に災害応急対策を必要とすると市長が認めたとき。

また、本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害警戒本部若しくは災害対策本部の事務の一部を行う現地警戒本部あるいは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を支所等に設置する。

(2) 設置場所

ア 災害警戒本部

災害警戒本部は、原則として防災庁舎大会議室に設置し、各部の対策は、各班の事務室等で実施する。

イ 災害対策本部

災害対策本部は、原則として災害警戒本部と同じ場所に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、十日町地域消防本部とする。消防本部も機能が果たせない場合は、中央公民館とする。

(3) 本部の組織、運営等

ア 災害警戒本部

(ア) 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長（副市長、教育長、総務部長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(ウ) 本部員

議会事務局長、市民福祉部長、産業観光部長、建設部長、環境エネルギー部長、教育文化部長、企画政策課長、総務課長、財政課長、防災安全課長、税務課長、福祉課長、市民生活課長、健康づくり推進課長、地域ケア推進課長、子育て支援課長、発達支援センター長、産業政策課長、農林課長、文化観光課長、建設課長、都市計画課長、エネルギー政策課長、環境衛生課長、会計課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長、スポーツ振興課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、上下水道局長、十日町地域広域事務組合消防長、現地災害対策本部長その他必要に応じた職員

(エ) 本部長の職務を代理する順序

本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	教育長	総務部長

イ 災害対策本部

本部長、副本部長、本部員は災害警戒本部に準じるものとする。

ウ 本部員以外からの意見聴取

本部長は必要と認める場合は、国、県、消防等から職員の派遣について要請し、その意見等を災害対策に反映させるよう努める。

(4) 本部会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とし、必要に応じて関係機関の職員の出席を要請する。

(5) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、災害警戒本部、災害対策本部を解散する。

(6) 設置又は解散の通知

十日町市災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、又は解散したときは、市長（本部長）は県知事、防災関係機関等にその旨通知する。

3 活動態勢

市の地域で風水害等が予想される又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次のとおり活動態勢を次のとおり定める。

(1) 豪雨災害（土砂災害、台風等含む。）

被害規模等	職員の活動態勢	参集対象（関係課）
台風の接近予報発表	必要に応じ関係課は庁舎内に待機し、災害発生現場の確認及び対応等に当たる。関係課以外の職員は自宅待機をする。	防災安全課、農林課、建設課 (支所：本庁に準じる。)
大雨警報発表	防災安全課職員を待機し、情報収集等を行う。その他の関係課職員は待機(自宅待機を含む。)し、必要に応じ、危険地域の確認及び対応等に当たる。	防災安全課、農林課、建設課 (支所：本庁に準じる。)
	城川ダムで流入量が毎秒8m ³ を超えた場合は、待機(自宅待機を含む)する。	松代支所農林建設課
土砂災害前ぶれ注意情報発表	関係課職員、避難所担当職員は待機(自宅待機を含む。)する。避難準備情報発令時は、警戒本部(災害対策基本法に基づかない本部)を設置するとともに、関係課職員は活動する態勢をとる。対象地区の避難所担当職員は避難所を開設する。	防災安全課、企画政策課、総務課、福祉課、農林課、建設課、避難所担当職員 (該当支所：本庁に準じる。)
土砂災害警戒情報発表	災害対策本部(必要に応じ現地災害対策本部)を設置し、全職員を挙げて活動する態勢とする。対象地区の避難所担当職員は避難所を開設する。	全職員
大規模災害の発生又はその恐れ(人命に関わる災害)	全課の機構を挙げて活動する態勢とする。必要に応じ、災害対策本部(必要に応じ現地災害対策本部)を設置し、全職員を挙げて活動する態勢とする。必要に応じ、避難所担当職員は、避難所を開設する。	1 状況に応じて、防災安全課、農林課、建設課及び上下水道局以外の課等に被災現場の監視や、道路の交通規制担当等を要請する場合がある。 (該当支所：本庁に準じる。) 2 全市的あるいは大規模災害の場合は、全職員対応とする。 (該当支所：本庁に準じる。)

(2) 水害

被害規模等	職員の活動態勢	参集対象（関係課）
水防団待機水位超過 （信濃川：十日町観測所の水位：142.00m）	水防団待機水位を超過し、なお水位上昇の恐れがある場合、担当課は待機（自宅待機を含む。）する。	防災安全課 （該当支所：本庁に準じる。）
氾濫注意水位超過 （信濃川：十日町観測所の水位：142.50m）	氾濫注意水位を超過し、なお水位上昇の恐れがある場合、関係課が常時活動する態勢とする。	防災安全課、農林課、建設課
避難判断水位 （信濃川：十日町観測所の水位145.90m。信濃川以外の河川にあっては大幅な河川の水位上昇）	上流の雨量や観測所の水位が異常で、大きな被害の発生が予想される場合等は、水防本部を設置し対応する。 避難準備情報を発令時には、避難所担当職員は、避難所を開設する。	水防本部設置時 水防本部会議 ：本部長（市長）、副本部長（副市长、教育長、総務部長）、市民福祉部長、産業観光部長、建設部長、環境エネルギー部長、教育文化部長、企画政策課長、総務課長、財政課長、防災安全課長、福祉課長、健康づくり推進課長、産業政策課長、農林課長、建設課長、環境衛生課長、会計課長、教育総務課長、生涯学習課長、上下水道局長、十日町地域広域事務組合消防長、その他本部長が指名する者。 （職員：企画政策課、総務課、防災安全課、福祉課、農林課、建設課） 水防支部会議 ：支部長（支所長）、地域振興課長、農林建設課長、地域振興課長補佐、公民館副館長 （支所職員：本庁に準じる。）
氾濫危険水位超過 （信濃川：十日町観測所の水位：146.20m。信濃川以外の河川にあっては災害の発生又はその恐れ）	災害対策本部（必要に応じ現地災害対策本部）を設置し、全職員を挙げて活動する態勢とする。必要に応じ、避難所担当職員は避難所を開設する。	全職員 （該当支所：本庁に準じる。）
大規模災害の発生又はその恐れ（浸水被害等）	災害対策本部（必要に応じ現地災害対策本部）を設置し、全職員を挙げて活動する態勢とする。必要に応じ、避難所担当職員は避難所を開設する。	全職員 （該当支所：全職員）

(3) 雪害

被害規模等	職員の活動態勢	参集対象（関係課）
大雪警報発表	必要に応じ、関係課職員が待機（自宅待機を含む。）する。	防災安全課、建設課 （支所：本庁に準じる。）
連続降雪により災害の発生が予想される場合	態勢強化のため、副市長を本部長とする大雪警戒本部を設置する。大雪警報の発表があった場合等、関係課職員は待機（自宅待機を含む。）する。	大雪警戒本部 ：本部長（副市長）、副本部長（総務部長、建設部長） 総務班（防災安全課）、除雪班（建設課） （支所職員：本庁に準じる。）
指定観測所の平均積雪深が累年平均最大積雪深に達し、更なる降雪が予想される場合	応急対策のため、市長を本部長とする豪雪対策本部を設置する。必要に応じ本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の実施その他の重要事項について審議し、その方針を決定する。	豪雪対策本部 ：本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、総務部長）、議会事務局長、市民福祉部長、産業観光部長、建設部長、環境エネルギー部長、教育文化部長、企画政策課長、総務課長、財政課長、防災安全課長、税務課長、福祉課長、健康づくり推進課長、産業政策課長、農林課長、建設課長、環境衛生課長、会計課長、教育総務課長、生涯学習課長、上下水道局長、十日町地域広域事務組合消防長 総務班（防災安全課）、除雪班（建設課）、救助班（福祉課） （支所職員：本庁に準じる。）

夜間、休日等において、出勤を決定した場合は、各課・局等の非常招集システムを使用し、職員用十日町あんしんメール、電話等により職員に伝達する。

電話が不通又は著しく使用が困難なときは、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の放送機関に対して、職員参集の放送を要請するとともに、市中心部にあつては、広報車等により伝達する。またその他の地域は、無線通信等により各参集場所へ連絡することとする。

なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、本部からの参集伝達が困難となる。職員は自ら被害の情報を収集し、参集についての自主判断をするものとする。

この場合の対策本部等への自主参集基準は、おおむね次のとおりとする。

ア テレビ、ラジオ等を通じて、市地域において、大規模災害の発生を知ったとき。

（ただし、防災安全課、建設課、農林課、上下水道局は災害発生又は災害が発生する可能性が高い場合とし、応援が必要な場合は、関係課へ連絡を取るものとする。）

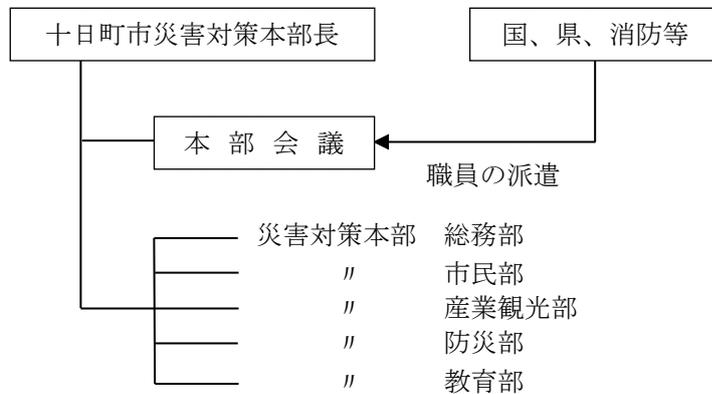
イ 大規模災害の発生を覚知したが、停電等により情報の入手ができない場合

ウ 大規模災害が発生し、自宅周辺等で相当な被害を確認した場合

4 災害警戒本部、災害対策本部の運営

災害対策の事務は、必要に応じて各部1名又は数名常駐し、情報収集にあたり、総合的かつ効果的な対策を検討するものとする。この場合において、災害対策本部総務部長がこれを統制する。

【災害対策本部組織系統図】



※協力部等必要な部班はその都度設置

5 指揮命令

(1) 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で指揮命令権者（市長）が不在の場合は、本節2(3)ア(エ)の順序により指揮命令系統を確立する。

(2) 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はその暇がないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

6 勤務時間内の初動対応

勤務時間内に災害があった場合は、市役所の庁舎内勤務者はもちろんのこと、庁舎外の施設勤務者も本節3の出動体制に基づき応急対策を実施するものとする。

なお、庁舎外の施設の長は電話等が不通の場合は、市の防災行政無線が設置されている最寄りの公民館又は市役所本庁・各支所に使者を派遣して、災害警戒本部、災害対策本部との連絡にあたるものとする。

7 勤務時間外の参集・初動対応

(1) 自主参集基準

勤務時間以外の職員の自主参集は、原則として職員本人の負傷等で応急活動を実施することが困難な場合と職員の家族が生命に関わるような負傷をした場合等で、どうしても職員が救護活動等にあらなければならない場合を除き、全職員が速やかに参集するように努める。

参集にあたっては、次によるものとする。

ア 参集手段

参集時の交通手段は原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。

イ 参集途上の措置

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部長に報告する。また、要救護者を

発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。

ウ 参集時の服装・装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

(2) 勤務時間外の初動対応

勤務時間外において、大規模災害が発生し、通信手段及び交通が途絶した場合は、速やかな災害対策本部の設置と応急対策が困難になることが予想される。

このため職員は、本項(1)の自主参集基準により各参集場所に参集し、本部長等の指示があるまで、おおむね次の活動にあたるものとする。

本部長が不在時にあつては、本節5の指揮命令の順位による。

ア 参集場所及び通信施設の被害確認及び復旧活動

イ 本部長等への連絡

ウ 警戒本部室及び対策本部室の設営

エ 参集職員の把握、所属職員の安否確認

オ 通信手段の確保

カ 被害状況の収集

8 応援要請

風水害等による被害が甚大で、市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに県、協定自治体等に職員の派遣等応援協力を要請するものとする。なお、要請の方法については、本章第2節「防災関係機関の相互協力体制」において定める。

9 災害時の市役所庁舎（支所庁舎含む。）における庁舎管理上の対応

(1) 電力の確保

停電発生時に円滑な災害対策が行えるように、発電機等の出力の増強及び設置を行い、予備電源の確保を行う。

(2) 燃料の確保

予備電源装置の燃料の確保に努める。停電等により燃料給油機能が停止した場合は、火災に注意し、人力等によって地下タンク等から燃料を補給する。

(3) 宿直者の対応

休日・夜間に大規模な災害が発生した場合は、身の安全を確保した上で、庁舎の被害状況を確認するとともに、出入口及び通路の確保を行い、迅速な災害対策が行えるようにする。

10 積雪期の対応

積雪期にあつては、雪崩による交通途絶、二次災害の危険性が予想される。職員は本部に参集する場合、雪崩危険箇所等にあつては、特に注意するものとする。

雪崩等により道路等が寸断され本部に参集できない職員は、復旧するまでの間、地域の自主防災組織、地域自治組織等の活動に参加し、地域の被害状況を収集するとともに、本部への情報伝達にあたるものとする。また、道路等が寸断され、かつ、通信手段が確保できない場合は、地域の被害状況の収集等にあたり、二次災害の危険性が低くなったときに、各自の勤務する施設に参集するものとする。

第2節 防災関係機関の相互協力体制

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合、単一の防災関係機関だけでは十分な応急対策が困難となることから、県や被災していない協定自治体、他の自治体、災害時応援協定事業所等の協力を得て防災対策を行う必要がある。このため、防災関係機関等の相互協力について必要な事項を定める。

なお、市は事前に県内外の自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は、速やかに応援、職員派遣の要請等を行うとともに、受入体制を確立する。
- (イ) 被災自治体から応援を求められた場合、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、速やかに応援を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- (ロ) 協定自治体等にて大規模な災害が発生した場合は、災害時応援協定に基づき、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、職員の派遣及び支援物資の輸送等応援体制を整備する。
- (ハ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、自治体間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて、体制整備に努める。その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との協定締結も考慮する。
- (ニ) 被災時に周辺自治体が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (ホ) 災害規模や被災地のニーズに応じて、迅速・的確に国や県、自治体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ、庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・当事者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- (ヘ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ 県の責務

- (ア) 県は、国、公共機関、市と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。
- (イ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内自治体に対して市を応援することを求めるとともに、県と県内自治体のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や被災市区

町村応援職員確保システム等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

- (d) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は市を応援することを求めるよう要求する。
- (e) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開などの応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (f) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援体制の強化を図る。
- (g) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- (h) 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。
- (i) 県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- (j) 連絡不通時の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- (k) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (l) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (m) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- (n) 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

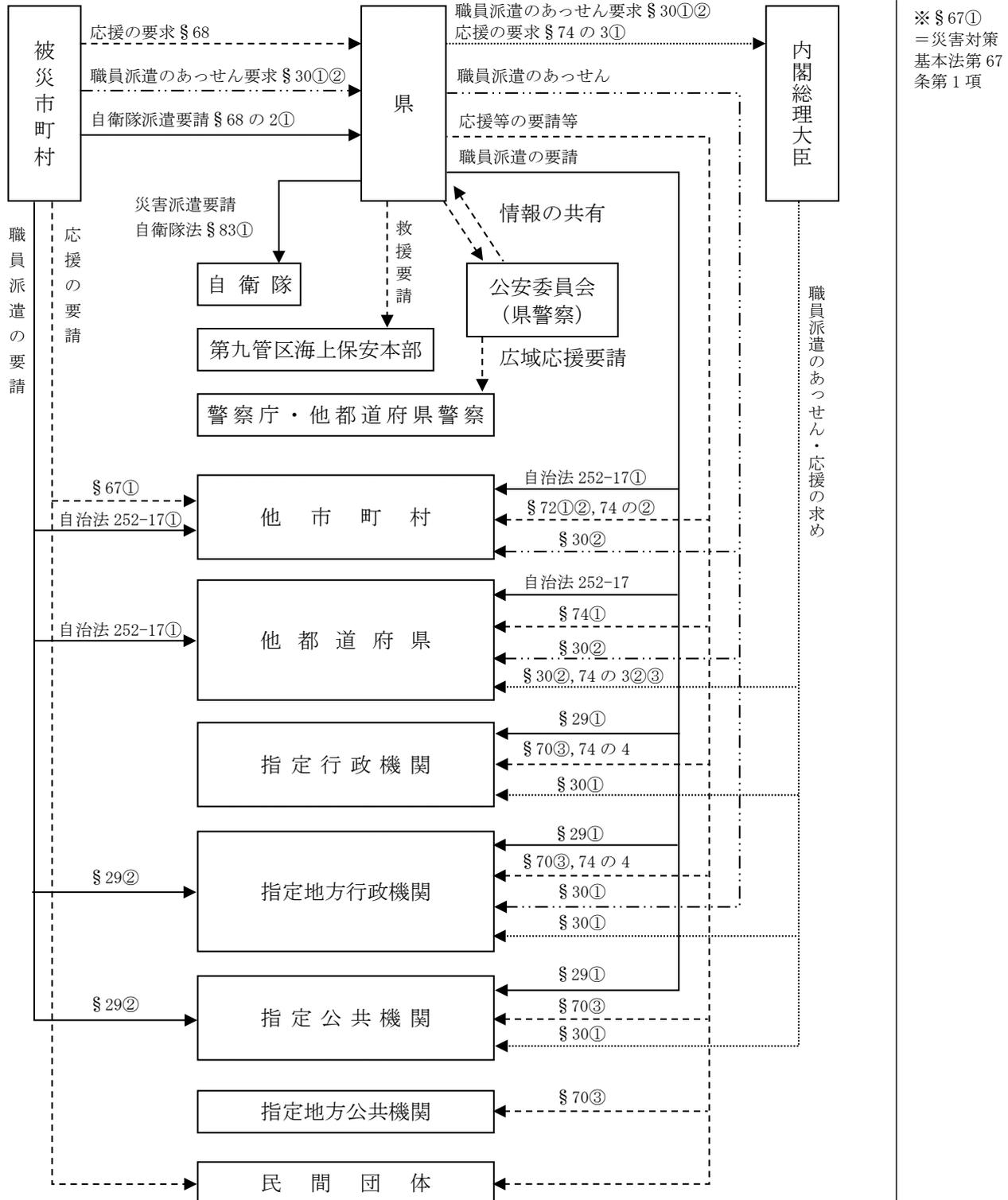
ウ その他の防災関係機関

- (7) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

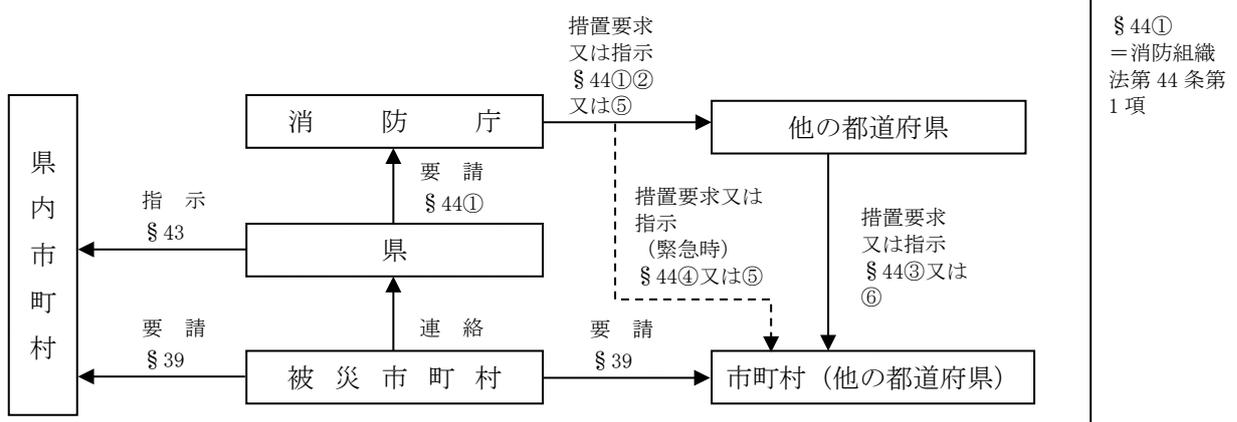
- (イ) 国は、被災により市及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。
- (ウ) ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
- (エ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
- (オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

2 情報の流れ

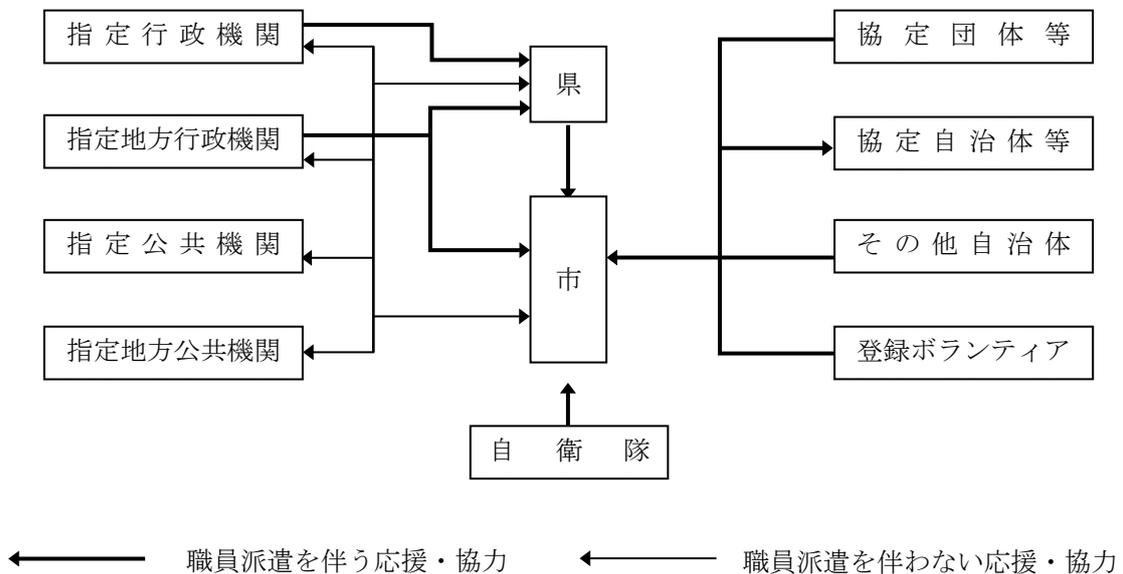
【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



【防災関係機関相互協力体制フロー図】



3 市の応援要請及び派遣態勢

(1) 他の自治体に対する要請

ア 協定自治体等への応援要請

市長は、応急対策を実施する上で必要と認めた場合、協定自治体等に対し応援を要請するものとし、協定自治体等に対し、災害発生日時及び被害状況と要請理由のほか次に掲げる事項の内、必要とするものを電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 必要とする食料、飲料水及び生活必需品、資機材等の種類、数量
- (イ) 派遣職員等の職種及び人数と派遣見込期間、派遣場所
- (ウ) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (エ) 生徒等の受入希望人数
- (オ) その他必要とする事項

イ 協定自治体等からの応援要請に対する市の対応

協定自治体等において大規模災害が発生した場合は、災害時応援協定に基づき、職員等の派遣、

支援物資の輸送等を行う。

職員の派遣は、段階的に行うものとする。事前に派遣職員の宿泊先の確保及び食事等を調達するものとする。

(ア) 発災直後

- a 防災安全課（2名） 現地の被害状況の把握及び必要な支援内容の確認、地元運送業者と協力し、支援物資の輸送等を行う。
- b 上下水道局（2名） 給水車の派遣
- c 健康づくり推進課（2名） 保健師の派遣

(イ) 発災後48～72時間後

被災宅地危険度判定士資格所有職員 被災した宅地の危険度を判定

(ウ) 発災後7日以降

税務課（2名） 建物被害認定調査

※その他必要な職員の派遣を行う。

ウ その他の自治体への応援要請

協定自治体等の応援協力が得られない場合、又は協力があってもなお十分な応急対策の実施が困難と認められる場合は、他の自治体に対し応援を求めるものとする。

その方法は、前記イに準ずるものとする。

(2) 知事への要請

市長は、応急対策活動を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

ア 連絡先及び方法

県危機対策課（災害対策本部が設置された場合は災害対策本部）へ、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）、電話、ファクシミリ、電子メール又は口頭等で行うものとする。

なお、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）、電話、口頭で要請した場合は、後にファクシミリ、電子メール等で報告するものとする。

【応援要求事項】

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする場所

(ウ) 応援を必要とする期間

(エ) その他応援に関し必要な事項

【応急対策実施要請事項】

(ア) 応急対策の内容

(イ) 応急対策の実施場所

(ウ) その他応急対策の実施に関し必要な事項

イ 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

(3) 指定地方行政機関に対する要請

ア 市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

【職員派遣要請事項】

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長は、市長から職員の派遣要請を受けたときは、適任と認められる職員を派遣するよう努めるものとする。

(4) 災害時応援協定事業所等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認められるときは、災害時応援協定事業所等に協力を要請するものとする。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

市長は、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。

※具体的な事項については、本章第12節「自衛隊の災害派遣計画」に定める。

(6) ボランティアの応援要請

市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと判断される場合は、速やかに市社会福祉協議会を通じ、登録ボランティア（第2章第31節「ボランティアの受入体制の整備」で定義）に、期間、場所、活動内容、指揮系統等を明示し、応援を要請するものとする。

4 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

(1) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長、知事又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。

(2) 市長、知事及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）の長は、応急対策の実施の要請があった場合、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について、直ちに応急対策を実施する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、市長又は知事に対し、次の応援を求めることができる。

【応援要請事項】

労務、施設、設備、物資の確保

(2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、市長及び知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

6 消防の広域応援

市及び消防本部の消防力で対処することが困難と予測される火災及び救助・救急事故が発生したとき

の応援要請については、本章第15節「消火活動計画」及び本章第17節「救急・救助活動計画」の定めによる。

7 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立するものとする。また、無雪地域からの応援に対しては、降雪等による注意事項も十分説明連絡するものとする。

8 応援受入体制の確立

(1) 情報の収集・伝達・交換

市及び県は応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確立

市及び県は国、関係都道府県、市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。

第3節 気象情報等伝達計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班・情報班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民等の責務

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報などに十分注意を払い、自主防災組織、地域自治組織等とも連絡を密にするなどして、自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

市は、気象等の特別警報・警報・注意報について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民等へ周知する。

特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む）及び広報車等により住民等へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けた場合は、関係機関及び住民等その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

ウ 県の責務

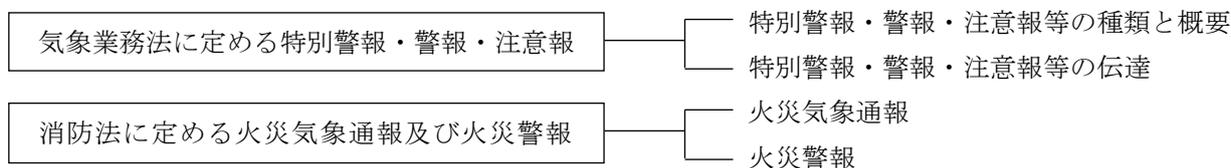
県は、新潟地方気象台から災害に関する予報又は警報の通知を受けたときは、直ちに市に通知するよう努める。

特に、気象等の警報・特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに通知された事項を市に通知しなければならない。

エ 国の責務

新潟地方気象台は、気象等の警報等を発表したときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報・警報・注意報及び気象情報等の発表を行い、関係機関に通知し、報道機関に協力を求めて住民に周知させる。

その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報、危険度及びその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報をわかりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

ア 特別警報・警報・注意報

(ア) 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる恐れがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こる恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と内容

特別警報・警報・注意報の種類		内 容
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想され、重大な災害が発生する恐れが著しく高まっている場合に発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等の恐れが残っている場合には発表が継続される。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水災害があげられる。
	大雪警報	降雪や積雪による家屋等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害の恐れに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害の恐れについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときには大雪警報が発表される。
	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等の恐れが残っている場合には発表が継続される。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	大雪注意報	降雪や積雪による家屋等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。強風による災害の恐れに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害の恐れについても注意を呼びかける。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
	波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生する恐れのあるときに発表される。	

	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する恐れのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生する恐れがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生する恐れのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生する恐れがあるとときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(ウ) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(エ) 雨に関する50年に一度の値

地域				50年に一度の値		
府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区域	二次細分 区域	R48	R03	SWI
新潟県	中越	十日町地域	十日町市	305	112	196

R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)

注1) 50年に一度の値の値は、十日町市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注3) 大雨特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注4) 降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。

各市町村の警報基準については、気象庁HPに掲載されている。

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>)

(オ) 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
新潟県	十日町	444	391

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(カ) 十日町市における警報・注意報発表一覧表

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和3年6月8日現在
発表官署 新潟地方気象台

十日町市	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	中越		
	市町村等をまとめた地域	十日町地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 123	
	洪水	流域雨量指数基準	渋海川流域=24.3, 貝野川流域=7.7, 北沢川流域=7.2, 飛渡川流域=12.2, 才明寺川流域=3.5, 小海川流域=5.1, 木島川流域=5.4, 下大井田川流域=4.6, 上大井田川流域=5.2, 田川流域=11.1, 川治川流域=8.5, 入間川流域=7.6, 当間川流域=4.2, 水沢川流域=4.9, 七川流域=6.3, 清津川流域=29.5, 越道川流域=10.9, 東川流域=8, 下貫木川流域=5.4, 濁川流域=6.2, 晒川流域=4.9, 羽根川流域=9.8, 釜川流域=8.3, 貝喰川流域=4	
		複合基準*1	晒川流域=(5, 4.4), 羽根川流域=(5, 8.8), 釜川流域=(5, 7.4), 貝喰川流域=(5, 3.6)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川中流 [十日町(姿)]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ60cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
土壌雨量指数基準			82	
洪水		流域雨量指数基準	渋海川流域=19.4, 貝野川流域=6.1, 北沢川流域=5.7, 飛渡川流域=9.7, 才明寺川流域=2.8, 小海川流域=4, 木島川流域=4.3, 下大井田川流域=3.6, 上大井田川流域=4.1, 田川流域=8.8, 川治川流域=6.8, 入間川流域=6, 当間川流域=3.3, 水沢川流域=3.9, 七川流域=4.8, 清津川流域=23.6, 越道川流域=8.7, 東川流域=6.4, 下貫木川流域=4.3, 濁川流域=4.9, 晒川流域=3.9, 羽根川流域=7.8, 釜川流域=6.6, 貝喰川流域=3.2	
		複合基準*1	信濃川流域=(5, 83.3), 渋海川流域=(5, 19.4), 貝野川流域=(5, 6.1), 飛渡川流域=(5, 9.7), 七川流域=(5, 3.8), 晒川流域=(5, 3.9), 羽根川流域=(5, 7.8), 釜川流域=(5, 6.6), 貝喰川流域=(5, 3.2)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川中流 [十日町(姿)]	
強風		平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s	
風雪		平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm	
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上,かつ,日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上		
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度 40% 実効湿度 65%		
なだれ		1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか,日降水量20mm以上の降雨がある場合		
低温	5~9月:日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月:海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で,並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(キ) 警報・注意報基準一覧表の見方

- (1) 警報とは、重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こる恐れのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で示している。
- (6) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (7) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域はク中越地域の平坦地・平坦地以外地図を参照。新潟県は、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html)を参照。
- (8) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (9) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として見準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定見準」を設定し、通常より低い見準で運用することがある。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、総務省が定めた「地域メッシュ」(約1km四方)毎に設定していますが、気象庁HPの「警報・注意報発表基準一覧表」では、市内における基準値の最低値を示しています。

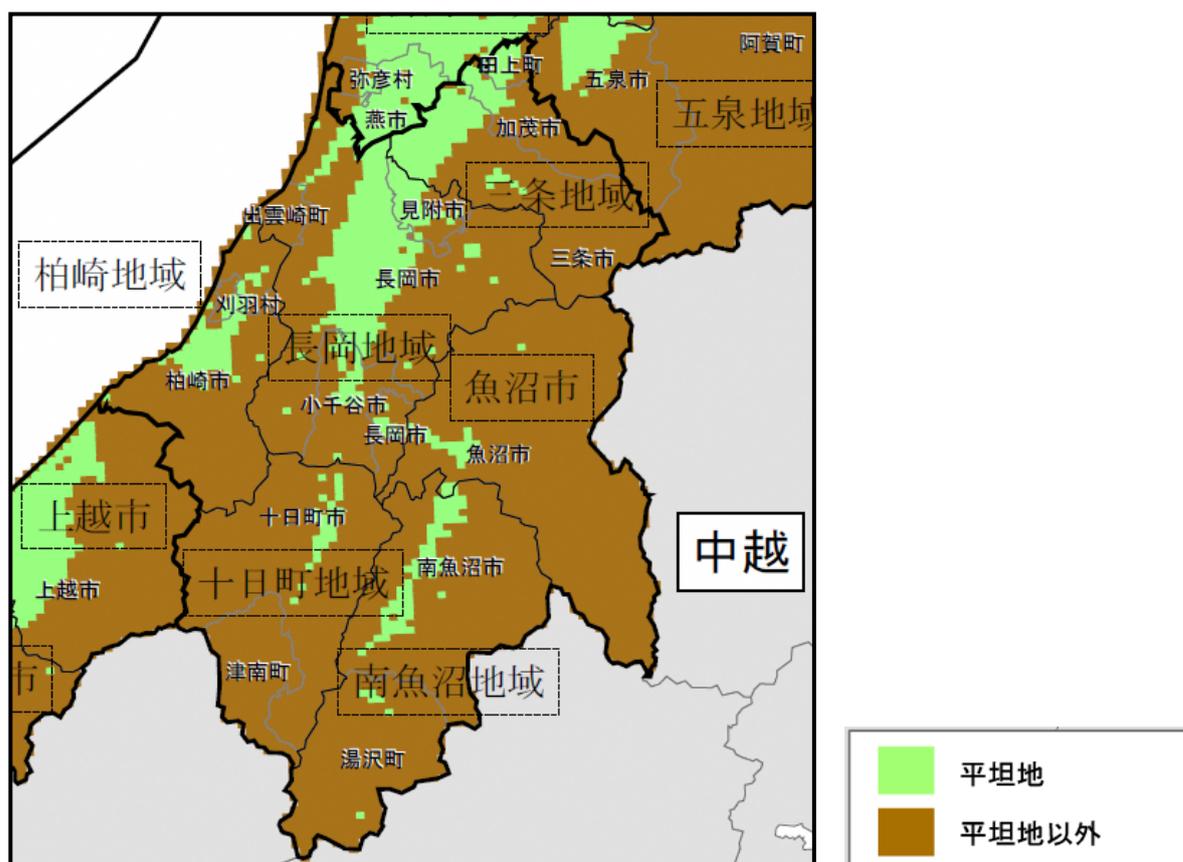
「地域メッシュ」とは、総務省が各種統計に利用するため、国土を緯度・経度により方形の小地域区画に細分したものです。また、それぞれのメッシュを識別するために付与されたコードは「地域メッシュ・コード」と呼ばれ、このコードは日本工業規格(JIS X 0410)です。

なお、「地域メッシュ」及び「地域メッシュ・コード」の詳細については、以下のHPを参照して下さい。

総務省(統計局) <http://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>

財団法人日本規格協会 <http://www.jsa.or.jp>

(ク) 中越地域の平坦地・平坦地以外地図

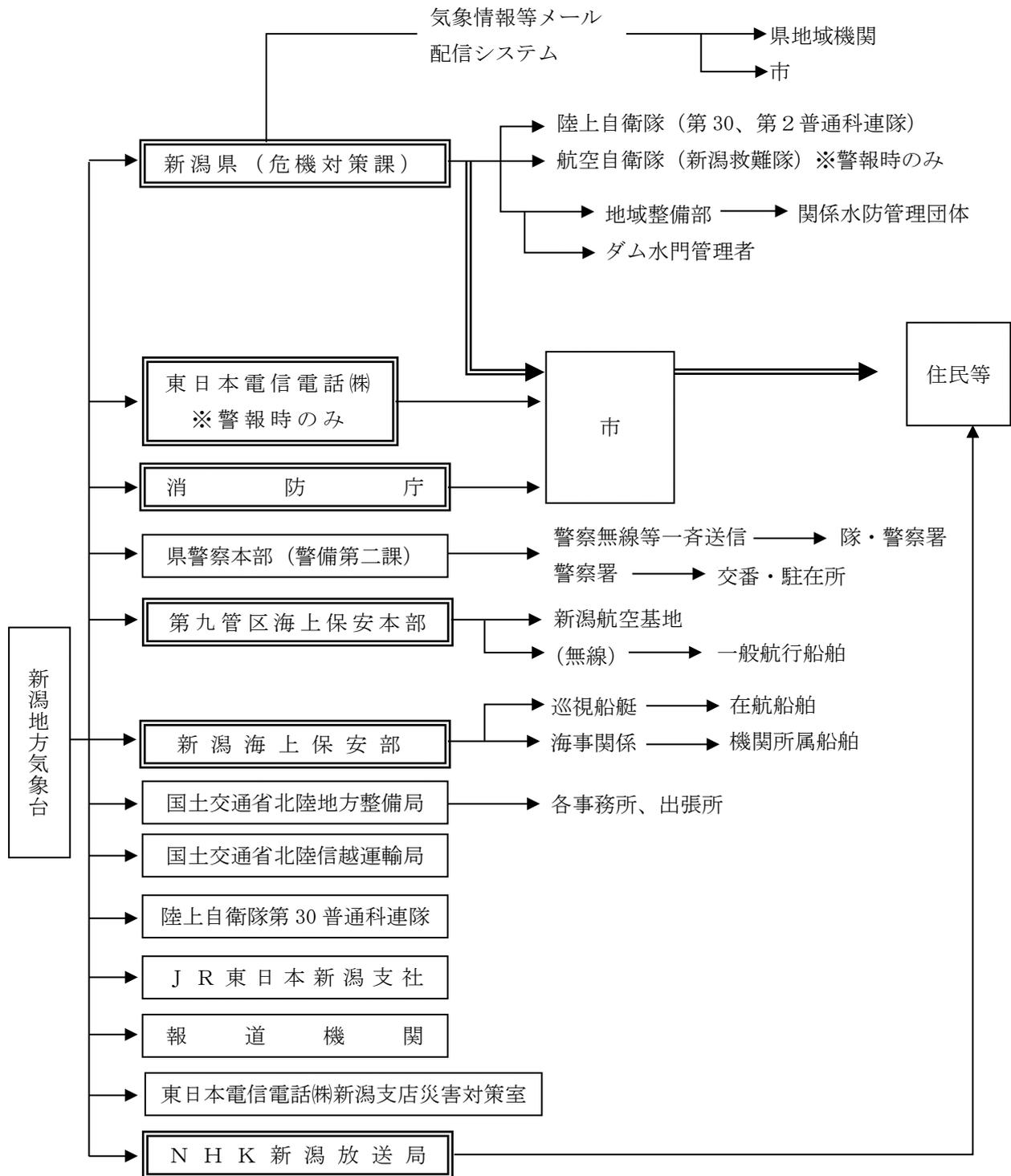


平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率(ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水)として算出)が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

(カ) 気象警報等の伝達系統図



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

イ 気象情報等

(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報

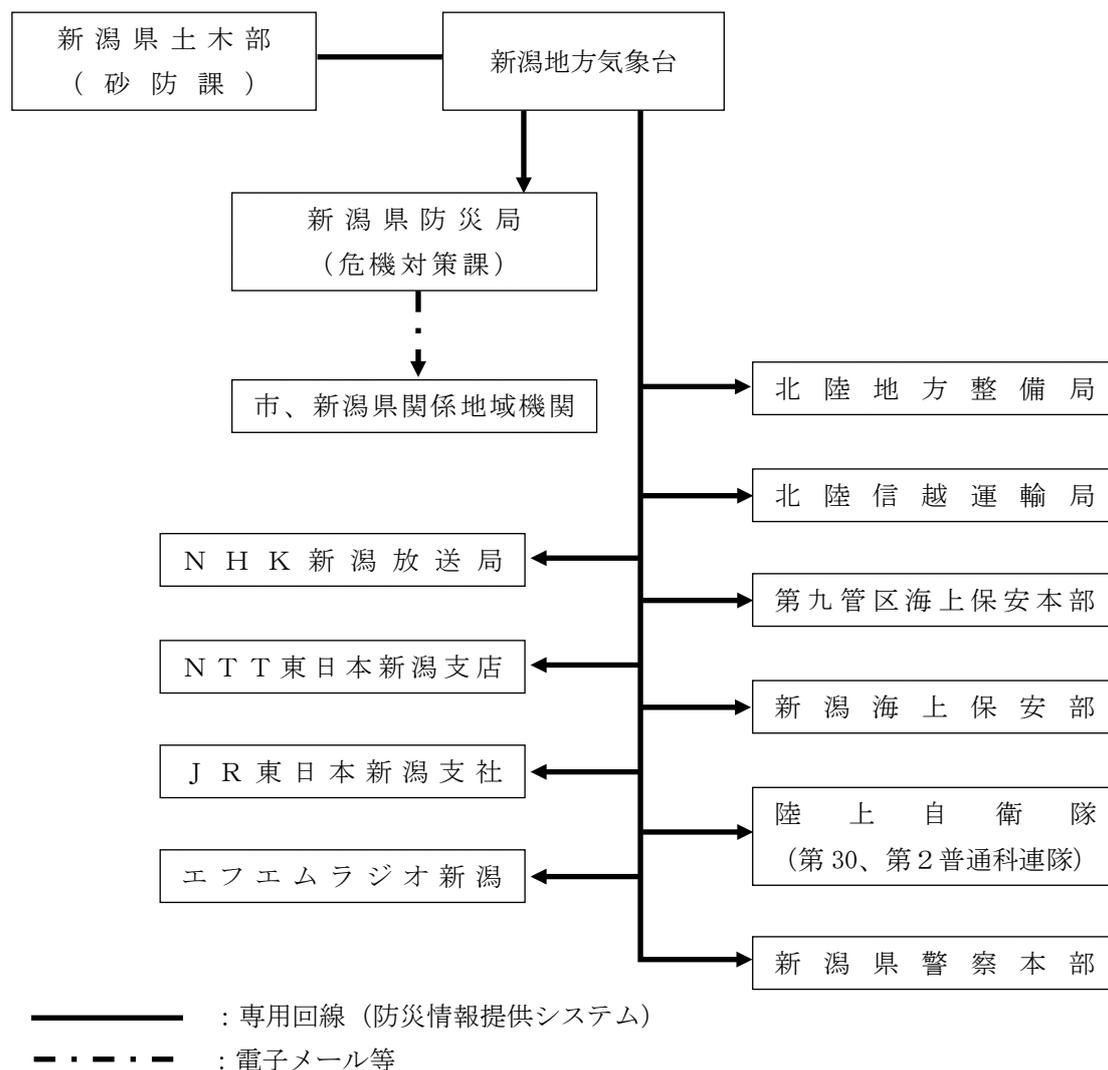
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が同時に発表される。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

付図

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



(ウ) 記録的短時間大雨情報

新潟県内で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、府県予報区(上越、中越、下越、佐渡)単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生する恐れが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

(オ) 信濃川中流洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民等の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。信濃川中流については、信濃川河川事務所と新潟地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

【指定河川洪水予報】

種 類	標 題	概 要	警戒 レベル
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民等の避難誘導や救援活動等が必要となる。	警戒レベル5 相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。	警戒レベル4 相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報の発令の判断の参考とする。	警戒レベル3 相当
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階である。	警戒レベル2 相当	

【信濃川中流洪水予報の基準水位】

(単位：m)

予報 区域名	河川名	水位 観測所名	所在地	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画 高水位
信濃川	信濃川 中流	十日町市 (姿)	十日町 市	右岸 70.1k	142.00	142.50	145.90	146.20	146.809

(カ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

- ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・洪水警報の危険度分布情報

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予想を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(キ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越、中越、上越、佐渡）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(ク) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示し

たものを、常時10分ごとに更新している。

ウ 新潟地方気象台の業務

(ア) 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等（航空機、鉄道、電気事業等に適合するための警報を除く）を
発表、切替え、解除したときは、気象特別警報・警報・注意報等の伝達系統図により、関係機関
へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

(イ) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

- a 新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資
するため、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を行う。
- b 新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電気事
業者に対し、電力気象通報（雷雨警戒報等）を行う。

エ 市の業務

市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けたときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計
画された組織の活動により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方
法によって、防災関係機関及び市民等に周知するものとする。

オ 県の業務

知事は、特別警報・警報・注意報、気象情報等の通報を受けたときは、あらかじめ計画された組
織によって速やかにこれを関係地方機関及び市長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、
必要と認める事項は、市等に通報するものとし、この場合は、新潟県防災行政無線によるほか、一
斉メール、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を
図るものとする。

カ NTT東日本の責務

NTT東日本（故障時にはNTT西日本）は、特別警報・警報・注意報の発表対象区域の通報を
を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（FAX）により、あらかじめ計画された組織に
よって速やかにこれを市長に伝達する。

キ 水防警報等の取扱い

本章第4節「洪水予報・水害警報等伝達計画」に定めるところによる。

ク 異常現象発見時における措置

(ア) 異常気象の種別

- a 竜巻等突風・・・農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- b 強い降ひょう・・・農作物等に被害を与える程度以上のもの
- c 雪崩・・・建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- d その他異常なもの

(イ) 通報手続

- a 異常現象を発見した者は、速やかに市長、消防職員、警察官等に通報する。
- b 通報を受けた消防職員、警察官は、その旨、市長に通報する。
- c (イ)のa又はbにより通報を受けた市は、直ちに下記機関に通報する。
 - (a) 新潟地方気象台
 - (b) 十日町地域振興局及びその他関係機関
 - (c) 当該災害に関係する近隣市町村
- d 十日町地域振興局は、その旨を直ちに県危機対策課長及び関係部課長に通報する。

(2) 火災気象通報

ア 新潟地方気象台の業務

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに新潟地方気象台が新潟県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。伝達については、気象警報等の伝達系統図に準ずる。

イ 県の業務

知事は、新潟地方気象台から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報・警報の伝達に準じて、市に伝達する。

ウ 火災気象通報の通報基準

通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

(ア) 実効湿度が65%以下になる見込みのとき。

(イ) 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(ウ) 火災危険度5以上になる見込みのとき。

注：「火災危険度」とは、その日の最小湿度及び最大風速から計算される指数

(3) 火災警報

ア 市・十日町地域広域事務組合の業務

十日町地域広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条3項の定めにより、「火災警報」を発することができる。

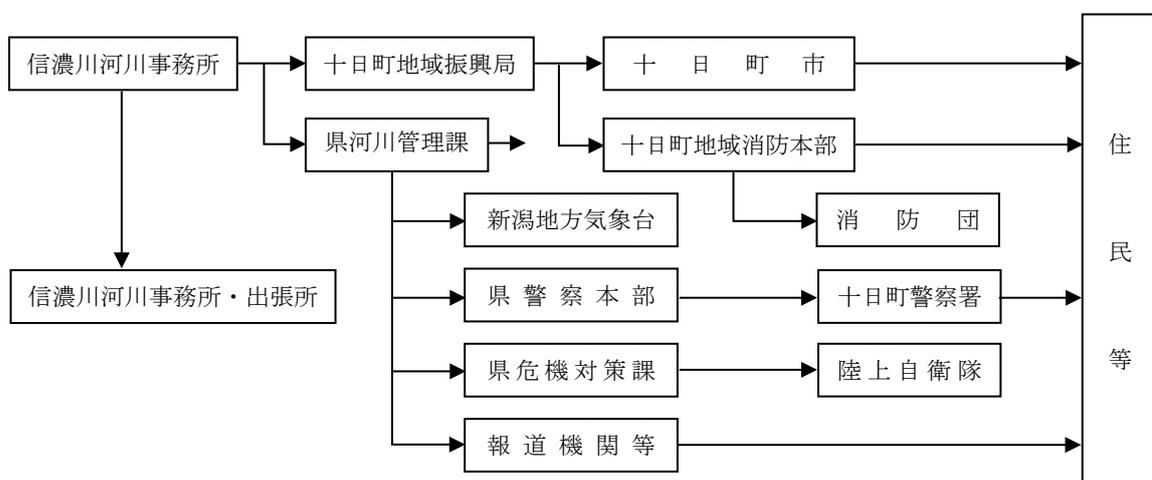
管理者から「火災警報」が発せられたときは、市の区域に在る者は、十日町地域広域事務組合火災予防条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

市は、火災警報が発せられたときは、消防本部と連携し、広報車・消防車・同報系無線等による呼びかけ及びコミュニティFM等を通じ、住民等及び所在の官公署・事業所等に周知するとともに県危機対策課に通報するものとする。

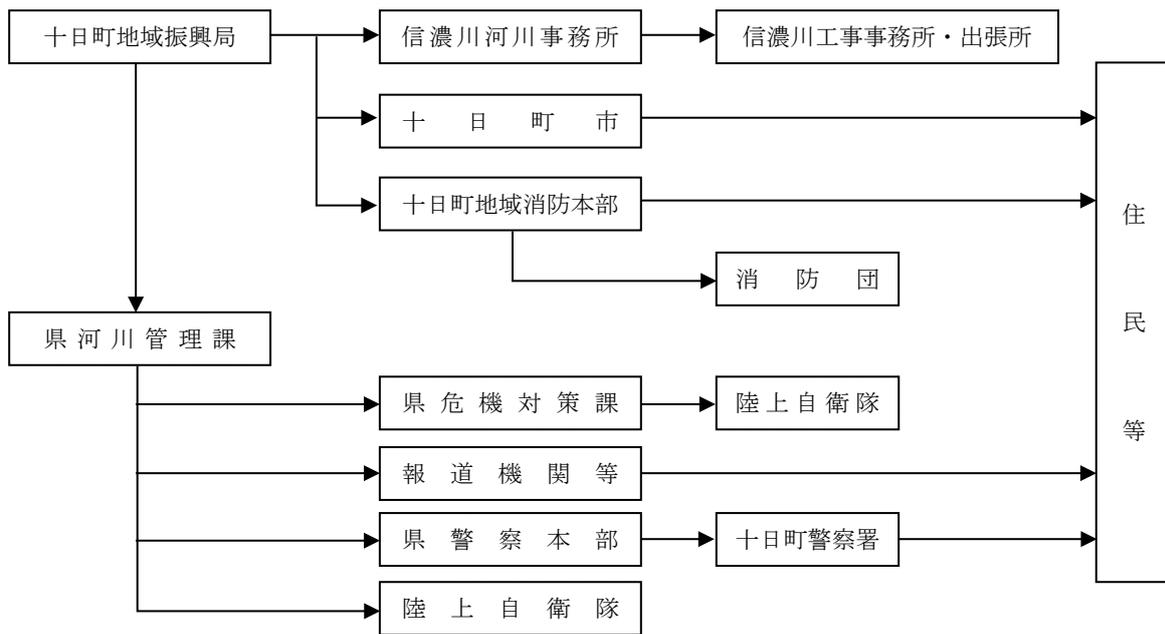
イ 県の業務

県危機対策課は、管理者から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

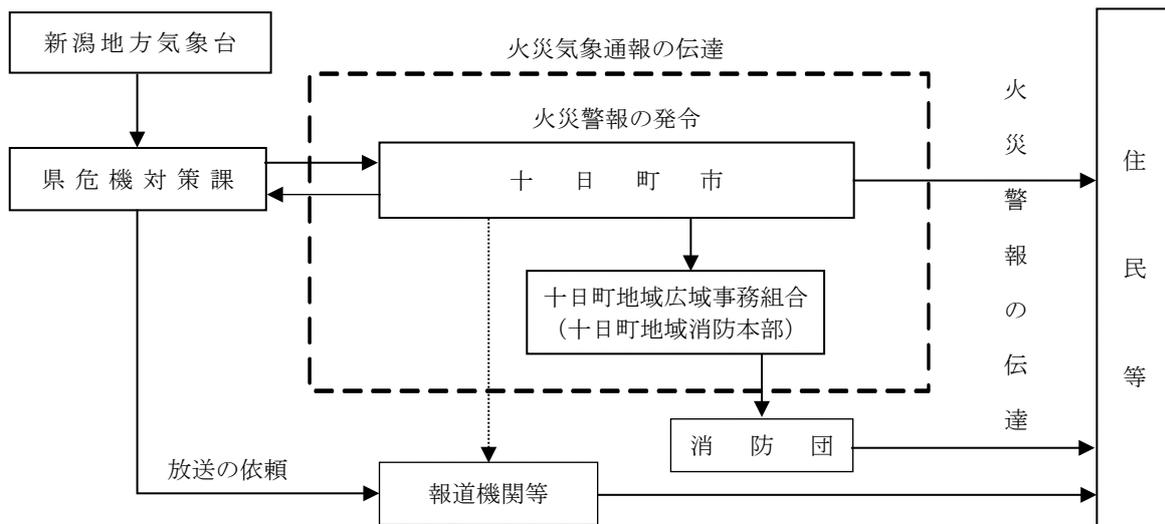
○水防警報伝達系統（国土交通省：宮中～下条） ※電子メールによる伝達



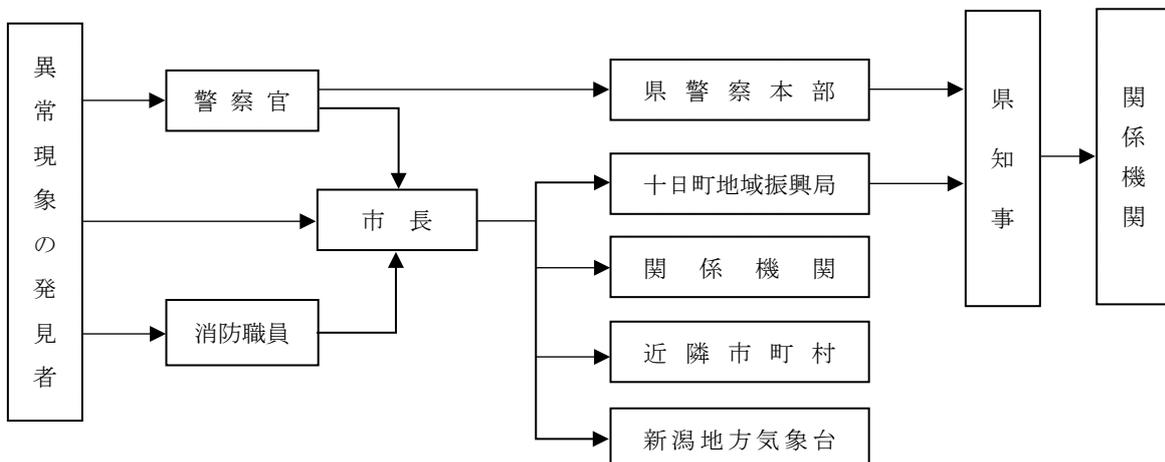
○水防警報伝達系統（県：割野～宮中） ※FAXによる伝達



○火災警報伝達系統図



○異常現象発見者の速報系統図



第4節 洪水予報・水防警報等伝達計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班・情報班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民等の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと市が伝達する避難情報やその他の機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、自主防災組織、地域自治組織近隣住民等とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

住民等が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方气象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民等への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理団体として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるととき又は増水により災害発生の恐れがある場合は、十日町市水防計画に定める関係者に通報し、水防上必要があるときは、消防団及び消防本部を準備又は出動させる。

(7) 市管理河川等

十日町市水防計画に定める市管理河川等（水位観測所の無い県管理河川も含む。）について、日ごろから各河川の重要水防箇所について調査するとともに、消防本部、消防団、自主防災組織、地域自治組織等と連携し、増水時の通報伝達体制の構築に努める。

ウ 国、県の責務

(7) 洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害は予測されるものについては、国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水の恐れがあるときは、河川の水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(4) 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予測されるものについては、国、県が水位周知河川に指定し、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(7) 水防警報河川

洪水により相当な損害が予測されるものについては、国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報を発したとき、又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市その他水防関係機関に通知する。

(5) 水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水の恐れがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

(2) 要配慮者に対する配慮

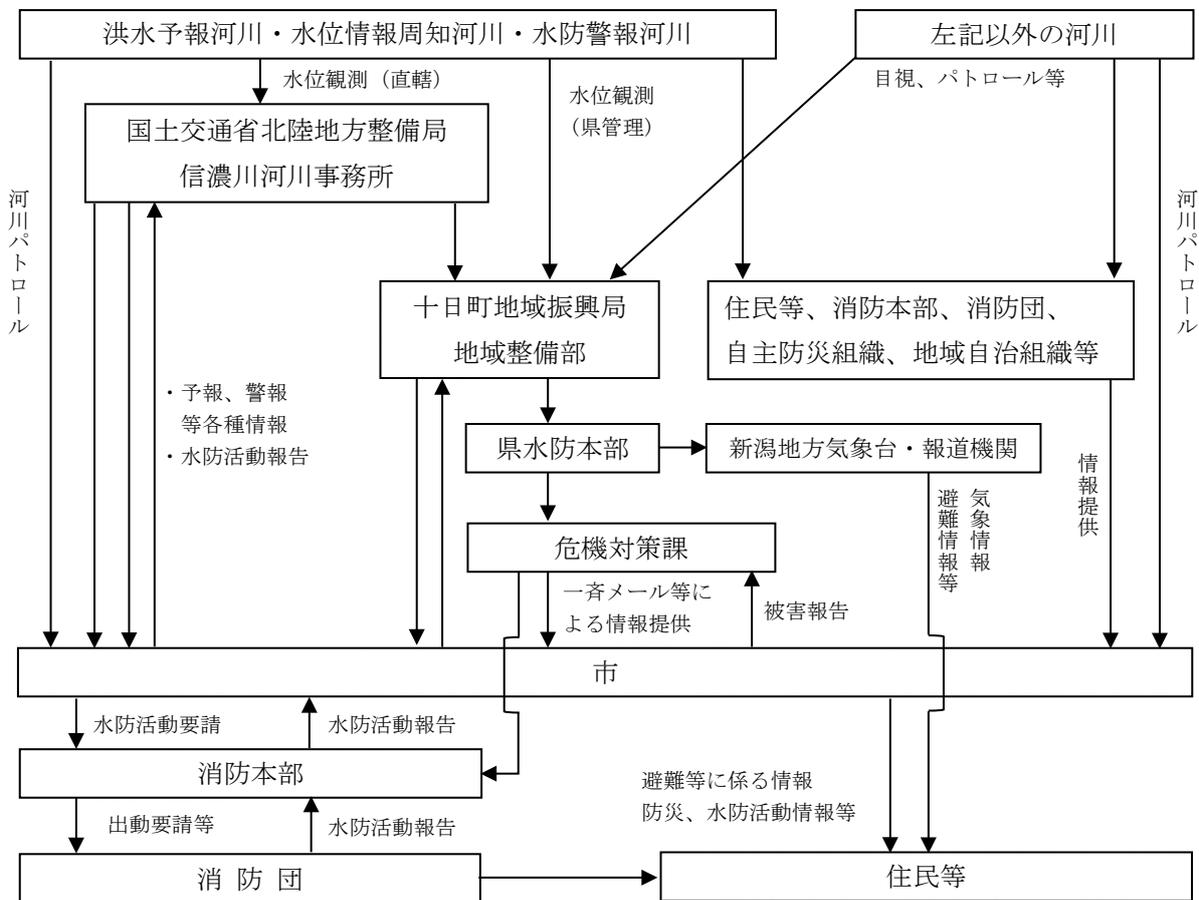
市は、国、県、新潟地方气象台等からの気象・防災情報及び、消防本部、消防団、自主防災組織、地域自治組織等からの情報提供に基づき、要配慮者への高齢者等避難（警戒レベル3）等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3) 積雪期の対応

積雪・降雪により発生する河道閉塞等に注意し、国、県等関係機関と連携して対応する。河道閉塞時の急激な気温上昇、降雨等による水上がりの発生を未然に防止するため、早急な対応を実施するように努める。

また、河川等への排雪禁止に関する広報、パトロール等を実施し、河道閉塞の未然防止に努める。

2 河川情報の流れ（フロー図）



3 設定水位の種類

- ・ 水防団待機水位 : 通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位
- ↓
- ・ 氾濫注意水位 (警戒水位) : 水防団の出動の目安となる水位
- ↓
- ・ 避難判断水位 : 市長の高齢者等避難情報発表の判断目安
避難に時間を要する人(避難行動要支援者)は避難開始する参考となる水位
- ↓
- ・ 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) : 市長の避難指示発令の判断目安
通常の避難行動が出来る方が避難を開始する参考となる水位

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	洪水予報河川、水防警報河川及び水位周知河川の指定	新潟地方気象台
	水位又は流量の通知、公表	市、報道機関
	河川防災情報の一般への提供	住民等
市、消防本部	消防団の準備・出動	消防団
市	避難情報の発令	住民等、報道機関

(1) 市の業務

ア 市の水防責任

市は、「水防管理団体」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ 避難情報の発令

国、県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民等に対する避難指示発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

ウ 水位の通報及び公表

市は、水防管理者として、洪水の恐れがあつて国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

エ 消防団及び消防本部の出動

市長は、水防管理者として、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、市水防計画に定めるところにより、消防団及び消防本部の出動又は準備させる。

オ 要配慮者に対する配慮

市は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、要配慮者への高齢者等避難等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(2) 国の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 流域面積の大きい直轄河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある河川を洪水予報河川に指定する。

(イ) 洪水の恐れがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を、氾濫した後においては、それらに加え浸水の区域及びその水深を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 上記洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある河川を水位周知河川に指定する。

(イ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して県に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

(ア) 洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある河川を水防警報河川に指定する。

(イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県に通知する。

エ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水の恐れがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定める関係者に通報する。

(イ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を示して水防計画で定めるところにより公表する。

オ 国所管の洪水予報・水位周知・水防警報河川の一覧

(ア) 洪水予報河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
信濃川中流 （大河津分水）	十日町(姿) 小千谷 長岡 大河津	信濃川河川事務所	十日町市、小千谷市、 長岡市、燕市、弥彦村

(イ) 水位周知河川（令和2年6月1日現在）

なし

(イ) 水防警報河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管事務所	関係市町村
信濃川中流	十日町(姿) 小千谷 長岡 大河津	信濃川河川事務所	十日町市、小千谷市、 長岡市、燕市、弥彦村

(3) 県の業務

ア 洪水予報河川

(ア) 国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを市長に通知する。

(イ) 国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を洪水予報河川に指定する。

(イ) 洪水の恐れがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して市長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ 水位周知河川

(ア) 国の水位周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを市長に通知する。

(イ) 上記洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を水位周知河川に指定する。

(イ) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、水位がこれに達したときは、河川の水位又は流量を示して市長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ 水防警報河川

(ア) 国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを市長に通知する。

(イ) 洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を水防警報河川に指定する。

(イ) これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を市その他水防関係機関に通知する。

エ 水位の通報及び公表

(ア) 量水標管理者として、洪水の恐れがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その

水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

- (イ) また、量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

オ 河川防災情報システムによる情報提供

- (ア) 河川に関する雨量・水位・ダム放流量・画像等をリアルタイムで情報処理する河川防災情報システムを更新・整備する。
- (イ) 上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。
- (ウ) 雨量の度合いや水位の状態（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

カ 県所管の洪水予報・水位周知・水防警報・水防情報提供河川の一覧

- (ア) 洪水予報河川（令和2年6月1日現在）

なし

- (イ) 水位周知河川・水防警報河川（令和2年6月1日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
信濃川（県）	割野	十日町地域振興局	十日町市、津南町、小千谷市、長岡市

（県）：直轄管理区間に対する県管理区間のこと。

- (ウ) 水防情報提供河川（令和2年6月1日現在）

なし

キ 市長の避難指示等発令の判断の支援

- (ア) 洪水時に、河川管理者から市長へ、避難指示等の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。

(4) 新潟地方気象台の業務

気象等の状況により洪水の恐れがあるときは、その状況を国及び県に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて一般に周知する。

第5節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班、防災部建設班・農林班

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民等の責務

「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民等とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市の責務

国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民等への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとすべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ウ 国及び県の責務

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民等の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

(ア) 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示等の判断に資するため、土砂災害緊急情報を市に通知する。

(イ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時、市町村長が避難指示の発令判断や住民等の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害緊急情報や土砂災害警戒情報の伝達、避難指示等の発令に際し、その伝達方法や時期について、情報の受け取りや避難行動の困難な要配慮者に配慮するものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市・県	関係行政機関	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

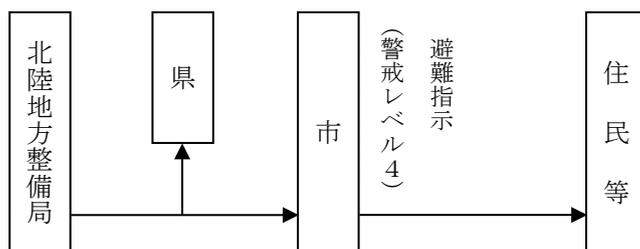
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
国	県、市	土砂災害緊急情報
十日町地域振興局	市	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 (県と共同発表)	県、関係行政機関、報 道機関	土砂災害警戒情報
市	住民等	避難情報

3 業務の体系

(1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

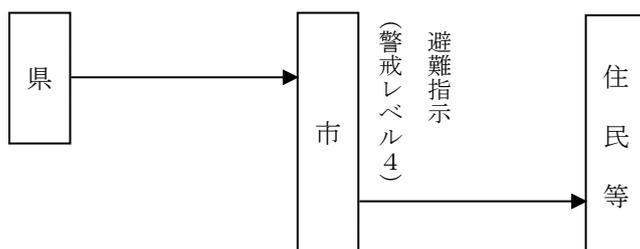
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。伝達経路は次ページに示す付図のとおりとする。

4 業務の内容

(1) 国の業務

ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

(2) 県の業務

ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する。

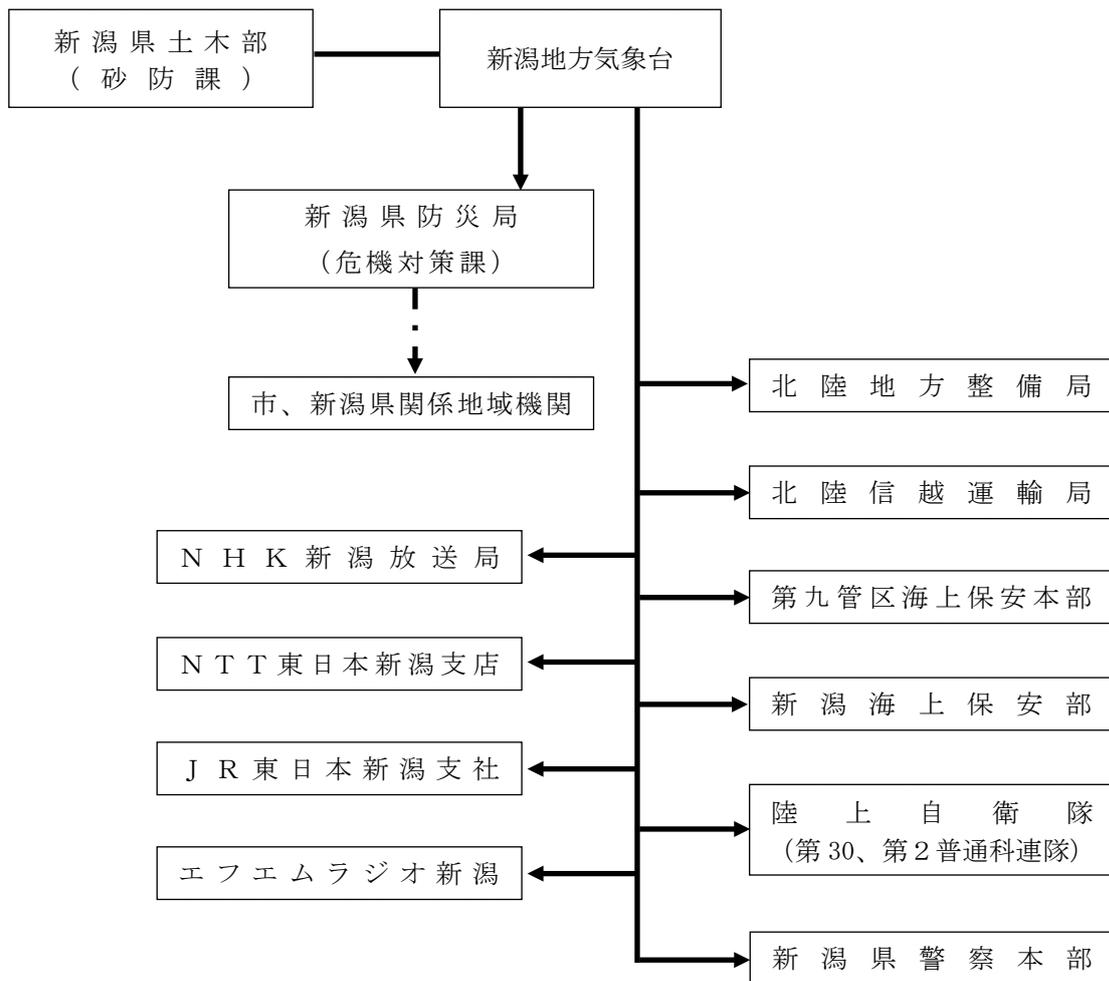
ウ 大雨警報（土砂災害）発表後、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時に市の防災活動や住民等の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市長等に通知及び一般へ周知する。

(3) 市の業務

ア 国・県から通知された緊急調査の結果や、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等の情報について、本章第8節「広報計画」に従い住民等へ広報する。

付図

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



————— : 専用線（防災情報提供システム）

- . . . - : 電子メール等

第6節 災害時の通信確保

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班・情報班・資材班、消防本部

1 計画方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。

また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 地域インターネット通信網、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆通信回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

イ 県の責務

(ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

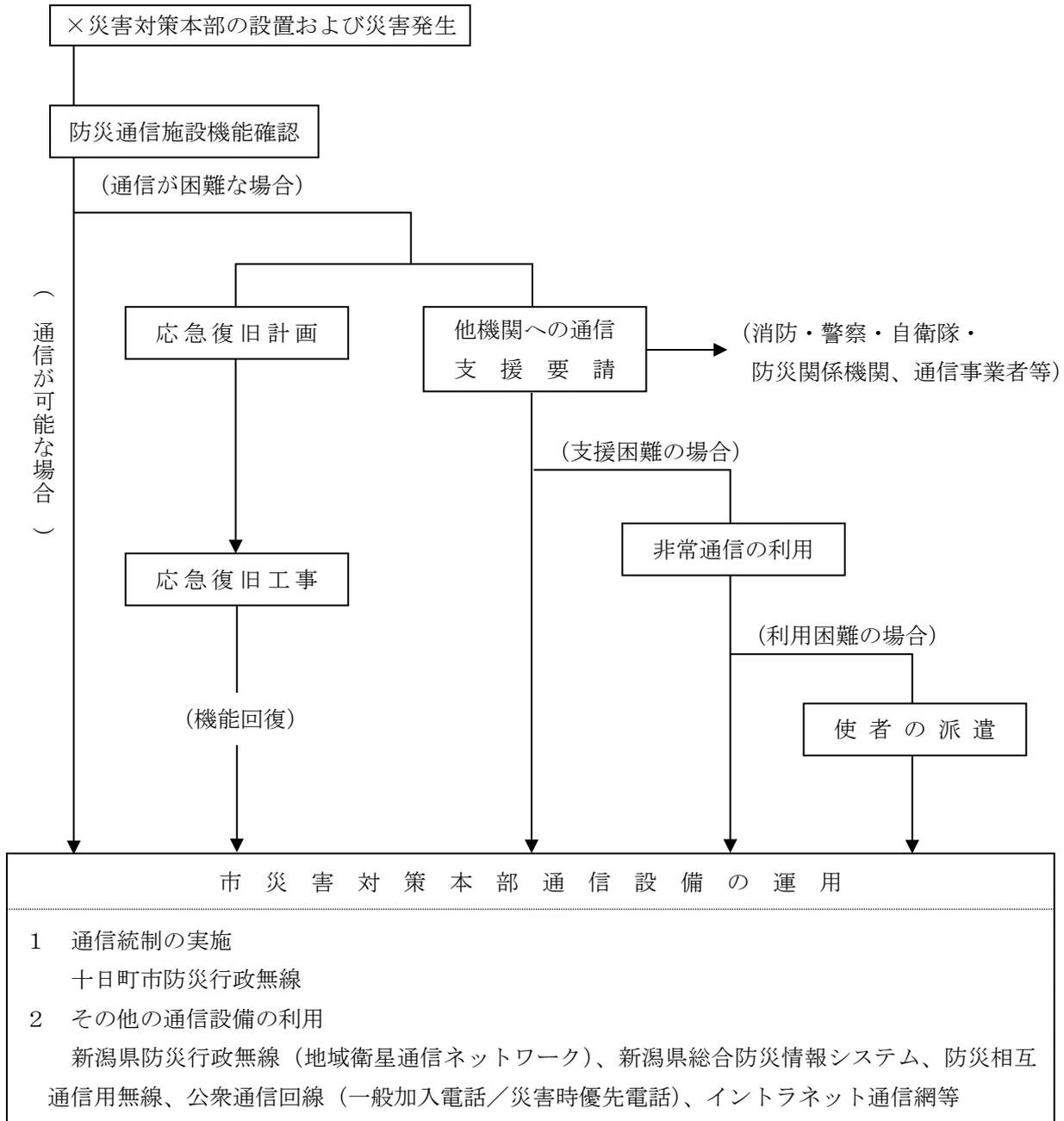
ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務

市、県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

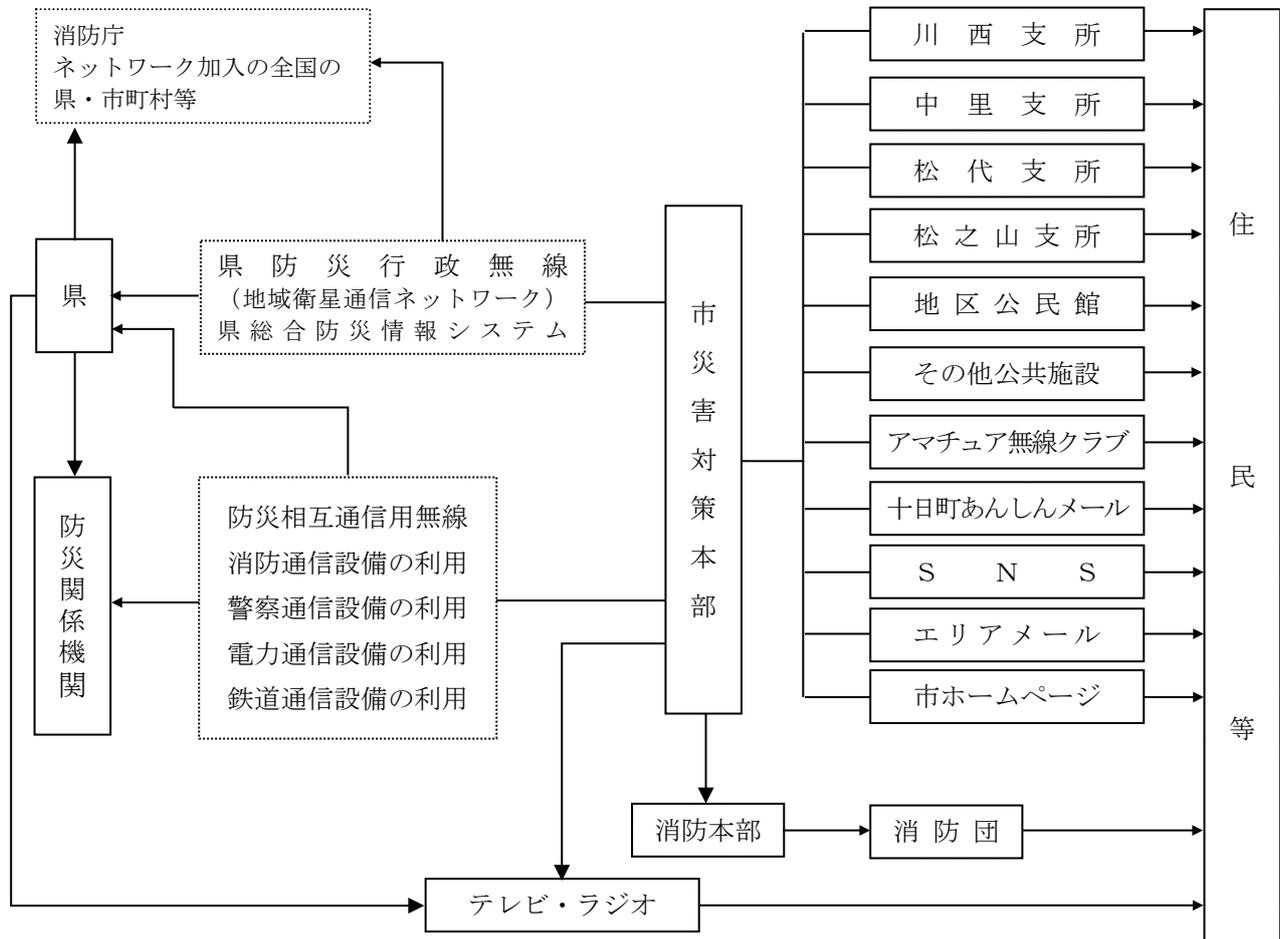
2 防災通信施設応急対策フロー図

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被害が判明した場合は速やかに応急復旧にあたり、
ともに代替通信手段を確保する。



3 通信体系

有線電話施設が、使用不能又は著しく使用が困難な場合における主な通信施設の運用については、次のとおりとする。



4 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達又は被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として十日町市防災行政無線、県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）、県総合防災情報システム、又は公衆通信回線（一般加入電話／災害時優先電話）で行うものとする。

一般加入電話は、局地的又は全面的に通話量規制が行われることが想定されるため、あらかじめNTT東日本の承諾を得ている災害時優先電話回線を利用する。

5 十日町市防災行政無線

(1) 通信統制

災害時等において情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、十日町市防災行政無線の通信回線を確保する必要があるときは、防災安全課長（無線管理者）は、次により通信統制を実施するものとする。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中、回線に緊急割り込み分割通話を行う。

(2) 移動系無線の利用

十日町市防災行政無線の陸上移動局（携帯型・車載型）は、災害現場の情報収集を行うとともに、基地局（固定系）の機能障害が生じた場合は、応急対策用無線機として利用する。

6 他機関の通信設備の優先利用等

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めるときは、関係各法令の規定により、市長は、電気通信事業者及び他の機関の通信設備を使用することができる。

（電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条、災害救助法第28条）

使用することができる主な通信設備

・ 消防通信設備 ・ 警察通信設備 ・ 電気通信設備 ・ 鉄道通信設備

7 自衛隊の通信支援

(1) 知事に対する派遣要請の依頼

市長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(2) 自衛隊に対する派遣要請

知事は、(1)の依頼を受けた場合又は自衛隊による通信支援の必要を自ら認めた場合は、自衛隊に対し、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

（詳細は、本章第12節「自衛隊の災害派遣計画」による。）

8 非常通信の利用

市、県及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急な危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ実施するものとする。

9 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用

災害が発生した場合に防災活動にあたる防災関係機関が防災活動を円滑に進めるため、全国共通の150MHz帯の専用波を用いて被害や活動の状況を相互に通信するために、防災関係機関、地方公共団体、地域防災関係機関に設置されている防災相互通信用無線を活用する。市の周波数は、158.35MHzである。

(2) 移動式通信設備の使用

災害時においては、携帯電話等も活用し、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

災害時においては、アマチュア無線クラブ等の協力により、被災情報、安否情報、救援物資の輸送

情報、生活情報等の収集・伝達等、被災地及び避難所等における身近な連絡手段として活用する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

10 公衆通信事業者への応援要請

N T T 東日本新潟支店等に対し、衛星携帯電話による災害対策本部緊急連絡電話の設置を依頼する。また、大規模な避難所への無料特設公衆電話の設置も併せて依頼する。

11 放送施設の活用

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、災害に関係する通知、要請、伝達事項等を、防災行政無線やコミュニティFM等を活用するほか、テレビ・ラジオの放送機関に要請するものとする。

なお、放送の要請は、原則として県を通じて行うものとするが、県を通じて依頼する暇がない場合は、市は直接放送機関に依頼する。

12 すべての通信が途絶した場合

すべての有線通信及び無線通信が途絶した場合は、連絡員を派遣して通信確保を行うものとする。

13 十日町市防災行政無線の応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被災状況、通信設備の疎通状況及び機能確認を早期に行い、障害の早期復旧に努め、的確な臨機の措置を行い、防災関係機関・施設相互の通信回路の確保にあたる。

14 緊急対策用通信手段の確保

市は、所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、通信手段の確保方法として、以下の関係機関等に協力を要請する。

(1) 総務省信越総合通信局

災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。

(2) 通信事業者、防災関係機関等

利用可能な通信機器の貸与を要請する。

第7節 被災状況等収集伝達計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班・情報班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害時の適切な災害応急対策を実施するため、市、県、消防、警察等の防災関係機関は、相互に密接な連携をとりながら被災状況を収集し、的確な判断のもとに必要な情報を住民等に伝達するものとする。

市及び関係機関は、一定規模以上の風水害等が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋等準備する。

また、地域の被害状況をできる限り把握し、市及び防災関係機関への連絡に努める。

イ 市・消防本部の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、自主防災組織、地域自治組織、防災関係機関等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合は、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局（危機対策課）へ報告する。

ウ 県の役割

(ア) 県は、市、消防本部、県地域機関、警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、市、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(イ) 被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ウ) 県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路㈱等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

(エ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(オ) 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(カ) 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(キ) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

エ 県警察本部の役割

(ア) 災害発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプター等により直ちに情報収集にあたり、県警察本部等による一元的な情報収集体制を確立する。

(イ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

オ 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、自衛隊、国土交通省北陸地方整備局等関係機関は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、パトロールカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 活動の調整

市、県、消防、警察、防災関係機関は、平常時から情報の共有化に努め、画像伝送情報等を相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域自治組織、消防団等の避難誘導協力体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報等に配慮する。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

2 情報の流れ

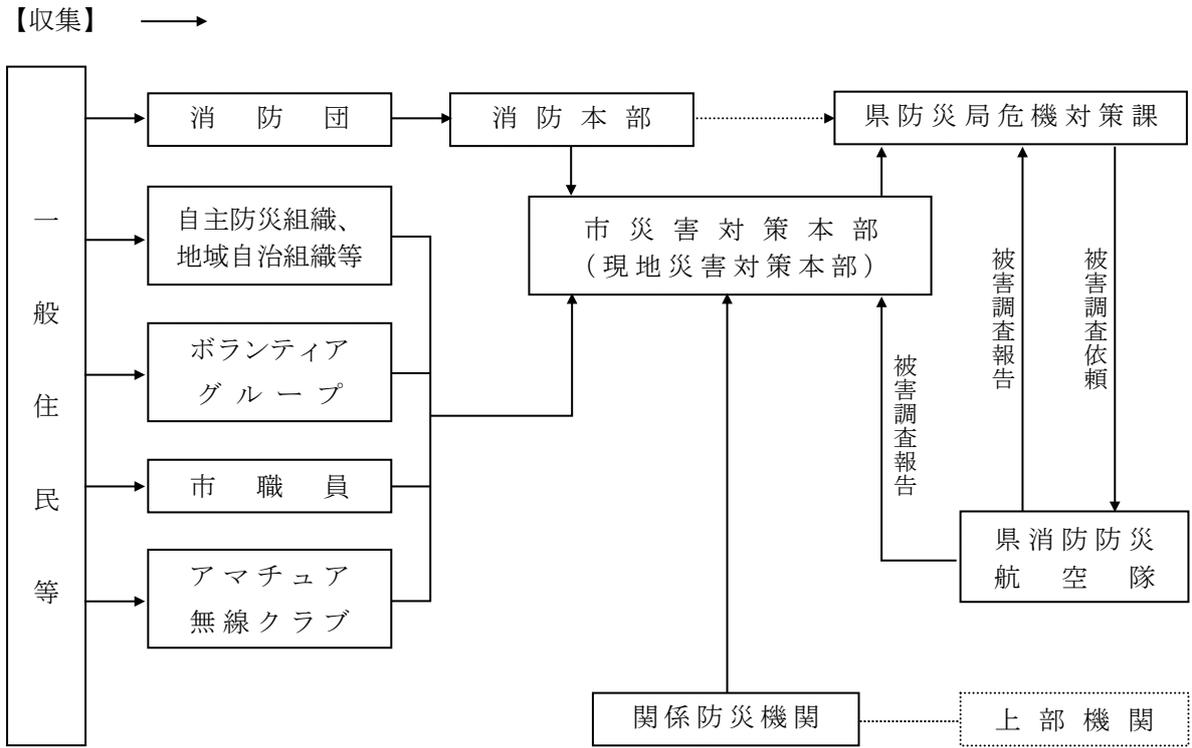
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自主防災組織、地域自治組織、住民等	市、消防本部、県警察等	地域の状況、被害状況等
市、消防本部、県警察等	県、報道機関	同上
県	国、防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

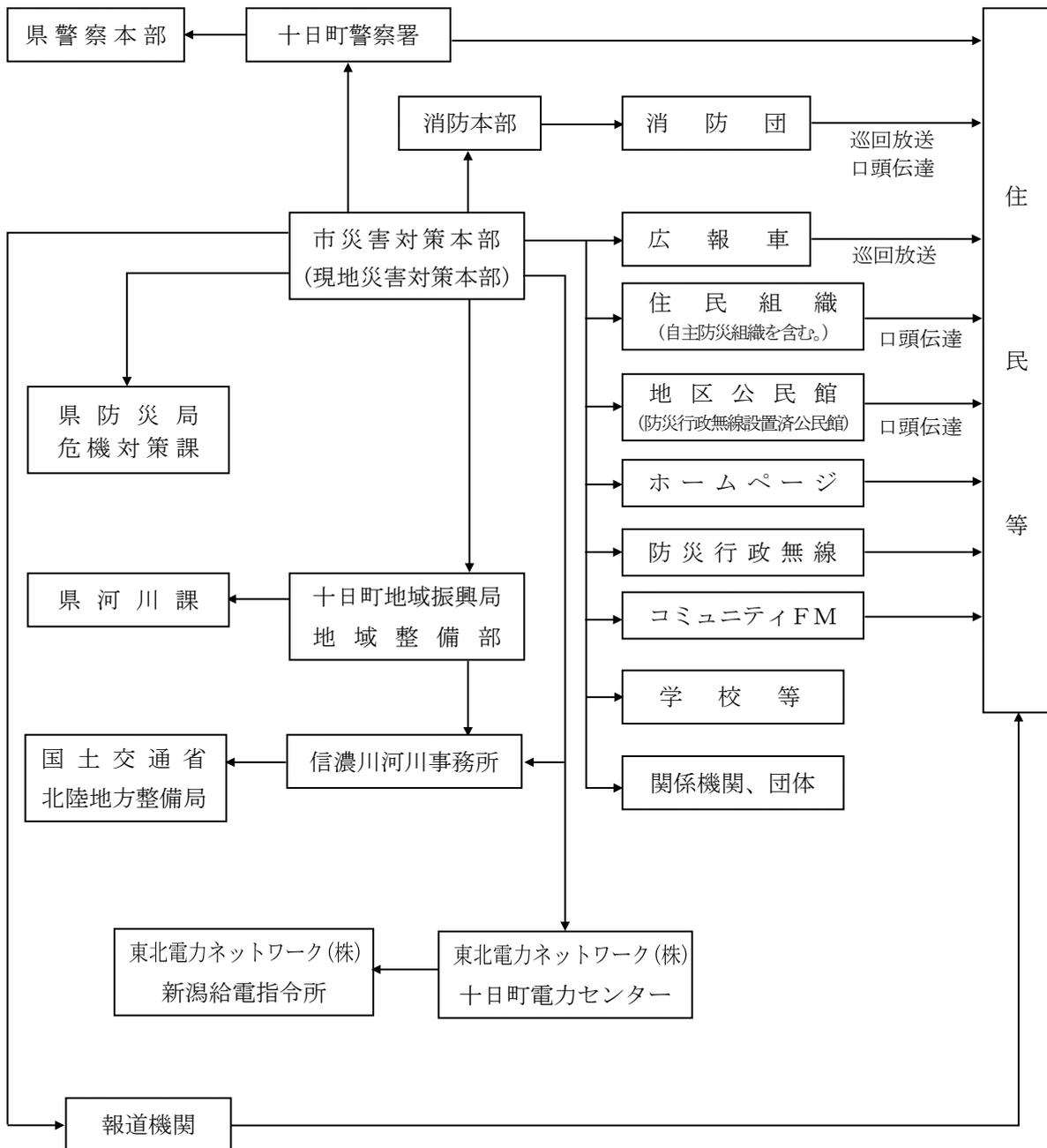
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
市、消防本部、県警察等	自主防災組織、地域自治組織、住民等	同上

3 被災状況等収集伝達計画フロー図



(警察、国・県出先機関、NTT、電力会社)

【伝達】 →



4 災害情報の時系列収集区分

市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、被災情報の収集を災害発生後の時間経過に応じて行うものとし、関係機関は所管業務に係る被災情報を市に提供するものとする。

区 分		収 集 事 項	収 集 要 領
第1段階	(災害速報) 災害発生後、約3時間以内に把握し48時間を目途に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 ・火災状況 ・家屋被災状況 ・住民等避難状況 ・医療機関被害状況 ・主要道路・橋梁被災状況 ・ライフライン施設被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速性を第一として、市内の被災概況を把握する。 ・消防・警察を主体とした関係機関からの状況を収集する。 ・職員の参集途上における情報収集 ・自主防災組織、地域自治組織等からの通報・聴取
第2段階	(中間報告) 第1段階終了後、応急対策の間、逐次把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階調査事項 ・公共施設被害状況 ・農林商工業被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定報告までの間、常に被害状況の把握に努め、逐次本部へ報告する。 ・現地調査を行うことを基本とする。 ・被害の数量的（金額等）把握に努める。 ・市の調査事項に係る第2段階への移行は、災害対策本部・総務部長が指示を行う。
第3段階	(確定報告) 応急対策終了後、原則として3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての被災状況を集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況を数量的に確定する。

5 情報収集・伝達

十日町市災害対策本部の総務部員は、配備計画に基づき直ちに本部を設置し、各現地本部、関係機関、団体、自主防災組織、地域自治組織等と密接に連絡をとり、被災状況等の情報収集に努めるものとし、収集した情報は整理の上、関係機関及び住民等に伝達する。

[通信手段の確保が困難な場合]

電気通信設備が使用不能又は著しく使用が困難な場合は、本章第6節「災害時の通信確保」のとおり、市所有の無線通信機器の有効活用を図るとともに、関係機関の無線機器の一時使用により通信体制の確保を図る。

各避難所に派遣する職員は、自主防災組織、地域自治組織、消防団等の協力を得て、被災状況の収集等にあたる。

(1) 職員からの情報収集

災害発生が勤務時間外の場合、非常参集する職員は道中で被災状況を確認し、所属部長へ被災状況を報告する。各現地災害対策本部は情報を取りまとめ、災害対策本部の総務部へ連絡を行う。また、緊急性の高い情報（人的被害、住宅被害、幹線道路の状況等）については、随時連絡を行う。

(2) 地域からの情報収集・伝達

被災現地での情報の収集及び伝達は、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織、地域自治組織及びボランティアグループ、アマチュア無線クラブ等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように努める。

(3) 防災機関からの情報収集

警察への110番や消防の119番通報のほか、国・県出先機関や電気通信事業者、電力会社等からも連絡員室（総務部が兼ねる。）を通じ情報収集を行うものとする。

(4) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあつては、被災状況の調査のため調査隊を組織し、派遣することとする。また、今後の災害救助活動に重要な市外への幹線道路（国県主要道等）の被害状況の調査も迅速に実施する。

(5) ヘリコプター等による情報収集

通信施設の途絶等により、被災状況の収集に支障がある場合には、県消防防災航空隊等県等のヘリコプターを所有する機関に出動を要請し、次の事項に重点を置き、速やかに収集活動を実施する。なお、消防防災ヘリコプターの運航については、本章第15節「消火活動計画」の定めによる。

- ア 災害発生場所
- イ 道路被害状況（道路機能確保状況）
- ウ 建築物の被災状況
- エ 住民等の避難状況（避難所の確保）
- オ 公共機関及び施設の被災状況

(6) 被害状況報告

市が県に対して行う被害報告は、災害対策基本法第53条に基づくものであり、報告すべき事項は「災害報告取扱要領（平成7年1月9日付け消第468号新潟県総務部長通知）」に掲げる被災状況・応急措置等とする。

ア 災害速報

被害等を覚知したときは、直ちに前記「被害報告」に掲げる事項について判明したものから順次県防災局（危機対策課）に電話、無線又は電子メール、ファクシミリで報告するものとする。

イ 災害確定状況報告

応急対策を終了した後原則として10日以内に、前記要領により郵送又は電子メール、ファクシミリで報告するものとする。

6 収集すべき情報

(1) 災害の発生場所又は地域

(2) 被害の程度

- ・人的被害
- ・一般家屋
- ・公共施設
- ・道路、河川

(3) 災害対策の概要

- ・現地本部の概要
- ・避難指示等の状況
- ・避難者数、避難所状況等
- ・消防等の活動状況
- ・応急措置の概要

(4) その他応急対策上必要事項

- ・食料、医薬品、その他緊急に補給を必要とする物資及び数量等

(5) 「被害の程度」については、本章第51節「災害救助法による救助」による。

また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定にあたっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

7 防災関係機関の実施体制

(1) 被災情報の収集は、各機関がそれぞれ必要な事項に基づいて行う。市、県及び他の防災機関から情報収集に関する要請があった場合、防災関係機関は協力するものとする。

(2) 防災関係機関は、所掌する事務又は業務に係る被害状況及び各々の災害応急対策の実施状況等について、原則として本節3のフロー図に基づき伝達するものとする。

また、市防災会議連絡室（総務部が兼ねる。）が設置された場合は、職員を派遣、駐在させ市対策本部との情報伝達にあたるものとする。

8 積雪期の対応

積雪期に災害が発生した場合、山間地の地域は通信・交通ともに途絶状態となる可能性が高く、それぞれ被害の程度が異なることから、避難時の携帯ラジオの携行について住民等に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、消防団、冬期集落安全・安心確保対策、自主防災組織、地域自治組織等と連絡がとれるよう非常用の通信手段を確保する。

9 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、市、県へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

第8節 広報計画

【十日町市災害対策本部担当】

災害対策本部

1 計画方針

(1) 基本方針

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民等に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、流言飛語等による無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

市、県及び防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

市長及び知事は、各々適切な時期に留意し、報道機関等の協力を得ながら被害状況や対応状況及び今後の見通し等について説明するものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

イ 県

風水害に関する情報を積極的に収集し、風水害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。また、災害発生後は避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

ウ 警察

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

エ 新潟地方気象台

災害発生が予想されるときは、的確な応急対策が講じられるよう、災害に関する情報を広報する。

オ 北陸地方整備局

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

災害発生後は、民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

カ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信事業者）

災害発生時の的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が出来るよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

キ 公共交通機関（鉄道、バス）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ク 報道機関

豪雨・河川・豪雪等、災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

ケ 住民等

災害に関する情報には常に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない住民等や観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応が取れるよう配慮する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

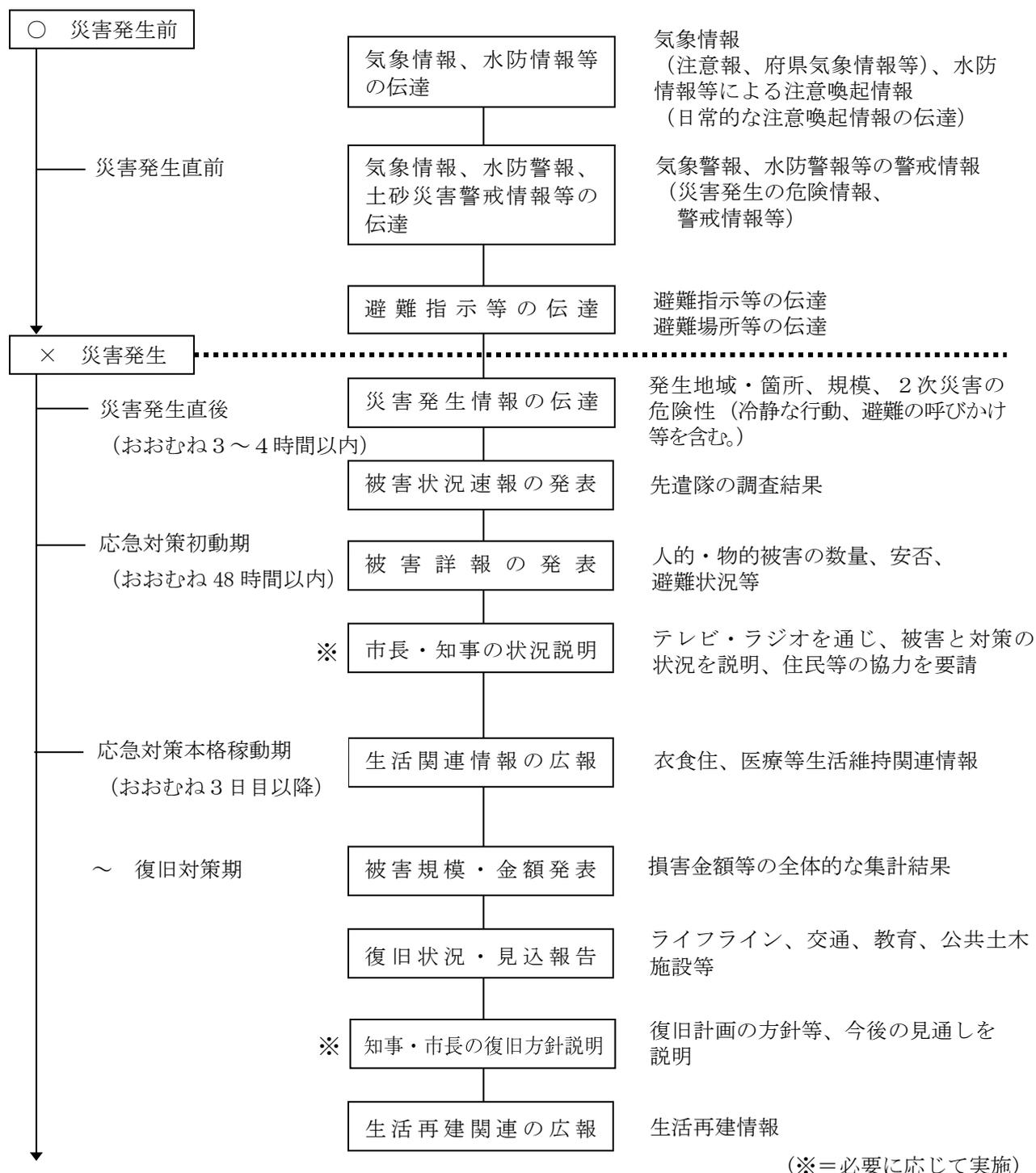
ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築、コミュニティFM放送等により情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域自治組織、住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。また、各家庭においては、平常時から通勤・通学者への連絡方法、避難場所等について確認しておく。

カ 地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

2 広報計画フロー図



3 市の広報活動

市は、地域における第一義的な広報機関として、県、警察、消防、医療機関その他現地機関との連絡調整を行い、住民等に対する直接的な広報・広聴活動を行う。

(1) 広報内容

ア 災害発生直後 (おおむね3～4時間以内)

災害発生情報の伝達 (発災場所・規模・被害状況等)、被害状況速報の発表

イ 応急対策初動期 (おおむね48時間以内)

(ア) 避難指示等、避難所の指定

- (イ) 食料・医療・道路復旧等、応急対策状況に関する情報
- (ロ) 住民等の精神的な安定及び社会秩序維持のための呼びかけ
- (ハ) 住民等人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物等の被害等の情報
- (ニ) 避難所の開設情報
- (ホ) 自主防災組織、地域自治組織等への依頼事項
- (ヘ) テレビ・ラジオを通じ被災状況と対応について説明し、住民等の協力を要請（市長・知事）
- (コ) その他住民等の避難行動や生活に密接な関係がある情報

ウ 応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降）

- (ア) 消毒、衛生、医療救護
- (イ) 小・中学校の授業再開予定
- (ロ) 仮設住宅の建設計画の策定
- (ハ) 住宅応急修理制度の実施（半壊認定住宅）

エ 復旧対策期

- (ア) 被害規模・金額の発表
- (イ) 復旧状況及び見込報告（ライフライン、交通、公共土木施設等）
- (ロ) 復旧方針説明（知事・市長）
- (ハ) り災（被災）証明の発行
- (ニ) 生活再建資金の貸付
- (ホ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (ヘ) その他生活再建に関する情報

(2) 広報手段

- ア 市民相談所（総合案内所を含む。）の開設
- イ 電話、十日町あんしんメール、防災情報受信端末、個別訪問、広報車、ハンドマイクによる呼びかけ及び印刷物の配付、掲示
- ウ 防災行政無線、広報車、ハンドマイクによる広報
- エ 広報紙、チラシの掲示・配付
- オ 避難所への広報班の派遣（物資輸送職員が兼ねる。）
- カ ボランティアによる外国人等への広報活動
- キ ヘリコプターによる上空からの広報
- ク 徒歩、自転車、スキー等による伝達
- ケ アマチュア無線による情報の収集・伝達

4 県及び関係機関の広報活動

(1) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 発災場所・規模・被害状況等（災害発生直後（おおむね3～4時間以内））
- (イ) 被害発生直後の点検活動による被害状況速報の放送機関への提供（災害発生直後（おおむね3～

4時間以内))

- (ウ) 人的・家屋・公共施設等の被害及び住民等の避難状況に関する情報（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (エ) 公共土木施設、農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報）（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (オ) 医療機関の被害状況、救急患者・負傷者の受入れの可否、入院及び他の医療機関からの転送された患者の氏名、手当てした負傷者の数等（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (カ) 教育機関の被害状況及び児童・生徒の安否（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (キ) 被害額の概算集計（災害応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降））
- (ク) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み（災害応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降））
- (ケ) 広域的な復旧計画（復旧対策期（おおむね1週間以降、ただし災害の規模によって異なる））

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報ファックス）
- (イ) 記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌及び記録映像の作成
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) 電話、手紙又は電子メールによる意見・要望等の収集
- (キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及び公共情報コモンズによる情報伝達者への情報提供

(2) 県警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示（緊急）広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) 警察官による現場広報
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(3) ライフライン関係機関（道路、電気・ガス・上水道・下水道・電気通信事業者等）

ア 役割

主に被災地の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (イ) 使用可能の場合の使用上の注意（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み（災害応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降））
- (エ) 災害時の特例措置の実施等（災害応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降））

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送等コミュニティメディアへの報道依頼（平常時から事業者との協力体制を整えておく。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(4) 公共交通関係機関

ア 役割

主に被災地内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休、運行の取りやめ（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更および代替手段（災害応急対策初動期（おおむね48時間以内））
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み（災害応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降））
- (エ) 災害時の特例措置の実施等（災害応急対策本格稼働期（おおむね3日目以降））

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送等コミュニティメディアへの報道依頼（平常時から事業者との協力体制を整えておく。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(5) 新潟地方気象台及び北陸地方整備局

ア 役割

主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の気象観測情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報、予報、噴火警報等（災害発生直後（おおむね3～4時間以内））
- (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報（災害発生直後（おおむね3～4時間以内））

ウ 手段

- (ア) 防災情報提供システム等での提供
- (イ) 報道機関、県、市及び防災関係機関への気象予測説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信

5 災害発生時の各段階における広報

(1) 災害発生直前

- ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達

実施主体	対策	協力依頼先
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・必要に応じて、県、市、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。 	県 市 報道機関
新潟地方気象台 北陸地方整備局 地方公共団体 (県、市)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。 	県 市 報道機関 防災関係機関
県（土木部及び 防災局）	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4節 洪水予報・水防警報等伝達計画」に基づき、河川の水位又は流量等を市及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関及び県民の協力を求めて一般に周知する。 ・土砂災害警戒情報を新潟地方気象台と共同で発表し、市、報道機関を通じて住民に周知する。 	北陸地方整備局 市 報道機関 防災関係機関
県、北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画」に基づき、土砂災害緊急情報等を市に通知する。 	市 防災関係機関
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（高齢者等避難、避難指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 ・緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難、避難指示）を伝達する。 	消防団 自主防災組織

イ 火山災害に関する情報の伝達

実施主体	対策	協力依頼先
新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動に関する異常現象を把握し、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等を関係者機関及び報道機関に通報する。 	県 市 報道機関 防災関係機関
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難指示及び入山禁止の措置等をとる。 ・災害が発生する危険性がある場合には、災害避難準備情報を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 	消防団 自主防災組織
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した噴火警報等については、各報道機関のマニュアルに基づき報道する。 	

(2) 災害発生直後

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・危険地域の住民に、広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 	

県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が大規模にかつ広域に発生する恐れがあるときは、防災行政無線等を使って危険区域の市防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。 ・被害状況等を報道機関や県ホームページを通じて提供する。 ・緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。 	市 報道機関
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した気象警報又は注意報、水防警報及び被害状況等については、各報道機関のマニュアル等に基づき報道する。 	
知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急宣言を行う。 	報道機関

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・継続中の避難情報 ・避難所の開設等 ・医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・給水・炊き出しの実施及び物資の配給 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報 ・公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） ・医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 ・教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 ・物資・食料の受入情報 ・ボランティア受け入れ情報 ・各種相談窓口に関する情報 	
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市長から要求があった場合等の避難指示（緊急）広報 	
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による使用不能状況 ・使用可能の場合の使用上の注意等 	
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航のとりやめ ・臨時ダイヤ等 	
知事	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく県民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。 	報道機関

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒・衛生・医療救護、健康（こころのケアを含む）に関する情報 ・小中学校の授業再開予定 ・仮設住宅への入居 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被害金額等の概算集計 ・公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み ・義援金受入 	
ライフライン関係機関 公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧見込み ・災害時の特例措置の実施状況 	

知事	・必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて県民に分かりやすく説明する。	報道機関
----	---	------

(5) 復旧対策期

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行 ・生活再建資金の貸付け ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・その他生活再建に関する情報 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な復旧計画等 	

6 広報・広聴活動にあたっての留意点

- (1) 視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組合せ、文字放送テレビの設置、手話通訳者の配置等の実施に努める。
- (2) 外国人被災者のために、通訳の配置等を検討するほか、コミュニティFM等を使用した情報の提供を行う際は、外国語による放送も実施するよう努める。
- (3) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう努める。
- (4) 施設管理者等は、外来者、一時滞在者に配慮した情報伝達に努める。

7 住民等からの問い合わせに対する対応

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

8 広聴活動

市は、避難所配置職員、自主防災組織、地域自治組織等を通じて被災者の要望等を聴取し、事実を確認し、速やかに関係機関等に伝える。

要望への対応は、緊急度の高いものを優先し、軽微なものや長期的なものは復旧の進捗状況に合わせて対応することになるため、対応の遅れるものは住民等への説明を行い、協力を求める。

9 記録を目的とする取材活動

市は、後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音・文書（電子データを含む。）等により記録を残すよう努める。この場合、被災した住民等のプライバシーに配慮する。

第9節 避難計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班・情報班、市民部民生班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

豪雨、暴風等災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難指示等の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

(2) 各主体の責務

ア 住民等

(ア) 「自らの命は自らが守る」ため、気象情報や市等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

(イ) 市が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。

[警戒レベル3]

・高齢者等避難→高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外も必要に応じて普段の行動を見合わせるなど、避難の準備や自主的な避難を行う。

[警戒レベル4]

・避難指示→原則全ての住民等は、危険な場所から必ず避難する。

・警戒区域設定→当該区域へ立ち入らない、又は当該区域から退去する。

(ウ) 異常を発見した場合は、直ちに市、消防等に通報する。

(エ) 危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。また、危険箇所の把握に努め避難所までの避難経路を事前に確認する。

(オ) 浸水等により移動が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

イ 市

(ア) 気象情報、河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民等に注意喚起の広報を行う。

(イ) 市長は、河川水位、降雨量等があらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(ウ) 避難指示等の伝達は、市政事務協力員等を通じての伝達、広報車、防災行政無線（戸別受信機を含む）、十日町あんしんメール、SNS、サイレン、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送等多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急情報放送の要請を県に依頼する。また市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により行う。

(エ) 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の喚起に努める。

(オ) 消防、警察の協力を得て、避難住民等の誘導にあたり、必要に応じて県に応援を要請する。

- (カ) 避難指示等を発令した場合は、直ちに避難所を開設する。避難指示等発令前に住民等が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。
- (キ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を直ちに県に新潟県総合防災情報システム等を利用して報告する。

ウ 県

- (7) 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等避難の判断材料となる情報を市に随時提供し、状況判断についての技術的な支援を行う。
また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- (イ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- (ロ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- (ハ) 知事は、避難住民等の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣の協力等を要請する。
- (ニ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供等必要な支援を行う。
- (ホ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整の上、市長の応援要請に応じて避難住民等及び緊急物資の運送車両等の確保のための支援を行う。
- (ヘ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。
また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

エ 県教育委員会

所管する県立学校を避難所として許可し、運営に協力する。

オ 県警察

- (7) 住民等の避難途上の安全確保に協力する。
- (イ) 必要に応じて警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民等の輸送や救出にあたる。

(3) 要配慮者に対する配慮

- ア 情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、高齢者等避難の発令等により、一般の住民等より早く、車両の走行が可能な段階で安全な場所に避難させる。
- イ 市は、あらかじめ策定した「災害時要援護者の個別避難計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、地域自治組織、民生委員・児童委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導にあたる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検する。
- ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、防災機関等	市	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報、気象情報等
市	自主防災組織、地域自治組織、住民等	避難指示等
自主防災組織、地域自治組織、住民等		避難行動

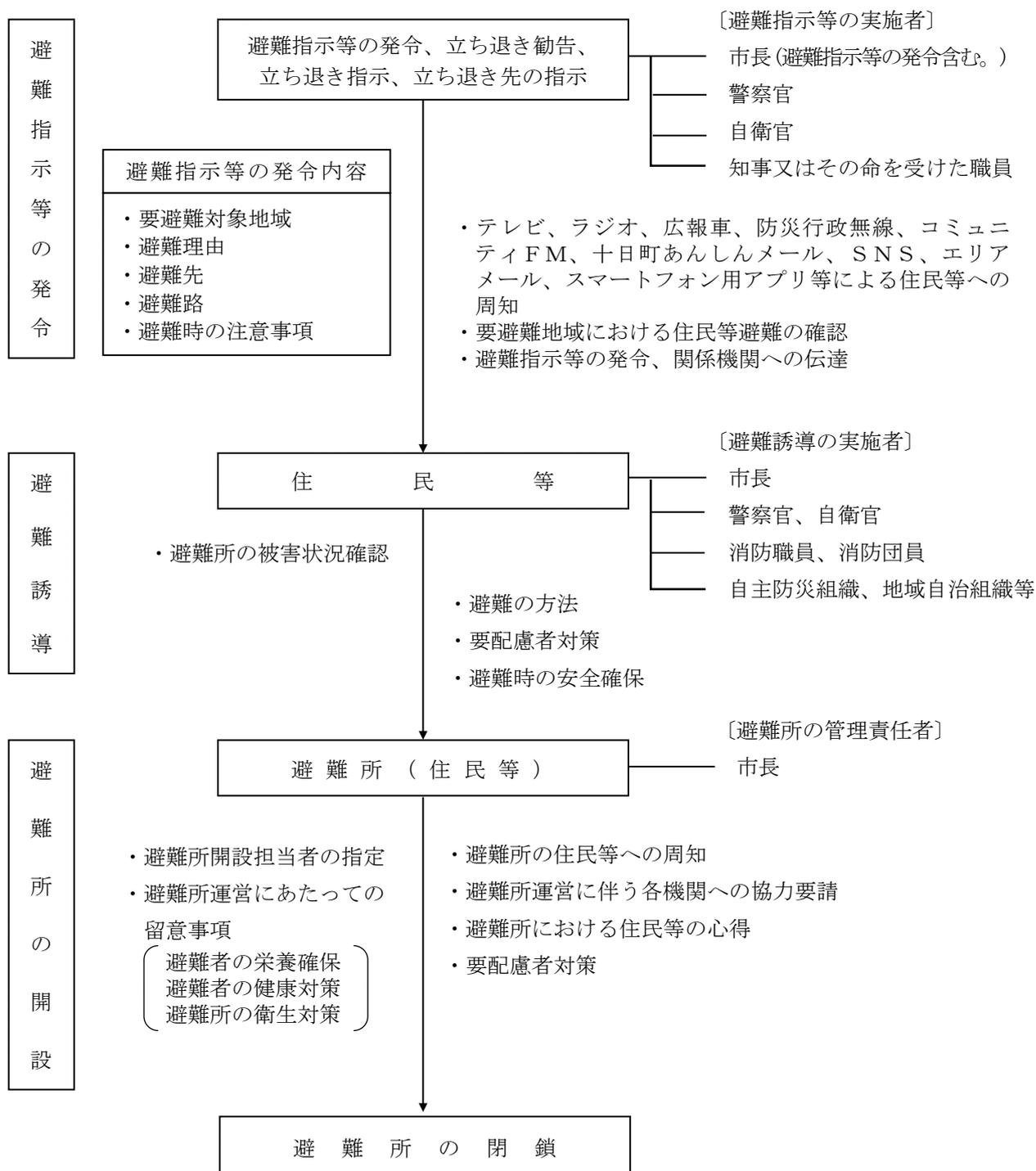
(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自主防災組織、地域自治組織、住民等	市、消防本部、県警察	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
市	県、県警察	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容

(3) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自主防災組織、地域自治組織、住民等	避難所の開設、運営協力要請、支援体制等の情報
自主防災組織、地域自治組織、住民等	その他の被災地域	支援体制

3 避難及び避難所計画フロー図



4 避難指示等及び自主避難

(1) 避難指示等の権者

避難指示等権者は次のとおりであるが、避難指示等の発令を行ったとき、又は自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡する。

※第2章第26節「避難体制の整備」参照のこと。

(2) 「避難指示等の発令」の判断のための情報収集

ア 市

防災行政無線、消防無線、職員及び自主防災組織、地域自治組織等を通じての連絡等により情報収集するほか本章第7節「被災状況等収集伝達計画」による。

イ 県

自衛隊等の支援による空中偵察等により情報を収集する。

(3) 各防災関係機関の「避難指示等の発令」の基準及び業務

ア 市長

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、市長は避難指示等発令をし、速やかに知事に報告する。

県警察本部から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けた場合も同様とする。

イ 県警察本部、自衛官

市長が避難指示等の発令ができないと認められるとき、又は市長から要請があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のための立ち退きを指示する。(その場に警察官がいない場合に限って、自衛官が指示することができる。)

この場合、市長に対しその旨通知する。

ウ 県

知事又はその命を受けた職員は、住民等に避難のために立ち退くべきことを指示し、直ちに市長及び十日町警察署長にその旨を通知する。

(4) 避難指示等の発令内容、伝達方法

避難指示等の発令は、次の内容を明示して行い、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、コミュニティFM、十日町あんしんメール、SNS、エリアメール、スマートフォン用アプリ等で当該地域の住民等に速やかにその内容の周知徹底を図る。特に要配慮者への避難指示等の発令にあたっては、地域の民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、地域自治組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。

この場合において、危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急情報放送の要請を県に依頼する。市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により行う。緊急情報の提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民等（視聴者）への情報伝達を行うように努める。

ア 避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難先

エ 避難路

オ 避難時の注意事項

(5) 要避難地域における住民等の避難の確認

避難指示等の後、速やかに当該地域への通行を規制するとともに、広報車等により住民等の避難の確認に努めるものとする。また、消防団、自主防災組織等と協力し、住民等の避難状況を確認する。

(6) 自主避難

住民等は災害が発生し、又は発生する恐れがあり、自分の生命に危険を感じた場合は、行政からの避難指示等の発令がない場合でも自主避難に努める。このため、住民等は、平常時から消防団、自主防災組織、地域自治組織等を中心に避難経路の安全確認等に努めるものとする。

5 避難誘導

市及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り、自主防災組織、地域自治組織、職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 避難所の被害状況確認

災害発生後、市は速やかに指定した避難所について、施設管理者等又は調査のため派遣した職員からの被害状況報告により、利用の可否を速やかに確認する。

(2) 避難路の選定及び住民等への周知

避難指示等を発令した者は、市、関係機関及び自主防災組織、地域自治組織等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定し、速やかに当該地域の住民等へ周知するものとする。

(3) 防災関係機関の責務

ア 警察官が避難誘導する場合は、市、消防と協力し、安全な避難路を選定するとともに、所要の装備資機材を活用して行うものとする。

イ 住民等が避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護やその他の犯罪の予防に努めるものとする。

ウ 大規模な災害による停電等により信号機等が使えない場合は、手信号等による誘導を実施するよう努める。また、主要な交差点の信号機等は、発電機により電源を確保する。

(4) 避難の方法

ア 自主防災組織、地域自治組織及び事業所等は、避難指示等の発令があった場合において、集団避難方式により段階的に避難所への避難を実施するよう努める。

イ 避難指示等の発令がうまく伝わらない状況下においては、住民等はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所等へ避難するものとする。

ウ 避難場所（最寄りのグラウンド、公園等）へ避難した住民等は、自主防災組織、地域自治組織等と協力し、地域住民等の安否確認を出来る範囲で行い、連絡の取れない住民等の把握に努める。また、当該避難場所に危険が迫った場合は、消防団、自主防災組織、地域自治組織、市職員又は警察官等の誘導により、他の安全な避難場所に避難する。

エ 帰宅が困難な状況においては、消防団、自主防災組織、地域自治組織、市職員又は警察官等の誘導のもと避難場所から避難所へ移動する。

(5) 要配慮者対策（避難の優先順位）

要配慮者は、自力で避難することが困難なため、民生委員・児童委員、消防本部、消防団、自主防災組織、地域自治組織等の補助により、優先的に避難するものとする。

(6) 避難時の安全確保

ア 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、自主防災組織、地域自治組織等の協力により避難路上にある障害物の排除、危険箇所の周知に努め、避難の円滑化を図る。

イ 避難誘導にあたっては、避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、先頭はもちろんのこと最後尾にも誘導員を配置するよう努めるものとする。

また、ヘリコプター等の活用により避難中の混乱による事故、紛争等の防止に努めるものとする。

6 外来者、一時滞在者の避難誘導について

外来者、一時滞在者の避難誘導については、消防団、自主防災組織、地域自治組織、市職員、警察官又は施設管理者等の協力を得て行うものとする。誘導先については、最寄りの指定避難所とする。

7 広域的な避難計画

被害が拡大し、被災者が多数となった場合、避難所が被災し使用不能になった場合、避難が長期化した場合には、市内の避難所での収容が困難になる場合も想定される。そのような場合は、協定自治体等に避難の受入れを要請するものとする。

(1) 市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の自治体への受入れについては当該自治体と直接協議し、他の都道府県の自治体への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。

(2) 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市町村に代わって行う。

(3) 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民等の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(4) 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

8 積雪期の対応

(1) 避難路の確保

積雪により避難路の通行が不可能となった場合は、市災害対策本部防災部は県等関係機関及び市除雪委託業者、（一社）新潟県建設業協会十日町支部等と連携し、速やかな除排雪を実施する。

(2) その他の対策

第2章第35節「積雪期の災害予防計画」に定める事項について推進するものとする。

9 自家用車内における避難計画

被害が拡大し、被災者が多数となった場合又は避難所が被災し使用不能になった場合等は、市内の避難所だけでは、収容が困難になることが予想される。このような場合は、近隣の自治体の協力を得て、その自治体の避難所に収容させてもらうことも考えられるが、緊急の避難手段として、次の事項に留意しながら、各自の判断により自家用車内で避難することもやむを得ない。

- (1) 二次災害の危険性が低いこと。
- (2) 駐車場周囲の建物、工作物等に崩壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
- (3) 市、自主防災組織、地域自治組織等の安否確認が容易に受けられること。
- (4) 給水、給食等の救助活動を容易に受けられること。
- (5) ＊エコノミークラス症候群を予防するため、時々車外に出て体操を行い、適度に水分を補給すること。
- (6) 排気ガスによる一酸化炭素中毒等に注意すること。(特に積雪等による排気筒の目詰まり)

この場合において、市は、エコノミークラス症候群の発生等の危険性についての注意喚起とその広報を行うものとする。

※「エコノミークラス症候群」

この病気は、長時間同じ姿勢で座ったままでいると、足の静脈の血が流れにくくなり、膝の裏あたりの静脈に「血栓」（血の塊）ができることによって起こるとされている。血栓が肺まで流れると、血管が詰って、「胸の痛み」や「息苦しさ」などを感じる。医学的には、「深部静脈血栓症」、血栓が肺に運ばれ、肺の血管が詰った場合は「肺塞栓症」という。最悪の場合、呼吸困難に陥って死亡することもある。

飛行機のエコノミークラスに乗る人に多発したことからこのような名が付けられたようである。しかしビジネスクラスでもファーストクラスでも、また、バスや電車の旅行等でも起こることがある。ほかに「旅行者血栓症」や「ロングフライト症候群」などと呼ばれることもある。

第10節 避難所運営計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班・資材班、市民部民生班・保健班、教育部社教班

1 計画の方針

(1) 基本方針

指定避難所は、市域に避難指示等発令後速やかに開設し、住民等が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難指示等の発令がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。指定避難所の開設・運営は、市が県、施設管理者、消防本部、消防団、自主防災組織、地域自治組織、応援自治体職員やボランティア等の協力を得て行う。運営にあたっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 避難住民等は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市は、指定避難所を開設し、施設管理者、消防本部、消防団、自主防災組織、地域自治組織、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者、住民等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認するものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 県警察は、避難所の保安等にあたる。

オ 指定避難所の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

(3) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 市は、指定避難所の開設、運営・管理にあたる職員を速やかに配置する。

(イ) 市は、必要に応じ拠点避難所を設定する。

(ロ) 安全、保健・衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室等を確保する。

(ハ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(ニ) 避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害、アレルギー等に配慮し、様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

(ホ) 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、間仕切りや簡易ベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、間仕切りが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

(ヘ) 風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

(ト) トイレは、仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、

避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

- (ケ) テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (コ) 自主防災組織、地域自治組織、避難者等による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- (ク) 入浴施設の配置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (ク) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (ク) 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- (ケ) 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (ク) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
- (ク) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
- (ク) 家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

- (ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- (イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
- (イ) 避難住民等による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
- (エ) 男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
- (オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付を行う。
- (カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場の運営に努める。

(4) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

- (ア) 市は、指定避難所施設内の段差解消等バリアフリー化に努める。
- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、要配慮者の情報環境に配慮する。
- (イ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。
- (エ) 避難住民等は、要配慮者に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

- (イ) 県は、(ア)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
- (ウ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備するよう努める。
- (エ) 福祉避難所は、市内の福祉施設や養護老人ホーム等の協力を得て、指定するものとする。
- (オ) 市は、(エ)の福祉施設等と福祉避難所の運営等に関する協定の締結に努めるものとする。
- (カ) 福祉避難所が受け入れる要配慮者には、保護者等介護人が同伴するものとする。

2 情報の流れ

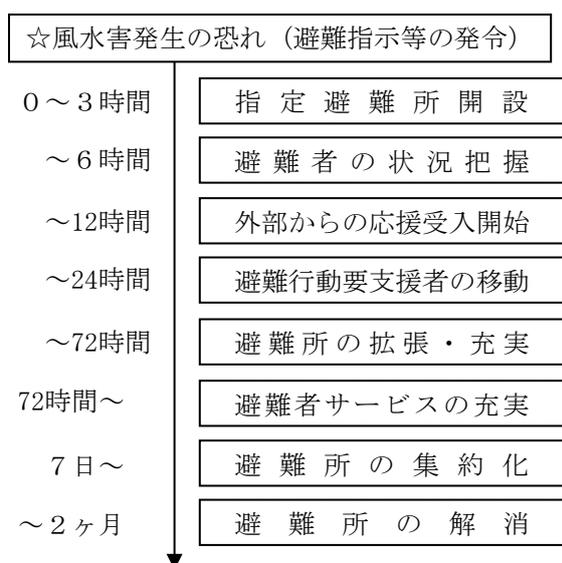
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ
	市ボランティアセンター	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国、関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>指定避難所開設時の支援（～3時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県施設避難所の開設への協力 ・ 施設の応急危険度判定要員派遣 <p>指定避難所運営の応援（～12時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営応援職員の派遣 ・ 食料・生活必需品の調達・配送 ・ 県備蓄物資の提供 ・ 仮設トイレの手配 ・ 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 ・ 看護師及び保健師の派遣 <p>避難行動要支援者の移動（～24時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ医療機関の確保 ・ 福祉関係者への協力依頼 	<p>市</p> <p>協定締結道県 協定企業等 県トラック協会</p> <p>災害拠点病院等 県看護協会</p> <p>県医師会等 障がい者施設 介護事業者等</p>
市	<p>指定避難所開設（～3時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ ・ 職員配置及び指定避難所開設報告 ・ 施設の安全確認 <p>避難者の状況把握（～6時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数・ニーズの把握及び報告 ・ 避難所備蓄物資の提供 <p>外部からの応援受入開始（～12時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営応援職員の受入れ ・ ボランティアの配置 ・ 食料・生活必需品提供の開始 ・ 仮設トイレ設置 ・ 冷房器具の手配（夏季） ・ 暖房器具及び燃料の手配（冬季） ・ 市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者支援要員の配置 <p>避難行動要支援者の移動（～24時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者等の医療機関への搬送 ・ 福祉施設等への緊急入所 	<p>介護事業者等 県災対本部 施設管理者</p> <p>避難者 〃</p> <p>県災対本部 市ボランティアセンター 県災対本部 〃 〃 〃</p> <p>十日町市中魚沼郡 医師会、十日町市 中魚沼郡歯科医師会 保健所</p> <p>消防本部、保健所 福祉施設</p>
避難所予定施設の管理者	<p>避難所予定施設の安全確認（～3時間）</p> <p>避難所開設作業への協力</p>	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の要請により食料・物資を輸送 ・ 〃 傷病者等を搬送 	

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民等が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織、地域自治組織等
市	避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 (緩衝材、間仕切り等設置) ・避難者による自治組織編成	県災対本部 避難者
自衛隊	・県からの要請により避難者用テントを設営	
電力供給事業者	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	避難者サービス充実への協力(3日～) ・自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 避難所・避難者の集約(7日～)	自衛隊 市 新潟県生活衛生同業組合連合会 L P ガス協会
市	避難者サービスの充実(3日～) ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災対本部 市ボランティアセンター 新潟県獣医師会 新潟県動物愛護協会 市ボランティアセンター等 電気通信事業者
自衛隊	避難者サービス充実への協力(3日～) ・県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電力通信事業者	避難者サービス充実への協力(3日～) ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

5 積雪期の対応

- (1) 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- (2) 積雪期においては、指定避難所が使用できないことも予想されるため、これに代わる避難所の確保に努めるとともに、協定自治体等への受入要請や県に受入れの斡旋を依頼する。
- (3) 暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。
- (4) 屋外へ車等で避難している被災者に対しては、降雪等による一酸化炭素中毒等の注意や、時々車外に出て体操を行うなどして、エコノミークラス症候群の予防に努める。避難所の除排雪等については、施設管理者、消防団、自主防災組織、地域自治組織等、応援自治体職員やボランティア等の協力を得て行う。

6 避難所での感染症予防対策

十日町市指定避難所運営マニュアル(令和2年度改定)による。

第11節 避難所外避難者の支援計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班・情報班、市民部民生班・保健班

1 計画の方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等必要な支援を行う。

(1) 基本方針

「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(2) 各主体の責務

ア 避難所外避難者は、市、消防、警察又は最寄りの指定避難所の災害対策本部職員、自主防災組織、地域自治組織等に、現況を連絡する。

イ 市は、消防、自主防災組織、地域自治組織、防災関係機関等の協力を得て、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

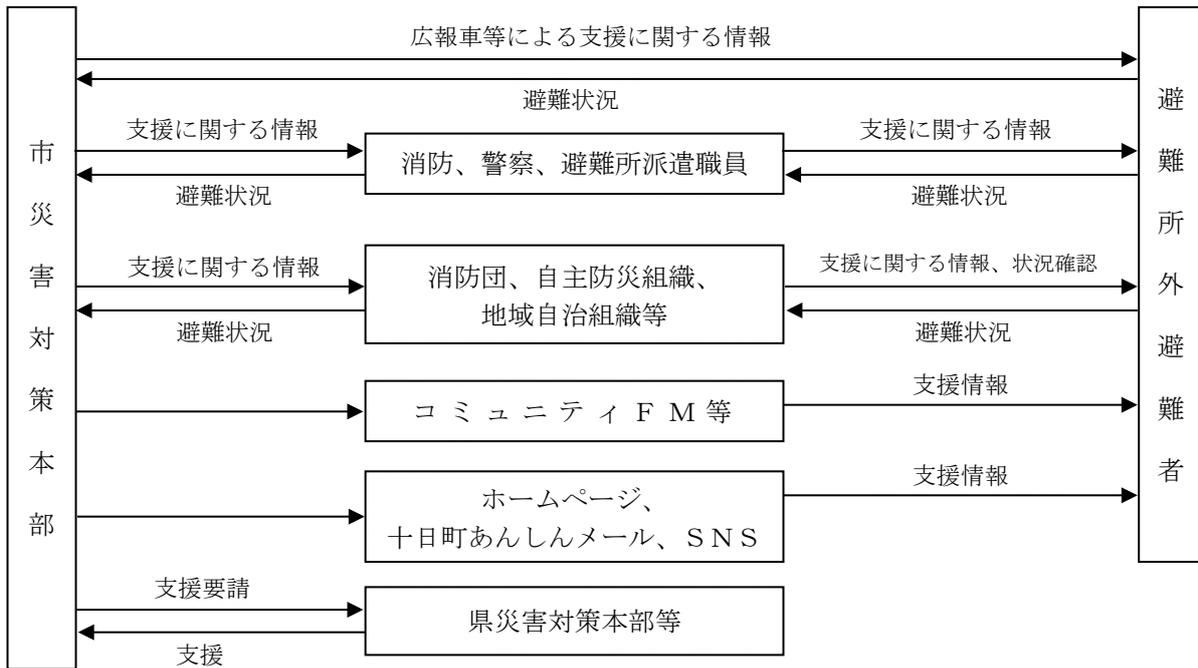
ウ 県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの申請に基づき、関係機関に支援を要請する。

エ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く指定避難所（福祉避難所を含む。）、福祉施設又は医療施設へ移送する。

2 情報の流れ



3 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後72時間以内）

実施主体	対策	協力依頼先
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
市	指定避難所外での住民等の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	自主防災組織、地域自治組織等
避難者	避難状況の市災対本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（発災後72時間以内に開始）

実施主体	対策	協力依頼先
県	市に対する支援（物資提供等）	協定県など
市	<ul style="list-style-type: none"> 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） 食料・物資の供給 避難者の健康管理、健康指導 	自主防災組織、地域自治組織等県支援センター市ボランティアセンター、NPO

4 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く指定避難所等の施設内に避難するよう誘導するとともに、協定自治体等へ受入要請や県に受入れの斡旋を依頼する。また、車内等に避難している被災者に対しては、降雪等による一酸化炭素中毒や、エコノミークラス症候群の防止に努めるよう、注意喚起とその広報を行う。

第12節 自衛隊の災害派遣計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

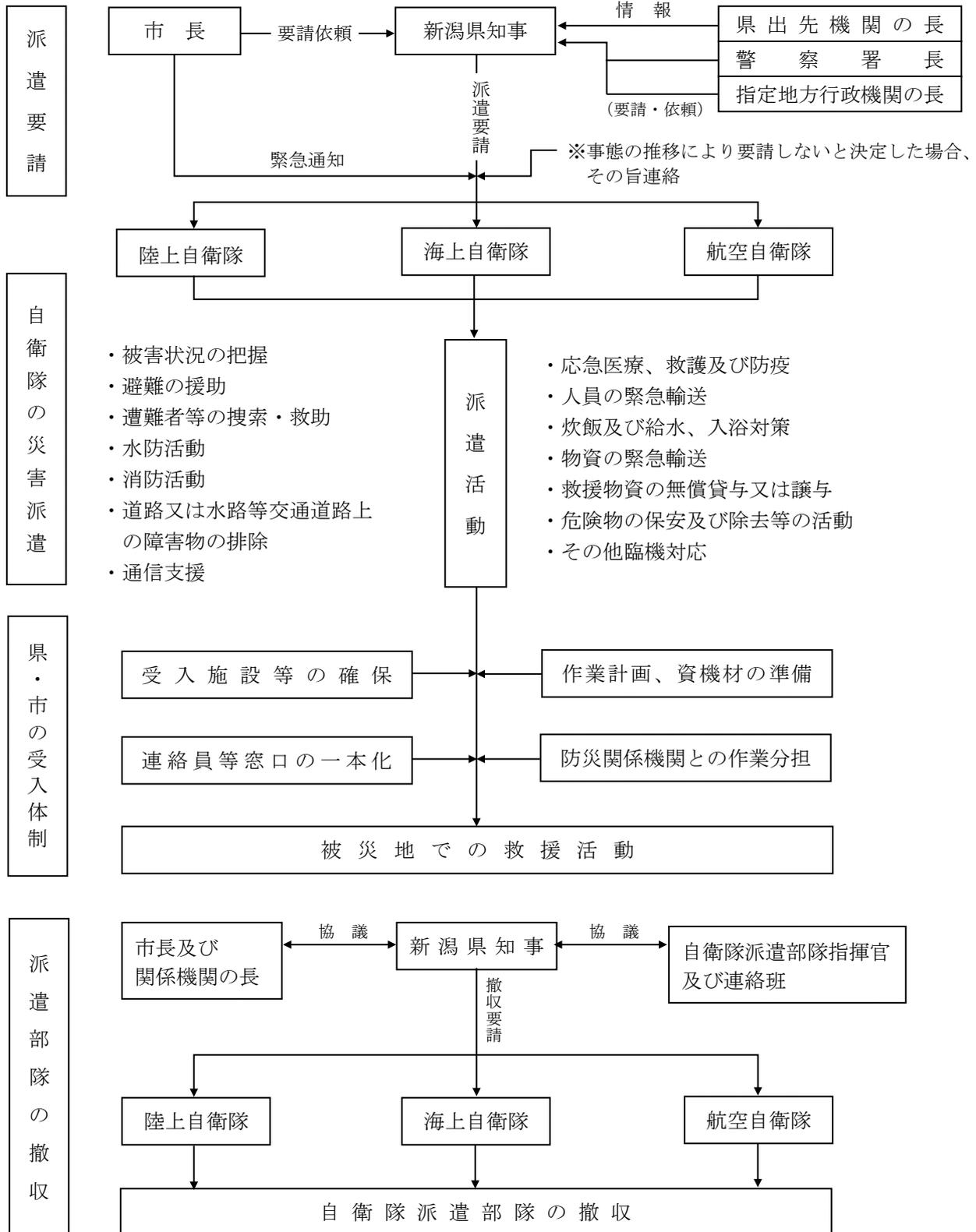
ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。

(公共性の原則)

イ 差し迫った必要があること。(緊急性の原則)

ウ 自衛隊が派遣される以外に他に手段がないこと。(非代替性の原則)

2 自衛隊災害派遣計画フロー図



3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

(1) 救護活動内容

活動区分	活 動 内 容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防に協力し消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 （航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。）
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
予防派遣	水害等を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4 災害派遣要請手続

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。

ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

(2) 知事の派遣要請

知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を11(2)に定める要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

5 自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

6 県への連絡幹部の派遣

知事が、各自衛隊に対して連絡幹部の派遣を要請した場合又は各自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を県に派遣し、連絡、調整を実施する。

また「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。なお、県は受入れにあたっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

市長、知事その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないように緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定めるものとする。これを実現するため、市は派遣部隊との連絡窓口を市災害対策本部総務部総務班に一元化する。

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

(3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

ア 自衛隊事務室（市役所防災庁舎大会議室）

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（笹山陸上競技場・消防本部(冬)）

ウ 駐車場（車1台の基準は、3m×8m）～指定避難所以外の公共施設の駐車場を利用

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）～指定避難所以外の公共施設を利用

(4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

市は、派遣部隊の円滑な救護活動に資するため、必要な情報（作業実施に必要な図面、資材の保管・調達場所等）の提供に努めるとともに、必要に応じて現地誘導及び住民等への協力要請を行う。）

8 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材 の準備及び受入体制整備	市防災機関
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	自治会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
県	事前の情報連絡 → 災害派遣要請 連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材 の準備及び受入体制整備	各自治会等
自治会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制 の構築	地域住民

9 災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

10 救援活動費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊の通常装備に係るものを除く。）について負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害については、県が市に代わり負担する。

(1) 市が負担する経費（自衛隊装備に係るものを除く。）

- ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材の購入費、借上料及び修繕費
- イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- エ 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

(2) 自衛隊が負担する経費

- ア 災害派遣部隊の食糧費、被服維持費、医療費、車両等の燃料及び修理費
- イ 写真用消耗品

(3) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市と自衛隊が協議するものとする。

11 県及び自衛隊の派遣要請諸連絡窓口等

(1) 県の窓口

災害派遣担当	所在地等
防災局 危機対策課 危機対策第1	所在地 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電 話 025-282-5511 (勤務時間内代表) 内線6434、6435、6436 025-282-1638 (直通) 防災行政無線 (本庁からかける場合) 68-401-20-6434、6435、6436 (地域衛星通信ネットワーク) (消防本部からかける場合) 13-401-20-6434、6435、6436 (地域衛星通信ネットワーク) NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (本庁からかける場合) 68-401-881 (消防本部からかける場合) 13-401-881

(2) 派遣要請先

災害派遣の要請先	所在地等
陸上自衛隊 第12旅団長 (上越市を除く 新潟県南部市町 村の災害派遣)	連絡窓口 陸上自衛隊第2普通科連隊第3科 所在地 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電 話 025-523-5117 内線235、237 NTT FAX 025-523-5117 FAX切替 内線 5239
海上自衛隊 新潟基地分遣隊 警備科	所在地 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 電 話 025-273-7771 内線431 NTT FAX 025-273-7771 FAX切替
航空自衛隊 新潟救難隊	所在地 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 電 話 025-273-9211 内線 218、221 NTT FAX 025-273-9211 FAX切替 内線227

第13節 輸送計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部資材班、市民部民生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、国、県、警察署、消防署、病院等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市

- (ア) 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- (イ) 車両、ヘリコプター等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関と連携して輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- (ウ) 車両等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、防災協定自治体、他の自治体又は県に応援要請を行う。

イ 県

- (ア) 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- (イ) 市へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- (ウ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- (エ) 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- (オ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ 警察

- (ア) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- (イ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ 輸送関係機関

自動車運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局、新潟運輸支局の指導の下、市及び県災害対策本部と連携し、輸送体制の確保に協力する。

オ 輸送施設管理者

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、警察、消防及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・

確保を行う（おおむね24 時間以内）。

(3) 輸送活動の優先順位

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

ア 総括的に優先されるもの

- (ア) 人命の救助及び安全の確保
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員、物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

ウ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 第1段階の続行
- (イ) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

エ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

2 情報の流れ

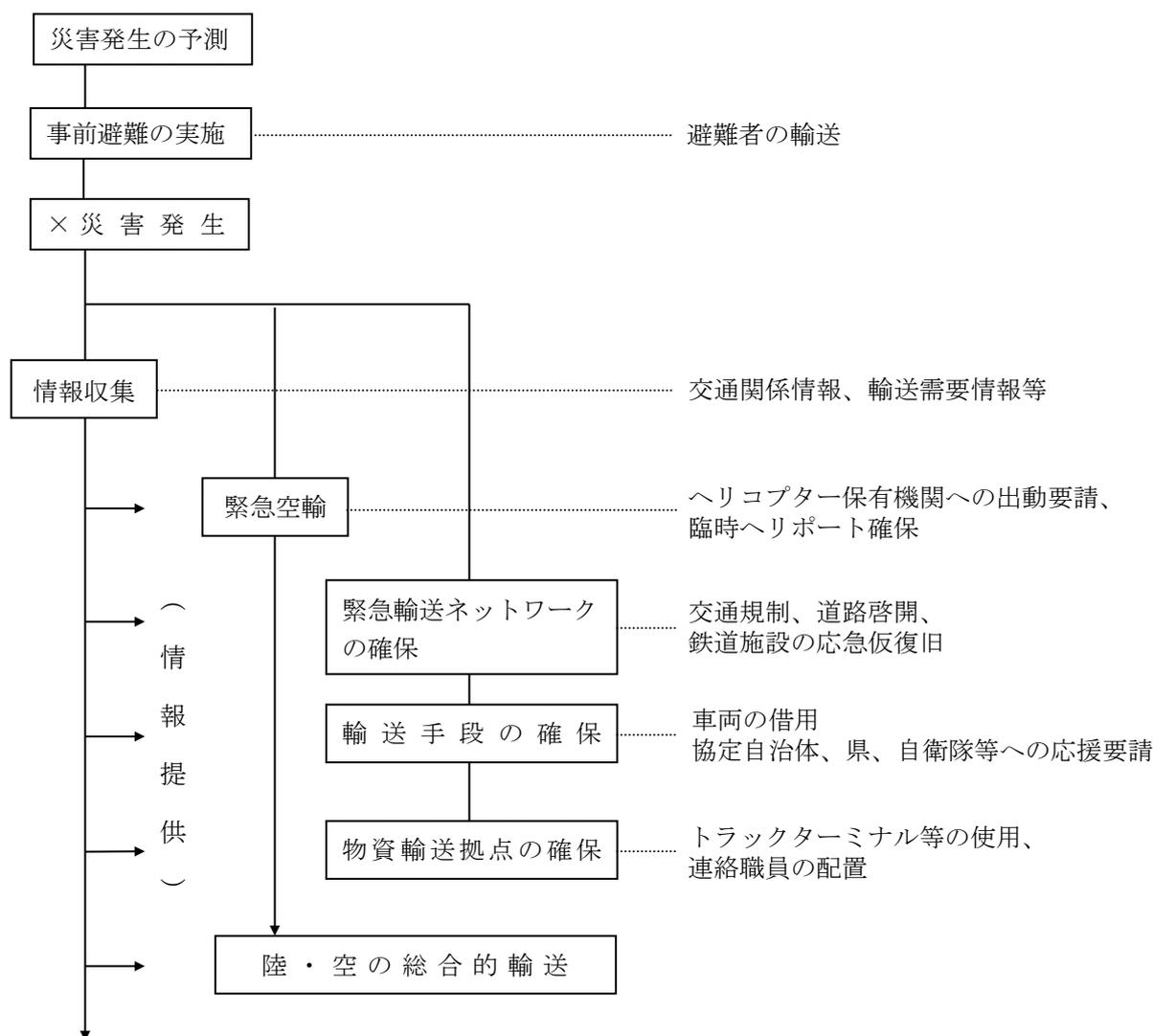
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市（災害対策本部） 県（災害対策本部）	・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況
市（災害対策本部）	県（災害対策本部）	・輸送施設の被災状況 ・臨時ヘリポートの確保状況 ・応援要員及び物資等の輸送需要
県（災害対策本部）	関係機関	・輸送施設の被災状況（集約した広域的状況） ・輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県（災害対策本部）	市（災害対策本部）	・輸送体制確保についての応援の内容 ・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
警察 道路管理者	関係機関 住民等	・交通の確保、交通規制の実施状況 ・渋滞の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市	・車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。	県（災対本部統括調整部） 他市町村
県	・市からの応援要請に基づき、（公社）新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 ・ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	（公社）新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・配送、保管にあたり衛生面に配慮する	各自衛隊 市
県	・連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	市防災機関

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・事前の情報連絡 → 災害派遣要請 ・連絡幹部の受入れ	各自衛隊 市
市	・連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	市防災機関

(4) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる物資輸送拠点を確保する。	施設管理者 県倉庫協会
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県 施設管理者

ア 広域物資輸送拠点の機能

(ア) 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

(イ) 地域内輸送拠点等への物資の配送

(注)配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う

イ 地域内輸送拠点の機能

(ア) 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

(イ) 避難所等への物資の配送

(注)配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

ウ 物資輸送拠点の開設に係る県及び市町村の業務

(ア) 物資輸送拠点の施設管理者との調整イ 物資輸送拠点への職員等の派遣
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等

(イ) 物資輸送拠点への資機材等の配備

(ウ) 県及び市町村の災害対策本部との連絡体制の確保

(5) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	県（災対本部統括調整部） 他市町村
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの応援要請に基づき、（公社）新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ・ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 ・ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	（公社）新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県

(6) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 ・配送、保管にあたり衛生面に配慮する。 	県（災対本部食料物資部） 他市町村
県	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理して運用する。 ・緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力して 	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 北陸信越運輸局新潟運輸支局 第九管区海上保安本部
北陸信越運輸局 新潟運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関する措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。 	
第九管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。 	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第12節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。 	
消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。 	
東京航空局新潟空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のアっせんを行う。 	
（公社）新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。 	
（公社）新潟県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。 	
各鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。 	

5 市の実施体制

市災害対策本部の総務部資材班及び市民部民生班は、被災者、支援物資・資機材の輸送を防災関係機関と連携し行うものとする。

(1) 輸送の対象

- ア 被災者
- イ 飲料水及び食料
- ウ 救助用物資
- エ 災害対策用資機材及び要員
- オ その他必要な要員、物資等

(2) 輸送車両等の確保

市は、災害時に必要な車両数及び物資の集積場所を勘案し、市有自動車等で不足をきたす場合が生じたときは、市内の自動車運送業者、タクシー会社、市内路線バス会社等から種類、数量、要員等を明示し借用する。また必要に応じ、ヘリコプター保有機関に対し、出動要請を行うものとする。

緊急輸送に必要な車両等及びヘリコプター等の確保は、おおむね次の順序による。

- ア 防災関係機関の車両及びヘリコプター等
- イ 公共的団体の車両及びヘリコプター等
- ウ 営業用の車両及びヘリコプター等
- エ その他の自家用車両

(3) 緊急輸送の優先順位

本節1「計画の方針」の(3)「輸送活動の優先順位」による。

(4) 応援要請

調達不能又は借用をもってしても、不足をきたす場合が生じたときは、受入責任者を定め、次の事項を明示して協定自治体に応援要請を行い、なお不足する場合は県等に調達の斡旋を要請する。

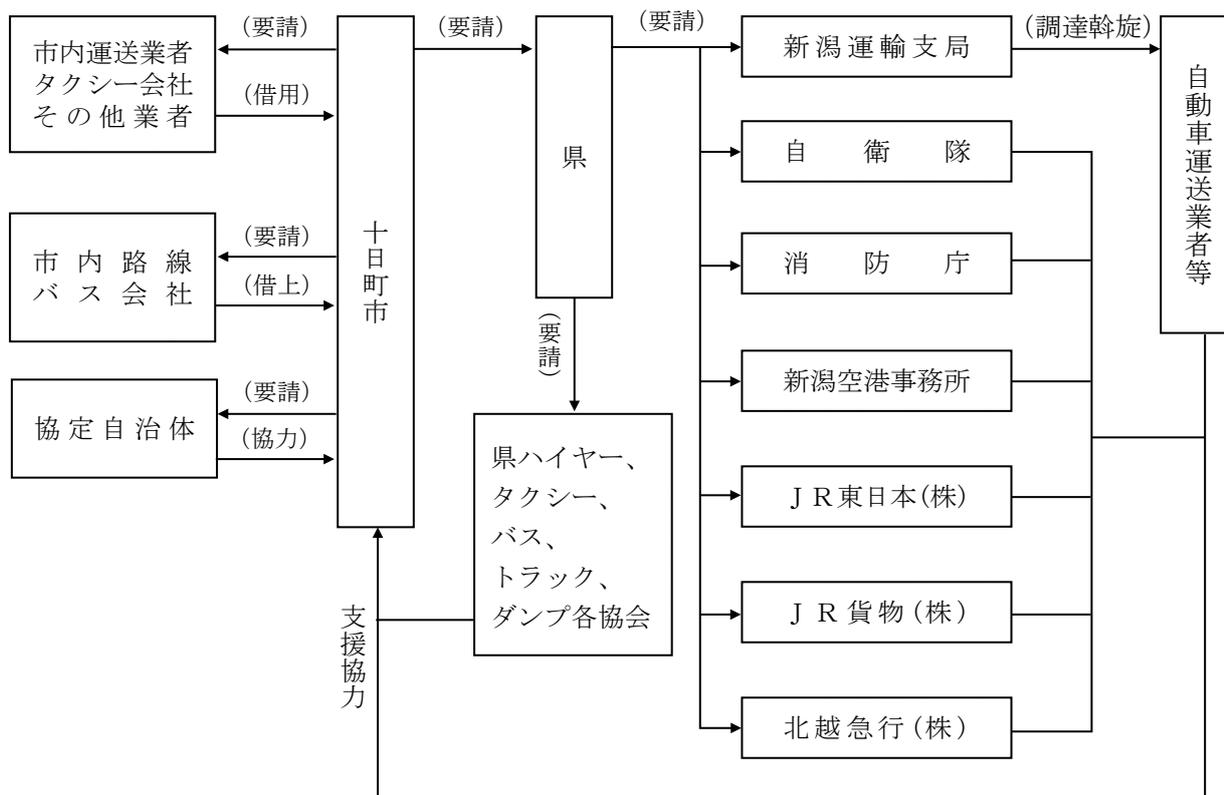
- ア 輸送区間及び借用期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

なお、自衛隊に応援を要請する場合は、本章第12節「自衛隊の災害派遣計画」による。

(5) 県の物資輸送拠点への職員派遣

県がトラックターミナル等に物資輸送拠点を設置した場合、職員を派遣し市の物資需給状況の連絡調整、搬入、仕分け、搬出にあたり、県と協力して物資輸送拠点業務にあたるよう努める。

6 関係機関の実施体制



7 自動車による緊急輸送に必要な手続

緊急輸送に利用する車両については、本章第14節「警備・保安及び交通規制計画」により、確認を受け、所定の標章を掲示し、証明書を携帯する。

8 積雪期の対応

- (1) 積雪期においては、雪崩等の発生により輸送路が寸断されることが予想される。迅速な輸送の確保のため、優先除雪により緊急輸送ネットワークの確保を行うとともに、必要に応じてヘリコプターの迅速な支援要請及びヘリポートの確保を図る。
- (2) 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
- (3) 各施設の管理者は、降雪期による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

第14節 警備・保安及び交通規制計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班、市民部保健班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、災害時の非常事態に対処するため、警察は、市災害対策本部及び関係機関と緊密な連絡の下に、早期に警備体制を確立し被害状況の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護に努めるため、「新潟県警察大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

住民等の避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

2 大規模災害に備えての措置

県警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うように努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検、補強など
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 県警備本部の代替措置施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

3 警察における警備活動

(1) 警備活動の重点

大規模災害が発生、又は発生する恐れがあるときは次の警備活動を行う。

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の捜索及び救助
- エ 行方不明者等の捜索
- オ 警戒区域の設定及び被災地域住民等の避難誘導
- カ 通信の確保
- キ 犯罪の予防検挙
- ク 地域安全活動の推進
- ケ 住民等に対する広報活動

- コ 相談活動
- サ 遺体の検死
- シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(2) 災害警備活動に対する関係機関の協力

市、県、消防、その他の関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 市・県

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向などの災害情報を積極的に市・県災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他の関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担、調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察活動に関係機関の有する輸送力などが必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等の必要な交通規制を実施する。あわせて交通情報、車両使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

- ア 被災地周辺の交通規制
- イ 高速道路の交通規制
- ウ 広域交通規制
- エ 緊急交通路等の指定等

(3) 交通規制実施上の措置

- ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置
- イ 主要交差点対策

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

- ア 緊急通行車両の確認範囲
- イ 規制除外車両の確認範囲
- ウ 確認事務の実施区分等
- エ 緊急通行車両の事前確認届出
- オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

(5) 運転者のとるべき措置

警察は、平常時から関係機関と連携して、運転手に対し、災害時に執るべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図る。

- ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。
 - (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
 - (イ) 停車後はカーラジオなどにより災害に関する情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
 - (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- イ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わないとき、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

5 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に則した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

6 広報

交通規制の実施に際しては、避難者、運転者、住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

7 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

第15節 消火活動計画

【十日町市災害対策本部担当等】

消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民等の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、被害の拡大を防止する。

(2) 各主体の責務

ア 住民等（各家庭、事業所、学校等）は、自主防災組織、地域自治組織、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防本部と緊密な連携の下に火災防ぎょ活動にあたる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請及び十日町地域広域事務組合緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊の応援を受ける場合、新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）は、十日町地域消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

オ 県は、大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

自主防災組織、地域自治組織、ボランティア組織、施設管理者、住民等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

2 情報の流れ

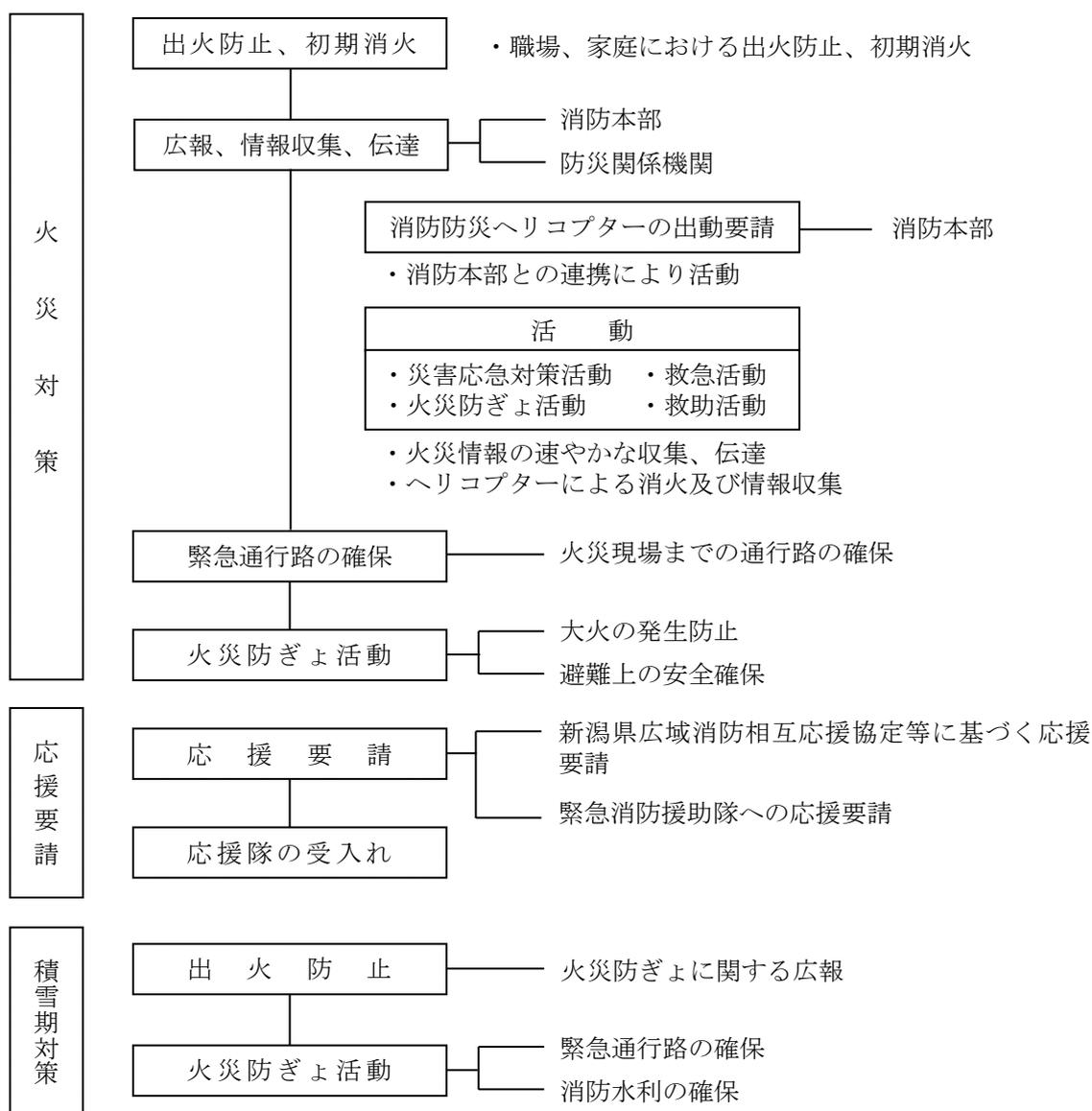
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民等	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市	出火・延焼等被害状況、消火活動・応援要請
市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合） 県	出火・延焼等被害状況、消火活動・応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・緊急消防援助隊応援要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁・自衛隊	県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動
県	市・消防本部	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動
被災地外消防本部又は 地域代表消防本部（大規模火災の場合）	市・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動
消防団・消防本部・市	住民等	出火・延焼等被害状況、避難・消火情報

3 消火活動計画フロー図



4 対策の内容

(1) 住民等の対策

自主防災組織や地域自治組織等の設立を推進し、自助・共助による消防活動の実施に取り組むよう努める。また、出火防止措置及び出火したときの初期消火活動は、「私たちの地域は私たちが守る」を基本として住民一人ひとりが自分の責任において次の措置を行う。

ア 出火防止

- (ア) 山林、原野等において火入れをしない。
- (イ) 花火の打上げ、又は仕掛けをしない。
- (ウ) 屋外において火遊び、又はたき火をしない。
- (エ) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない。
- (オ) 山林、原野等の場所で、火災が発生する恐れが大であると認めて管理者が指定した区域において喫煙をしない。
- (カ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行う。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、速やかに消防へ通報するとともに、家族や隣近所にも大声で知らせ安全を確保する。そのうえで、消火器や風呂のくみおき水等で初期消火を試みる。

(2) 消防本部の対策

消防本部・各消防署及び消防団は、「消防計画」に基づく火災の警戒、防ぎよ活動等適切な消防活動に努める。

ア 火災の警戒

風速等の気象状況により、所要の消防職員及び消防団員を招集し、消防部隊の編成強化を図るとともに管内巡視等の警戒態勢を強化する。

イ 火災情報の収集

火災情報の収集は119番通報を中心に行うが、通信回線が途絶したときは次の方法により速やかに管内の状況を把握するとともに災害対策本部に報告する。

- (ア) 職員の参集途上の情報収集
- (イ) 消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報収集
- (ウ) 森林管理者等からの情報収集

ウ 緊急車両等の通行路の確保

- (ア) 消防本部は、警察及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。
- (イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

エ 火災防ぎよ活動

- (ア) 人命救助最優先とする。
- (イ) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。
- (ウ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び、避難路確保の消防活動を行う。
- (エ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎよ活動を行う。

(ウ) 水利は、消火栓及び河川等の自然水利、プール、防火水槽等の防火用水施設を活用する。

オ 消防水利の確保

防火水槽、消火栓等に被害が生じ使用不能となることが予想される。そのため耐震性防火水槽の整備、避難所等に飲料水兼用の耐震性貯水槽（100m³以上）の設置を検討し、水利の確保に努める。また、自然水利等の確保に努めるとともに接岸場所の整備等に努める。

(7) 信濃川左岸・右岸及び中小河川（ポンプ車及び可搬ポンプを接岸できる場所）水量等を事前に調査すること。

(イ) プール、井戸、池等（落水等に注意すること。）

(ウ) その他消防水利として利用できる水利の把握

カ 119番以外による情報の収集

通信施設等の不通故障等により、情報収集が困難となることが予想されることから、あらゆる手段を講じて情報を収集すること。

(7) 防災行政無線

(イ) アマチュア無線

(ウ) タクシー無線

(エ) 駆け込み通報

(オ) 消防団員の伝令報告、町内等からの情報収集

(カ) 消防本部の調査報告、あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報収集

キ 重要火災対象物

重要火災対象物及び建築物は、次のとおりとする。

(7) 収容人員20名以上の病院及び診療所

(イ) 避難者収容施設、救援物資集積所、救護所等

(ウ) 住民等の生活に影響を及ぼす公共機関、報道機関等

(エ) 国、県、市の重要文化財

(3) 市の対策

市は、災害が発生した場合、市単独では災害の規模等が把握できず対処不可能の場合は、消防本部に依頼し、消防防災ヘリコプターの緊急出動要請を行い、調査活動及び消火、救助活動等の実施を依頼する。

(4) 県の対策

県は、大規模な災害が発生した場合、自ら又は消防本部等の出動要請により、消防防災ヘリコプターの緊急出動を行い、自ら調査活動を実施し、又は現地消防本部の指揮下において救助活動等を行う。

ア 消防防災ヘリコプターの運航

(7) 県は、災害発生時において必要と認められる場合は、消防防災ヘリコプターの緊急運航を行うものとする。

(イ) 運航要請手続き

a 災害が発生し、消防防災ヘリコプターの緊急運航要請をしようとする消防本部等は、消防防災航空隊へ電話で緊急運航の要請を速報連絡する。

新潟県消防防災航空隊	電話 (025) 270-0263 F A X (025) 270-0265
------------	---

※夜間の場合は、航空隊長へ転送される。

- b 速報後、消防防災航空隊に対して「消防防災航空隊出動要請書」によりファクシミリで要請する。
 - c 運航管理責任者は、緊急運航の要請を受けた場合には、出動の可否を決定し、その旨を隊長に指示する。
 - d 運航管理責任者は、出動の可否等を要請消防本部等に対して回答する。
- (ウ) 緊急運航基準（「新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」による。）
- a 災害応急対策活動
広範囲にわたる状況把握、緊急物資の搬送、情報及び避難命令の伝達等
 - b 火災防ぎょ活動
林野火災等の消火活動
 - c 救急活動
山間地等からの救急患者の搬送等
 - d 救助活動
水難事故における捜索・救助等、その他緊急に必要と認められる場合
 - e 広域航空消防防災応援活動
近県等との航空消防防災応援協定による相互応援

5 広域消防応援体制

(1) 県内市町村に対する応援要請

消防本部の総力をもってしても対処不可能な場合等には、消防本部間の協定に基づき応援要請を行うものとし、次の基準等により行う。

（※広域応援体制については、第2章第21節「火災予防計画」に掲載）

ア 隣接市町村等消防応援協定

(ア) 火災発生場所が隣接市町村等との境界付近にある場合

(イ) 応援要請は十日町地域広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）が協定自治体に対して行う。

イ 中部消防応援協定

(ア) 消防本部の消防力では災害防ぎょが困難と認める場合

(イ) 応援要請は管理者が協定自治体に対して行う。



ウ 新潟県広域消防相互応援協定

(ア) 消防本部の消防力においても災害防ぎょが著しく困難と認める場合

- a 第一要請 中越地域内の市町村等
- b 第二要請 第一要請地域及び直近隣接地域の市町村等
- c 第三要請 県下全域の市町村等

(イ) 応援要請は消防長が県内市町村区分に基づく代表消防本部を通じて行う。



(2) 他都道府県に対する応援要請

県内の消防相互応援協定に基づく応援を受けても、なお対処できないと判断したときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊の要請を行う。

ア 管理者は災害の状況及び管内消防力並びに県内消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動要請をする。この場合において、県知事と連絡のとれない場合には直接消防庁長官に対して要請することができる。

イ 県は、管理者から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して必要な措置に関する要請を行うものとする。



6 孤立地区における消火活動

孤立地区の消火作業は、孤立地域の消防団を集結し、消火作業にあたるとともに、近隣消防本部に応援を要請して対処する。

なお、消防力が不足の場合は、消防防災ヘリコプター等を要請し、消防本部から機械器具、人員等を派遣し対処するものとする。

また、自主防災組織、地域自治組織、住民等は、初期消火に努める。

7 積雪期の対応

(1) 消防本部の対応

ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(2) 住民等の対応

ア 消防隊の速やかな到着は、非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力するとともに、避難路の確保に努める。

8 惨事ストレス対策

(1) 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(2) 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第16節 水防活動計画

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班、防災部建設班・農林班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

ア 住民等の責務

(ア) 水防管理者（市長）、又は消防長から水防の活動要請があった場合は、水防に従事する。

(イ) 堤防その他の施設が決壊したときは、国、県、市、消防に直ちに連絡する。

イ 市の責務

洪水、雨水出水等により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。別に「十日町市水防計画」を策定する。

ウ 国、県の責務

洪水、雨水出水等により、水災の発生が想定される区域における市が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、避難判断水位到達情報の通知及び水防資機材の提供を行う。

また、国は、豪雨、洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施することができる。

(2) 危険地域の住民等の避難・誘導

水防管理団体（市）、県、国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

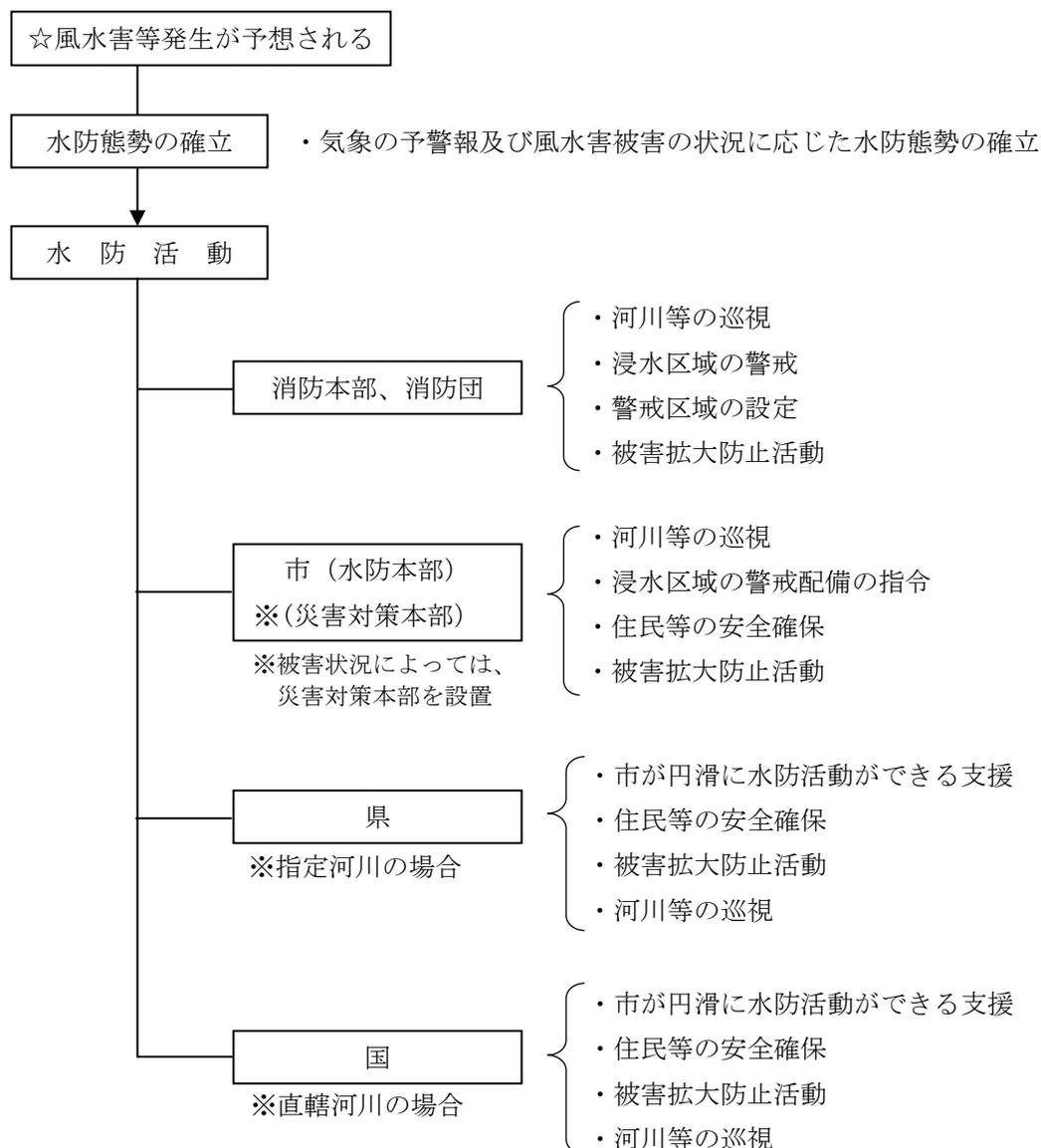
(3) 積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞等、積雪期特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

2 水防活動関連情報の流れ

本章第4節「洪水予報・水防警報等伝達計画」2 河川情報の流れ（フロー図）のとおりとする。

3 業務のフロー図



4 業務の内容

(1) 水防態勢の確立

ア 消防本部、消防団

気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市から発する待機、準備、出動の配備指示により態勢を整える。

イ 市

気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、市水防計画に定めている配備内容及び配備時期に態勢を整える。

ウ 県（十日町地域振興局地域整備部含む。）

気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防計画に定めている配備内容及び配備時期に態勢を整える。

(2) 河川等の巡視

ア 消防本部、消防団

消防本部、消防団は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ 市

随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

ウ 県（十日町地域振興局地域整備部）

必要に応じ河川巡視を実施するとともに、巡視の結果や市、消防本部、消防団からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急を実施する。

エ 国（北陸地方整備局信濃川河川事務所）

市、県、消防本部、消防団より連絡のあった水防上危険であると認められる箇所の措置を早急を実施する。

(3) 浸水区域の警戒

ア 消防本部、消防団

河川管理施設は、洪水等の災害から住民等の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備、出動にあつては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

(ア) 河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所

(イ) 過去に洪水被害を生じた箇所

(ロ) 地形地質上の弱堤箇所

(ハ) 土砂災害防止の観点から弱堤箇所

(ニ) 二次被害防止の観点から低標高箇所

(ホ) 主要河川構造物の設置箇所

(※十日町市水防計画において別に定める。)

イ 市（水防管理団体）

適時に水防団、消防本部、消防団が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指示を発する。

ウ 国・県

河川管理業者等の協力のもと、河川パトロール等を実施し、危険箇所等の警戒を行う。

(4) 警戒区域の設定

ア 消防本部、消防団

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、消防本部、消防団に属するものは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(5) 住民等の安全確保

ア 市（水防管理団体）

必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立ち退くことを指示する。

市長（水防管理者）は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

住民等に対する避難指示（警戒レベル4）は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ、県、警察、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずるものとする。

避難を指示する場合には、十日町警察署長にその旨を通知する。

避難体制については、本章第9節「避難計画」による。

イ 県

必要と認める区域の住民等に対し、避難のため立ち退くことを指示する。

市の行う避難誘導が円滑に行われるように支援する。

(6) 被害拡大防止活動

ア 水防管理者・消防本部、消防団

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者・消防長は、直ちにその状況を関係者（国土交通省信濃川河川事務所長、十日町地域振興局地域整備部長、保線区長、十日町警察署長及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。

また、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。

イ 県

洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。

- ・災害の発生に伴い浸入した水の排除
- ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

十日町地域振興局地域整備部長は、県水防本部及び必要と認める関係機関に通報する。

(7) 県の支援

県は、市が円滑に水防活動できるように努めるものとする。

ア 水防計画の策定

イ 雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供

ウ 洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民等への周知

エ 浸水想定区域図の作成と指定

オ 水防資材の提供

カ 職員の派遣（災害対策本部設置の場合）

5 警報・注意報

新潟地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮の恐れがあると認められるときは、その状況を北陸地方整備局長及び新潟県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨 特別警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される

第17節 救急・救助活動計画

【十日町市災害対策本部担当等】

市民部保健班・環境衛生班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した住民等に対し、市、県、警察、消防、消防団、自主防災組織、地域自治組織、医療機関及び住民等は、連携して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等、関係機関と連携して救急・救助活動を行う。

(2) 各主体の責務

ア 被災地の住民等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防本部等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。

イ 市は、直ちに市地域防災計画の定めるところにより、県、(一社)十日町市中魚沼郡医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

ウ 消防職員及び消防団員は、消防計画の定めるところにより、直ちに消防救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

エ 消防救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定をするとともに、現地での住民等の協力を得るなど効率的な救助活動を行う。

オ 市及び消防本部は、管内の消防力で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県・市地域防災計画等に基づき、県内広域消防相互応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

カ 緊急消防援助隊の応援を受ける場合、新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）は、十日町地域消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

キ 県警察は、市からの応援要請、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成し、救急・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請するなど必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

ク 県は、市の被害状況及び救急・救助活動を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ケ 県、県警察本部は、市からの要請、又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は必要に応じ、市、ヘリコプター保有機関（他都道府県、他都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

コ 県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、県等からの要請、又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(3) 要配慮者に対する配慮

地域住民等、自主防災組織、地域自治組織、民生委員・児童委員、県警察、市及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。また、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

2 情報の流れ

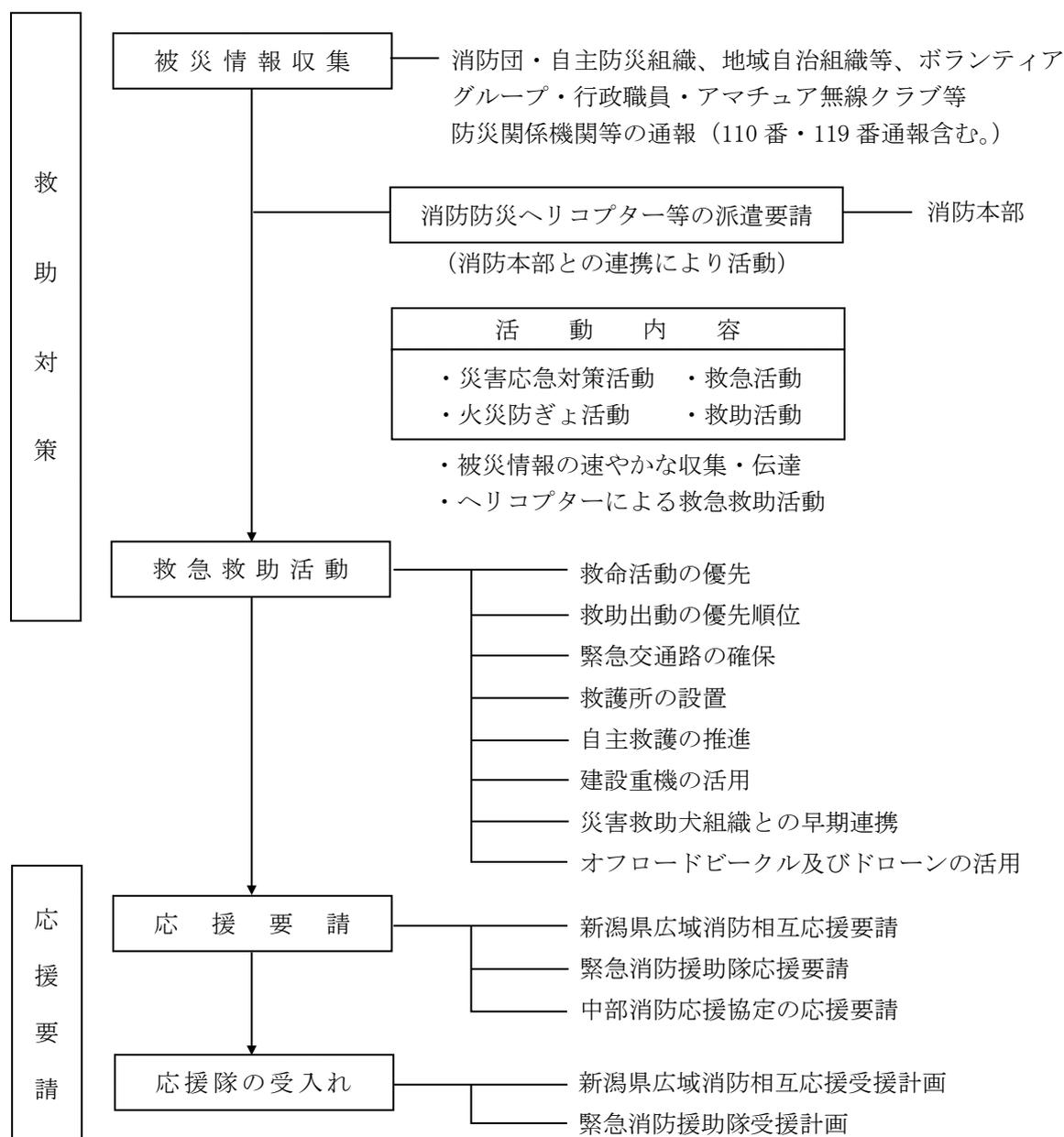
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防団、住民等	消防本部、県警察	被災状況、救急・救助要請
消防本部、県警察	県、県警察本部	救急・救助、応援、へりの要請
県、県警察本部	消防庁、警察庁等	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁等	県、県警察本部	広域応援要請
県、県警察本部	消防本部、県警察	救急・救助、応援、へりの要請
消防本部、県警察	消防団、住民等	救急・救助活動

3 救急・救助計画のフロー図



4 被災情報等収集

本章第7節「被災状況等収集伝達計画」による。

5 救急・救助・消火及び救護活動

多数の救急・救助事案が発生した場合は、他の災害の発生拡大状況を勘案し、可能な範囲において多数の部隊を編成し、救急・救助活動を実施する。また、すべての救急・救助事故に対応することが困難な状況においては、活動原則に基づき、大規模な事案等を重点的に救急・救助活動を行う。

(1) 住民等の対策

救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。また、災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応

ずるものとする。

(2) 地域消防団の対策

消防団員は、管轄町内で救出・救助事象が発生した場合、直ちに救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。

(3) 消防本部の対策

大規模災害時の救急・救助活動の効率化を図るため、高規格救急車、高度救命処置用資機材、救助用資機材の整備を図る。また、負傷者を一時的に収容又は保護するための救護設備等応急的な措置に必要な設備、資機材等の整備に努める。

救急・救助活動は、十日町地域広域事務組合「十日町地域消防本部多数傷病者対応計画」による。

ア 救命活動の優先

救急隊及び救助隊は、人命の救助及び救命活動を優先して実施する。

(ア) 重傷者優先の原則

救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、消防団、自主防災組織、地域自治組織等と連携の上、救急・救助活動を実施する。

(イ) 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。なお、火災の拡大状況から、総合的に判断し、救急・救助活動の時期を失することのないよう安全に十分注意する。

(ウ) 救助・救命率重視の原則

同時に救助・救急事象が併発した場合は、救命率の高い事象を優先に対応する。

(エ) 多数人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を行う。

イ 救助出動の優先順位

複数の救助事象が必要な場合は、多数の負傷者があり、緊急かつ救助の効率の高い事象を優先に出動する。なお、その具体的な基準は、次表のとおりとする。

(救助事象と救助順位)

順位	救 助 事 象	備 考
1	ダム、堤防護岸の決壊（決壊危険を含む。）及び堤防護岸の損壊による要救助者	主として避難命令の伝達となる。
2	大規模店、病院等多数を収容する建物の倒壊による要救助者	
3	列車の衝突、脱線、転覆による負傷者	
4	ビルの階段や出入口の崩壊による多数の脱出不能者	
5	一般家屋及び工作物の崩壊による要救助者 自動車の衝突による負傷者・落下物による負傷者・河川の溺者 亀裂、断層による負傷者・崖崩れ等による土砂埋没者	

ウ 緊急交通路の確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により、被災現場までの通行や救護所又は医療機関への通行に支障が出た場合の迂回路等について、警察や市災害対策本部及び防災関係機関から情報を得て、緊急交

通路の確保に万全を期すものとする。

エ 救護所の設置

十日町地域広域事務組合「十日町地域消防本部多数傷病者対応計画」及び本章第18節「医療救護活動計画」による。

オ 自主救護の推進

風水害災害においては、多数の負傷者が予想されることから、住民等の自主救護に関して、次の事項について広報、指導し協力を求める。

(ア) 歩行可能な負傷者等は、自力で医療機関等において診療を受ける。

(イ) 診療可能な医療機関等の広報

(ウ) 隣保協力、自主防災組織、地域自治組織等による自主救護（本項ウによっても、障害により救急車が到着できない場合は、近隣の人等の協力により、負傷者等を救急車まで搬送する。）

カ 建設重機の活用

大規模な土砂災害、家屋倒壊においては、災害時応援協定により（一社）新潟県建設業協会十日町支部等の協力を得て、建設重機の早期活用により、救急・救助活動の効率化を図る。

キ 災害救助犬の要請

消防等関係機関は、建物倒壊等による生き埋めや行方不明者等の捜索活動を行うため、必要に応じて災害救助犬組織へ災害救助犬の派遣を要請する。

ク オフロードビークル及びドローンの活用

大規模な土砂災害や消防車両が進入不可能な孤立集落等に対し、災害時支援協定により（一社）オフロードビークル協会及び（一社）ドローン普及協会の支援協力を得て、その機動力等を活用し救急救助活動及び情報収集を行う。

6 関係機関等に対する措置

(1) 市災害対策本部

ア 関係機関へ救急・救助事案又は事象の発生について通報し、救護班（医師、看護師等）の派遣及び応急救護に必要な医薬品の供給について依頼する。

イ （一社）新潟県建設業協会十日町支部へ建設重機の活用について依頼する。

ウ ヘリコプターの派遣について依頼する。（県消防防災航空隊、ドクターヘリ基地病院、県警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊）

(2) 警察

救出活動の分担区域等について連絡調整する。

(3) 医療機関

ア 診療、収容能力の連絡調整のほか、救護所等へ救護班（医師、看護師、新潟DMA T等）の派遣を要請する。

イ 災害時においては、多数の負傷者が発生することが見込まれるため、十日町市中魚沼郡医師会をはじめ、医療機関及び日本赤十字社新潟県支部との協力体制を整え、的確な救急医療活動にあたらなければならない。

7 消防本部間の広域応援体制

本章第15節「消火活動計画」に準ずる。

8 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、積雪による被害拡大や、消防隊等の速やかな到着が困難になるため、地元消防団、自主防災組織、地域自治組織等による速やかな初動対応が重要である。そのため、市、消防本部、県警察は地域の実情に応じた資機材の整備に努める。

また、積雪期の風水害では、要救助者が発生した場合、速やかな救助活動に困難を生ずることが予想される。消防、警察及び関係機関等は、建設重機、災害救助犬、オフロードビークル、ドローン等を活用し、協力して救急・救助活動にあたる。

9 惨事ストレス対策

- (1) 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第18節 医療救護活動計画

【十日町市災害対策本部担当等】

市民部保健班・環境衛生班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(2) 各主体の責務

ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 十日町保健所長は、被災の状況により必要と認められた場合は、特に医療機関等と連携し、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むことを目的として災害保健対策現地本部を設置する。

ウ 市及び県は、住民等の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

エ 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

オ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

カ 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

キ ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ク 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ケ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

コ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

サ 市及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

シ 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

ス 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

(3) 活動の調整

ア 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有したうえで、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

イ DMAT

災害時に、参集したDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DMAT新潟県調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 県内で活動する全DMATの指揮調整、DMAT新潟県調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮調整 県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
DMAT活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> 参集したDMATの指揮調整、DMATに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 消防等の関連機関との連携及び調整
DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所	DMATが複数活動する病院、現場	<ul style="list-style-type: none"> 病院支援活動、現場活動するDMATの指揮調整 トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMAT・SCU指揮所	被災地内のSCU	<ul style="list-style-type: none"> SCU、航空機内で活動するDMATの指揮調整 搬入担当、診療担当などの役割を付与

ウ DPAT

災害時に、参集したDPATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DPAT調整本部のほか、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DPAT調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 全DPATの指揮調整、拠点本部を指揮 県災害対策本部及びDPAT事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
DPAT活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	<ul style="list-style-type: none"> DPAT調整本部、保健所等との連携及び調整 参集したDPATの指揮調整

エ 災害医療コーディネーター

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、（一社）十日町市中魚沼郡医師会、（一社）十日町市中魚沼郡歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

オ DHEAT構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体等と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市 代表消防本部 (※) 災害拠点病院	県地域医療政策課	新潟DMAT派遣要請
市 消防本部 医療機関	県地域医療政策課	ドクターヘリ派遣要請
市	保健所	県救護センター設置要請 県医療救護班等派遣要請
病院	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
透析実施機関	県地域医療政策課	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所 (透析実施機関を 除く)	保健所	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所	県地域医療政策課	診療所の被災状況等、救護センター 開設、医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーター チーム	災害医療コーディネーター	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	県医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県	県外DMATの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県地域医療政策課	厚生労働省	県外DMATの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省 他の都道府県	県外DPATの派遣要請
県地域医療政策課	厚生労働省 DHEATの派遣が可能な 県等	DHEAT応援派遣の調整依頼 DHEAT応援要請

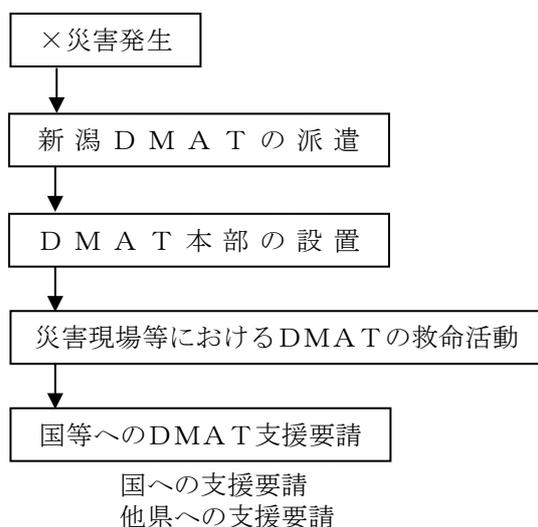
※新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

(2) 被災地へ

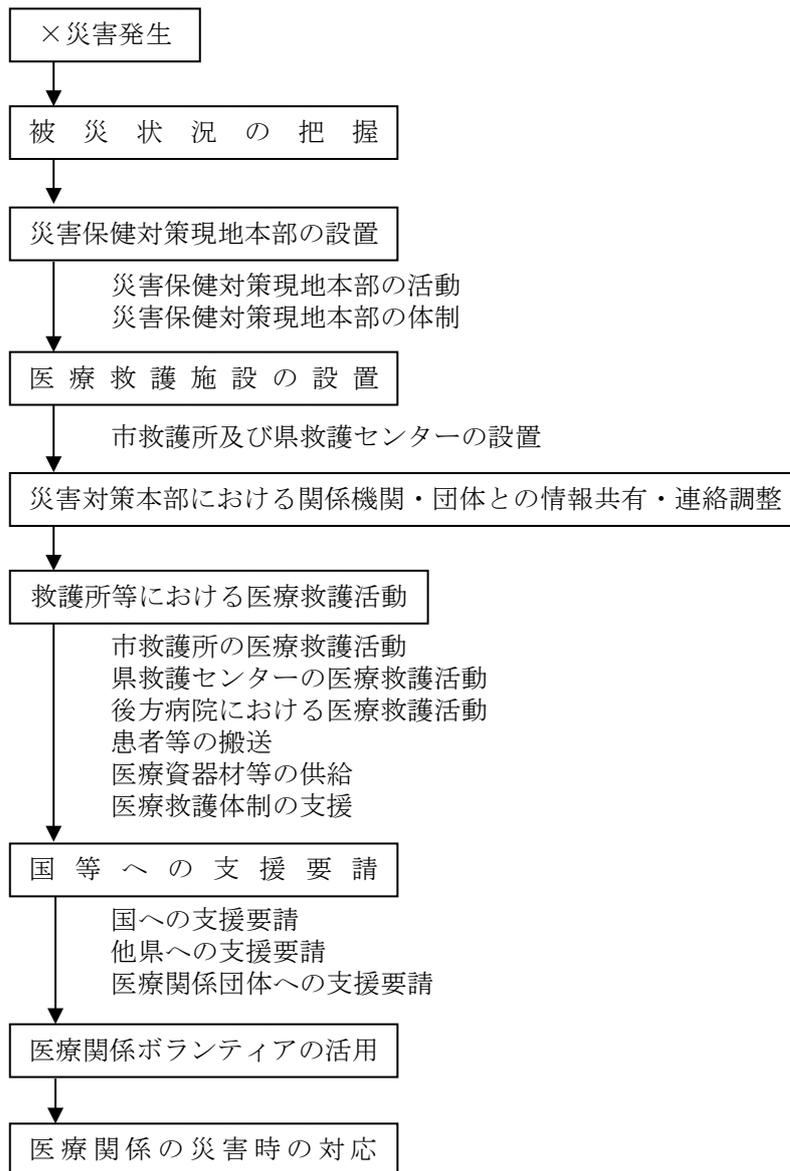
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市 代表消防本部 災害拠点病院	新潟DMATの派遣
県地域医療政策課	市 消防本部 医療機関	ドクターヘリ派遣
保健所	市	救急センター設置 医療救護班等派遣
県地域医療政策課	保健所	病院、透析実施機関の被災状況等 救護センター開設指示 新潟DMAT、医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関 保健所 市	新潟DPATの派遣
他の都道府県	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外DMATの派遣 県外DPATの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課	県外DMATの派遣 県外DPATの派遣 医療救護に関する応援
厚生労働省 DHEATの派遣が可能な県等	県地域医療政策課	DHEAT応援派遣の調整結果 DHEAT応援派遣

3 医療救護計画フロー図

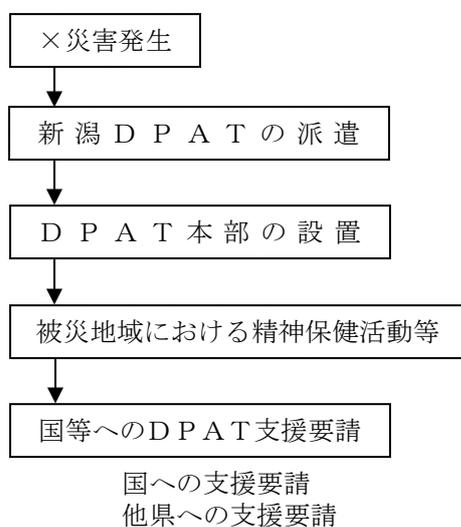
(1) DMAT関係



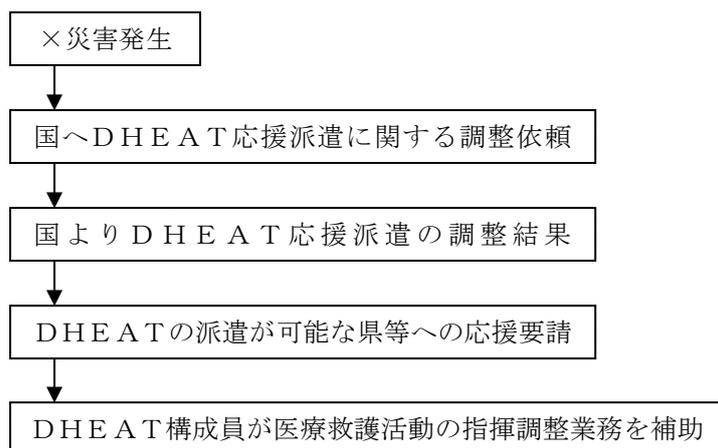
(2) 医療救護活動（DMATを除く）



(3) DPAT関係



(4) DHEAT関係



4 業務の内容

(1) DMAT関係

ア 新潟DMATの派遣

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災地の市、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟DMAT指定医療機関に対し新潟DMATの派遣を要請する。	新潟DMAT指定医療機関
新潟DMAT指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣する。	

イ DMAT本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動するすべてのDMATを指揮するDMAT新潟県調整本部を設置する。	新潟DMAT指定医療機関
DMAT新潟県調整本部	必要に応じてDMAT活動拠点本部、DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院等

ウ 災害現場等におけるDMATの救命活動

実施主体	対策	協力依頼先
新潟DMAT	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 消防本部と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院の長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送） 	県 厚生労働省 消防

エ 国等へのDMAT支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院 新潟DMAT	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMATは、被災地の状況等により、県に対し県外DMATの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMATの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMAT関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課 新潟大学医歯学総合病院	病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	病院 透析実施機関
保健所	診療所（透析実施機関を除く。）について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）
県地域医療政策課	ア 市救護所の設置状況 イ 市救護所及び医療機関への交通	市

イ 県災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
保健所	ア 県災害保健対策現地本部の体制 (ア) 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長等が定める。 (イ) 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 イ 県災害保健対策現地本部の活動 (ア) 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 (イ) 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所の職員派遣 (ウ) 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	市

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対策	協力依頼先
市	被災状況に応じて救護所予定施設に市救護所を設置する。	十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会

保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。	十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会
-----	---	------------------------------

エ 医療救護活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	<p>ア 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>(ア) 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動）</p> <p>(イ) 災害拠点病院等への移送手配</p> <p>(ウ) 医療救護活動の記録</p> <p>(エ) 死亡の確認</p> <p>(オ) 市への救護所の患者収容状況等の活動状況報告</p> <p>イ 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p> <p>ウ 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。</p>	十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会
保健所	<p>設置した救護センターにおいて、一般医療及び歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。</p> <p>ア 精神科患者の治療</p> <p>イ 避難所への巡回診療及び相談</p> <p>ウ 精神科医療機関への移送手配</p>	十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会
県地域医療政策課	<p>ア ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。</p> <p>イ 医療資器材等の供給</p> <p>(ア) 災害時における市救護所及び被災医療機関等への医薬品等の円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配付、服薬指導等を行うため、新潟県薬剤師会と連携し、市災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。</p> <p>(イ) 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>(ウ) 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。</p> <p>ウ 県医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。</p>	

災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。 ア 被災現場、市救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ イ 県医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
県医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

オ 国等への支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ウ 医療関係団体への支援要請 (ア) 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (イ) 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 (ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	厚生労働省 他都道府県 新潟県医師会 新潟県歯科医師会 日本赤十字社新潟県支部
県危機対策課	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
保健所	十日町市中魚沼郡医師会又は十日町市中魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会
市	十日町市中魚沼郡医師会又は十日町市中魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会
新潟県医師会	ア 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 十日町市中魚沼郡医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	保健所
新潟県歯科医師会	ア 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 イ 十日町市中魚沼郡医師会又は十日町市中魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	十日町市中魚沼郡歯科医師会

十日町市中魚沼郡医師会 十日町市中魚沼郡歯科医師会	支援の要請があったときは、市医療救護班又は市歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に收容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	
------------------------------	---	--

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対策	協力依頼先
市	県の設置する災害ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 市ボランティアセンター
県地域医療政策課	県災害ボランティア支援センターとともに市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター 市災害ボランティアセンター

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

(3) DPAT関係

ア 新潟DPATの派遣

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（DPAT事務局）からの要請を受け、新潟DPATの派遣を要請する。	新潟DPAT

イ DPAT本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動する全てのDPATを指揮するDPAT調整本部を設置する。	DPAT統括者

ウ 災害現場等におけるDPATの活動

実施主体	対策	協力依頼先
新潟DPAT	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内のDPATに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。 	県 厚生労働省

エ 国等へのDPAT支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DPATの派遣を要請する。	厚生労働省

(4) DHEAT関係

ア 新潟DHEATの派遣

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	ア 県内での相互支援だけでは保健医療活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整依頼を行う。 イ DHEATの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 DHEATの派遣が可能な県等

イ DHEAT本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
DHEAT構成員	医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第19節 防疫及び保健衛生計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部保健班

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来し、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。
- イ 住民等は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。
- ウ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。
- エ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。
- オ 県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有したうえで、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

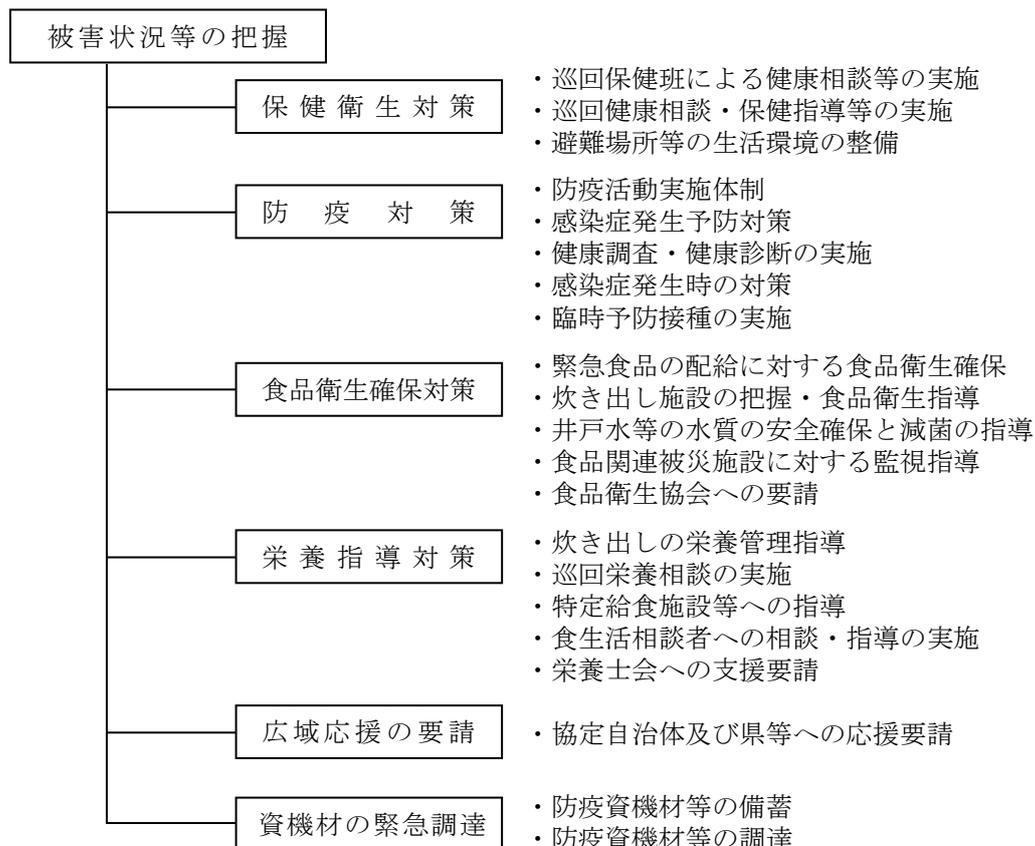
2 被災状況等の把握

被災時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために市は、次の事項について、被災状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設の被害状況
- (7) 医療機関等の被害状況

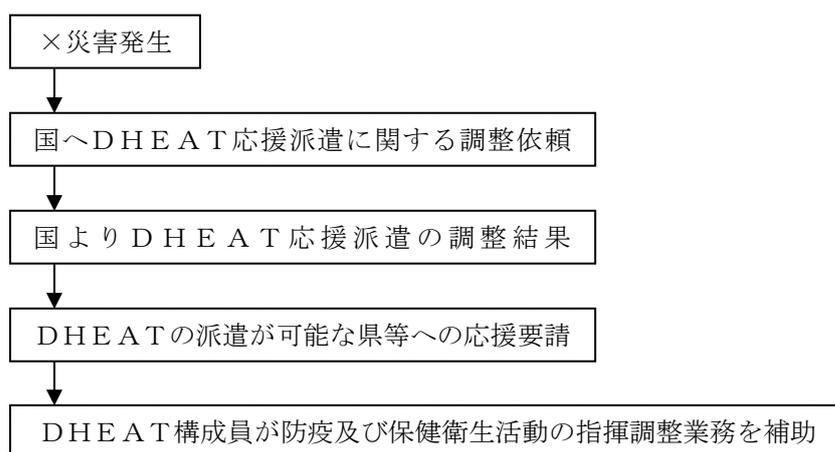
3 防疫及び保健衛生計画フロー図

(1) 防疫及び保健衛生活動（DHEATを除く）



※各業務は必要に応じて実施するものとする。

(2) DHEAT関係



4 保健衛生対策

市は、保健師等を中心として十日町地域振興局健康福祉部その他関係機関と協力し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握するとともに、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 健康相談・保健指導

健康相談にあたっては、避難行動要支援者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の

確認と必要な保健指導を実施する。

また、被災者への適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整を図る。

- ア 避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態の把握と保健指導
- イ 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ウ インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導

(2) 避難所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに県と連携して生活環境の整備に努める。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔
- キ プライバシーの保護

5 防疫対策

(1) 防疫活動実施体制

- ア 被災の規模に応じて、適切に防疫活動ができるよう市災害対策本部市民部は、所要の動員計画を定めて防疫班を組織するものとする。
- イ 県は、被災規模により、市のみで対応ができない場合は、市の防疫活動を指導・支援する。
- ウ 十日町地域振興局健康福祉部は、被害状況から感染症のまん延が想定されるなど、必要があると認めるときは、災害防疫対策本部を設置する。
- エ 災害防疫対策本部の体制等は、十日町地域振興局健康福祉部長が定めるものとする。
- オ 市・県は、被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援を要請する。

(2) 感染症発生予防対策の実施

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症予防対策を実施する。

- ア パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、便所、家の周りの清潔、消毒方法を指導する。
- イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持する。
なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
- ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。
- エ 県が定めた地域内でねずみ・昆虫等の駆除を行う。

(3) 健康調査・健康診断の実施

十日町地域振興局健康福祉部は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、健康調査及び健康診断を実施する。

ア 健康調査の実施にあたっては、医師、保健師、助手等をもって班編成を行い、緊急度に応じて計画的に実施する。

この場合、浸水地区の住民等及び集団避難場所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

イ 健康調査の結果、必要があるときは、検便等の健康診断を行う。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 感染症患者等の隔離

市、県は、感染症患者等が発生したときは、速やかに入院の措置をとるものとし、交通途絶のため感染症指定医療機関に収容することが困難な場合は、なるべく被災をまぬがれた地域内の適当医療機関に収容する。

イ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

十日町地域振興局健康福祉部は、濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者）に対し、病気に対する正しい知識や消毒方法の保健指導を行う。

ウ 家屋、台所、便所、排水口等の消毒の実施

市は、台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

(5) 臨時予防接種の実施

県は、疾病のまん延予防上必要があるときは、臨時予防接種の実施を指示する。市が実施することが特に適当と認めるときは市長がこれを指示する。

6 食品衛生確保対策

市は、県及び関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調製施設に対して監視指導を実施する。

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管、調理についての指導を行う。

(3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

被災者に対し、平常時使用していない井戸等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、冠水食品の廃棄等食品の安全確保及び施設・設備

の監視指導を実施する。

- ア 冠水食品の廃棄の指導
- イ 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導
- ウ 施設・設備等の洗浄消毒の指導

(5) 食品衛生協会との連携

十日町食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施するものとする。

7 栄養指導対策

十日町地域振興局健康福祉部は、被災地において市と協力して次の活動を行う。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

市が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。また高血圧、糖尿病、高齢者等の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(3) 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者、糖尿病等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配に関する支援を実施する。

(4) 特定給食施設への指導

状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等栄養管理上の問題を生じないように指導する。

(5) 栄養士会への支援要請

被災地区の規模・状況により、必要に応じて県栄養士会及び栄養士会十日町支部に支援を要請する。

8 広域応援の要請

市は、被災が著しく保健衛生、防疫、食品衛生確保及び栄養指導の各対策で、市内だけでは体制の確保ができない場合は、協定自治体及び県等に対して応援を要請する。

9 防疫及び保健衛生資機材の備蓄、調達計画

防疫活動に必要な保健衛生用資機材については、現有する資材及び薬品を優先的に使用するものとし、医薬品等については、十日町市中魚沼郡医師会、魚沼薬剤師会十日町市中魚沼郡支部等が要請し、病院等から調達するものとする。

なお、不足する場合は、県に対し不足する資機材及び数量等を明示して要請する。

(1) 防疫資機材等の備蓄

ア 市は、防疫資機材の整備・充実に努める。なお、薬品を備蓄する場合、責任管理者を定め、管理に万全を期するものとする。

イ 市は、防疫資機材等の整備状況を十日町地域振興局健康福祉部に報告する。

ウ 県は、県内の防疫資機材等の備蓄状況を市に情報提供する。

(2) 防疫資機材等の調達

市は、防疫資機材等が不足の場合、十日町地域振興局健康福祉部に確保を要請する。

10 DHEAT関係

(1) DHEATの派遣調整

ア 県は、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整依頼を行う。

イ DHEATの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。

(2) DHEATの活動

DHEAT構成員は、防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

11 積雪期の対応

冬期間は、気温が低いことから衛生状態は比較的保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資機材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

第20節 こころのケア対策計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部保健班

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、県、専門医、関係団体と協力し、被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるよう中長期的に支援する。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

被災住民等は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者等に十分に配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ 報道機関の責務

(ア) 不用意な取材活動によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民等の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

ウ 精神科医療機関の責務

(ア) 被災した精神科病院の患者や被災住民等の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(イ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

エ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

オ 市の責務

(ア) 避難所等における被災住民等の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民等のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

(ウ) 災害対策本部職員は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生じることを認識し、自身の健康の保持・増進に努め、災害復旧・復興対策を行う。

カ 県の責務

(ア) 国の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づき、県は、被災者こころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）等の体制整備に努める。

(イ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、DPATの派遣を要請する。

(ウ) DPATを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(エ) 被災住民等に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

(3) 活動の調整

ア DPAT運営委員会

DPATに関する運営体制、活動の検証等について検討協議を行うため、DPAT運営委員会を

開催する。

イ DPAT活動

県内に大規模災害等が発生し、DPATの派遣を要することが想定される場合は、県はDPATの活動を統括するために、DPAT調整本部を設置する。DPAT調整本部はDPAT統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DPAT調整本部	県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、DMAT調整本部、国等との連絡及び調整 DPAT派遣の開始及び終結の決定、DPATの派遣要請・派遣先調整 被災地域で活動するDPATの指揮、調整、ロジスティクス DPAT活動拠点本部の設置
DPAT活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	<ul style="list-style-type: none"> DPAT調整本部、DMAT活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 DPAT調整本部の指揮下で、参集したDPATの統括

(4) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者及び災害遺族等に対しては、特にきめ細やかな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

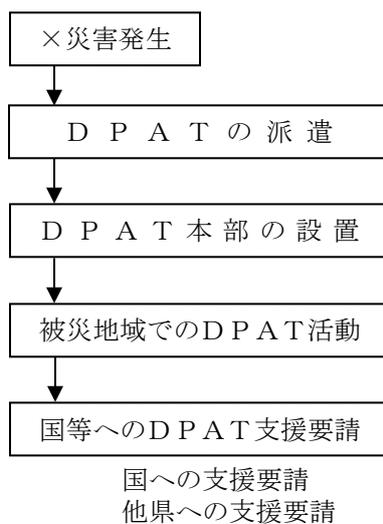
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外DPATの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外DPATの派遣要請
被災者、避難所等	市	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の生活状況・ニーズ 精神障がい者の医療状況等について
市	十日町地域振興局健康福祉部（保健所） 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> DPAT派遣の要否 こころのケアに係る情報及びニーズ 精神障がい者の医療状況等について 医療チームの活動状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外DPATの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外DPATの派遣
報道機関、市	被災者	<ul style="list-style-type: none"> ◎こころのケア対策情報 こころのケアチーム派遣 こころのケアホットライン設置 災害時精神科医療体制 啓発普及 関係者への研修

3 こころのケア計画フロー図

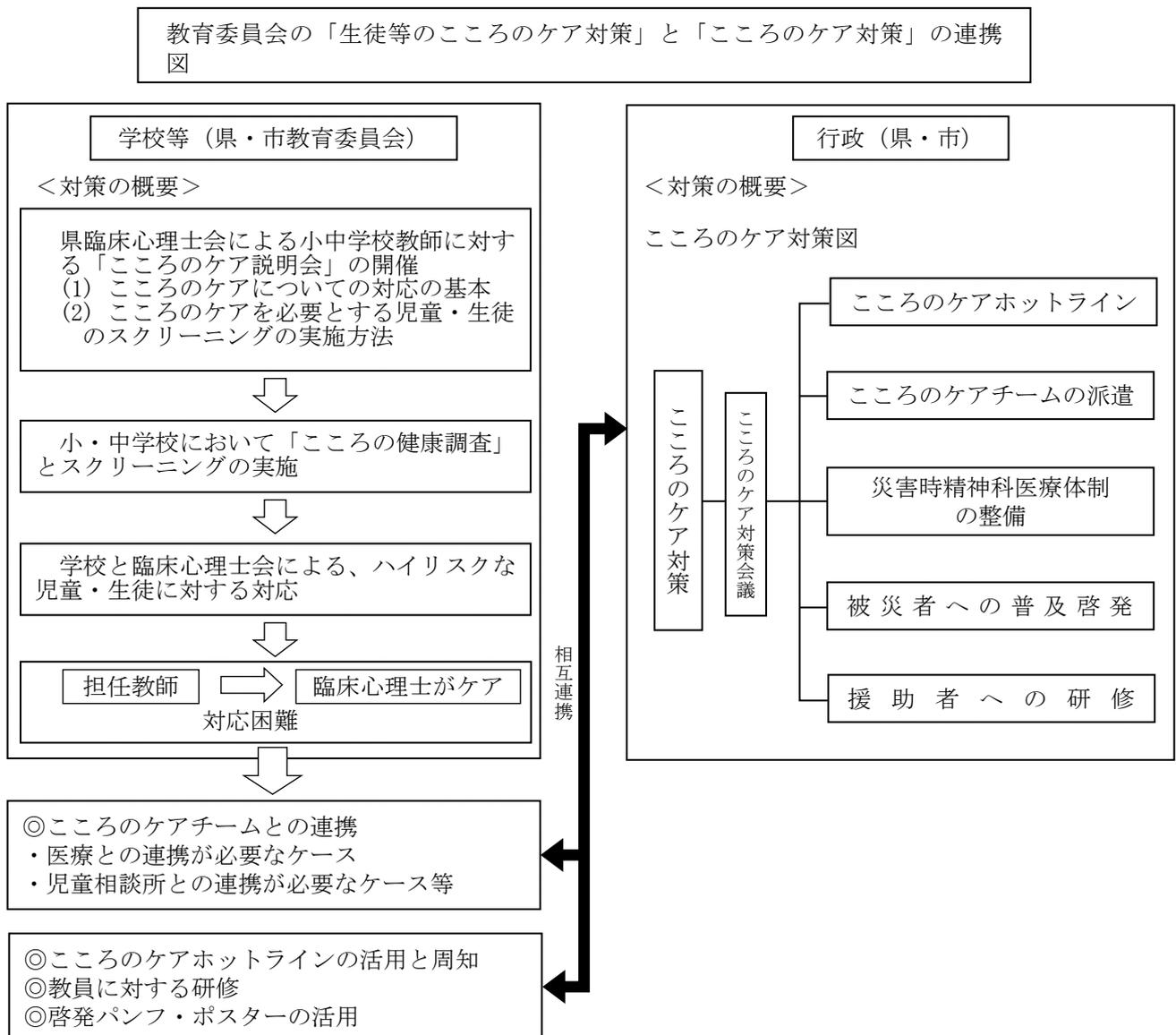


4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> DPAT調整本部の設置 DPATの派遣要請・受入れ調整 	厚生労働省、DPAT事務局、新潟DPAT、精神科医療機関
DPAT	<ul style="list-style-type: none"> DPAT調整本部、DPAT活動拠点本部において、DPATの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 EMISやJ-SPEED、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 活動内容の情報発信を行う。 被災地での精神科医療の提供を行う。 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 被災者への専門的支援を行う 	県、被災地域内の災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健所等

5 こころのケア対策の連携

(1) 教育委員会との連携



(2) 医療救護（身体）チームとの連携

被災現場でのこころのケアチームは、医療救護（身体）チームとの連携により実効ある被災住民等への支援活動を実施するように努める。

第21節 生徒等のこころのケア対策計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部保健班、教育部庶務班

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害時に、学校等における生徒等のこころのケアを迅速に図る。

(2) 各主体の責務

ア 市教育委員会の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等（以下、「こころのケア説明会」という。）について迅速かつ確実に各学校等へ通知できるよう連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「こころのケア説明会」に係る会場の手配を行う。

イ 県の責務

(ア) 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について新潟県臨床心理士会と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校等開始直後から臨床心理士等のカウンセラーを派遣する。

(イ) 被災市町村の学校に対してカウンセラーを派遣し、カウンセリング開始前の「こころのケア説明会」を実施する。

(ウ) 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

ウ 中越教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内を行う。

エ 学校等の責務

(ア) 「こころのケア説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明、保護者への説明会を実施する。

(イ) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックとスクリーニングを実施する。

(ウ) 教員による生徒等への早期カウンセリングを実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

2 情報の流れ

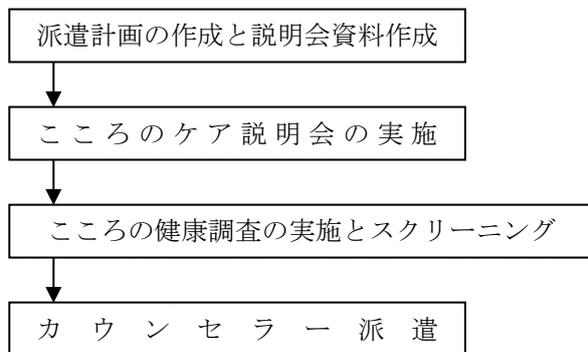
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
学校等	市教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な生徒等、実施数、個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
市教育委員会	学校等	カウンセリング実施日 説明会実施日

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県	こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付及び実態把握	

第22節 廃棄物の処理計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部環境衛生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生によるごみ、し尿等の廃棄物の処理は、迅速・適正に行い生活環境の保全及び住民等の生活の確保に努めることが重要となる。

災害の規模が極めて大きい場合で、本市において処理することが困難と判断した場合は、知事への支援要請や近隣市町村の応援を求めるなど、広域支援体制を整備し、被災状況を想定した災害廃棄物処理計画及び作業計画を策定するものとする。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ、粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所（臨時集積場所）等へのごみの排出に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所（臨時集積所）等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わないほか、市の指示に従ったごみの排出に協力する。

(イ) し尿処理

- a 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ 市の責務

(ア) ごみ処理

- a ごみ処理施設の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置するなど、復旧までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。
- b 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- e ごみの収集方法を決定し、速やかに住民等に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- f ごみの処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- g 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が

疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

- h 腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った災害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、路地等に排出された災害ごみの早期収集に努める。
- i 大量のごみが一時に排出される恐れがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルート確保を行う。
- j ごみの収集、処理が困難と判断した場合は、近隣の市町村、県に広域支援を要請する。

(イ) し尿処理

- a し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- b 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況を把握し、収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d し尿の収集、処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ウ) 災害がれき類処理

- a 隣家への倒壊、道路への支障等、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- b あらかじめ定める災害廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- c 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- d 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民等に周知する。
- e 災害がれきの処理にあたっては、減量化及び適切な分別を行うことにより、減量化とリサイクルに努める。
- f 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化により飛散防止の措置を講ずる。
- g 損壊家屋が多数に上る場合は、住民等の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置等、計画的な処理体制を構築する。
- h 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ 県の責務

- (ア) 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (イ) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- (ウ) 県及び他自治体の職員の応援派遣等により市を支援する。
- (エ) 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- (オ) 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(3) 要配慮者に対する配慮

市は、高齢者等の要配慮者の家庭からのごみ収集等に、市ボランティアセンターを通じてボランティア等を要請するなどの配慮を行う。また、住民等、自主防災組織、地域自治組織等は共助により、ごみ収集等を協力して行う。

2 情報の流れ

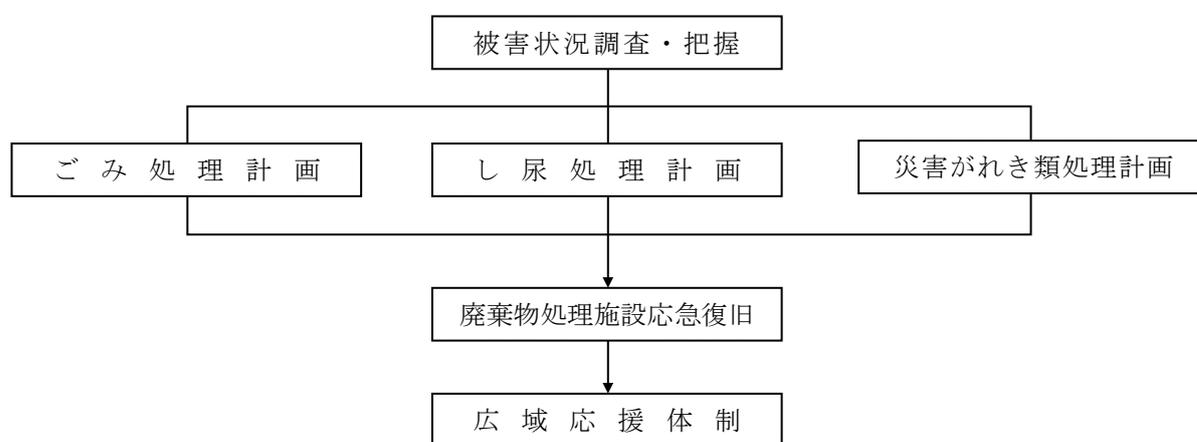
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所・避難者	市	ごみ・し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所・避難者	ごみ・し尿の収集情報

3 廃棄物処理計画フロー図



4 被害状況調査・把握

- (1) 速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設、設備及び調査者を明確にした調査体制を確立するものとする。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況と稼動見込みを速やかに把握し、県へ連絡する。

5 ごみ処理計画

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等により処理能力を確認の上、ごみの収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。また、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県及び協定自治体に応援の要請をする。
- (2) 生活ごみの処理は平常時の収集・処理体制を基本として実施するものとするが、短期間に多量の廃棄物の発生や通常運搬ルート確保困難等から収集運搬車両等が不足するときは、ごみ処理の実施に必要な人員、車両機材等の確保のため、市内及び近隣市町村の廃棄物処理業者又は支援協定団体等の協力を得て迅速に実施する。

- (3) 地区住民等が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出するものとする。
- (4) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、優先的に収集・処理するが、収集困難な被災地については、防疫上定期的に消毒を実施し、収集可能な状態になった時点から、早急に収集が行われるようにその体制の確立を図るものとする。
- (5) 災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に排出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が考えられるので、必要により環境保全に支障のない場所を確保して、仮置場を設置するとともに、ごみの飛散防止や不法投棄対策及び消毒等の衛生面の管理を行うなどの方法を講ずる。
- (6) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (7) ごみの野焼き、災害以外の便乗ごみの排出、不法投棄等の禁止と、市の指示する分別に従った排出などを周知する。

6 し尿処理計画

- (1) 被災家屋等の汲取式トイレのし尿については、被災地における防疫上収集可能になった日から、できる限り早急に収集処理を行う必要がある。このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式トイレのし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等により処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。
- (2) し尿収集は平常時の収集・処理体制を基本として実施するものとするが、早急に処理する必要がある場合又は家屋の倒壊や通常運搬ルート確保の困難等で収集運搬車両が不足するときは、収集の実施に必要な人員、車両機材の確保のため、近隣市町村又は支援協定団体等の応援を要請し実施する。
- (3) 水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、平素から水の汲み置き等を指導する。
- (4) 災害により避難した住民等の避難所及び上水道や下水道等の被災により水洗トイレが使用不能となり仮設トイレが設置された場合、設置基数及び使用見込み者数等から排出量を推計し、早急に収集、運搬、処分の対策を講ずる。
- (5) 市の処理場への搬入について計画的処理を崩さないよう努力し、その処理必要量が処理能力を超える場合や施設の破損等により十分機能を発揮できないときは、近接市町村の施設に処理の依頼を求めるとの方策を講ずる。
- (6) 浸水その他により、し尿が流出し、汚染した地域及び応急的に廃棄物堆積場所として使用した場所については、防疫処理を行う。

7 がれき類処理計画

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、災害がれき類の排出量を推計するとともに、処理施設の臨時点検等により処理能力を確認の上、運搬場所の決定、処分の対策を樹立するものとする。
- (2) 災害がれき類の大量発生が予想される場合、周辺環境にも十分配慮した上、仮置場を設置するとともに、ごみやアスベストの飛散防止対策等、環境衛生面に配慮した管理を行う。
- (3) 被災家屋からの廃棄物、焼失家屋からの焼け残り等について、原則として、被災者自らが、市の指定する場所に搬入することとするが、被災者自ら搬入することが困難と判断された場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。
- (4) 地区住民等が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出するものとする。

8 廃棄物処理施設の応急復旧及び広域応援体制

- (1) 処理施設が稼働しない場合は、生活環境に多大な影響を及ぼすことを考慮し、施設管理者は平常時から施設の管理を十分に行い、被害が生じた場合には迅速に応急復旧が図られるよう、対応策を構築しておくものとする。
- (2) 災害により廃棄物処理施設・設備に欠陥が生じた場合は、早急に臨時点検を行い被害状況、稼働状況を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。
処理業務に影響を及ぼすような場合には、協定自治体の施設に処理を依頼し、廃棄物処理に支障をきたさないよう万全を期すものとする。

9 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 被災時における廃棄物の排出見込み量が、収集、運搬機材等の処理能力を超えている場合は、近隣市町村、協定自治体等に対し、応援要請をするものとする。
- (2) 近隣市町村、協定自治体等の応援が得られない場合や応援が不足する場合は、県に応援、斡旋の依頼をする。

第23節 トイレ対策計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部資材班、市民部保健班、防災部上下水道班

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民等の責務

災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び事業所等における備蓄で賄う。

イ 市の責務

(ア) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

(イ) 市災害対策本部が派遣する職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ウ) 備蓄トイレの配置計画を定めることとするが、自力に必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県や市内レンタル業者等に支援を要請する。

(エ) 市災害対策本部の派遣する職員の配置・巡回により、避難所トイレ及び公衆トイレの状況の報告を市災害対策本部で集約し、衛生的に使用するための管理を行う。

ウ 県の責務

市の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備（おおむね24時間以内）する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(3) 快適な利用の確保

ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティア等の協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。

エ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を

行い、必要な物資を供給する。

カ 避難所以外の公共トイレの施設管理者は、被災状況を把握し、必要に応じ、トイレが使用できるよう対応するものとする。

2 情報の流れ

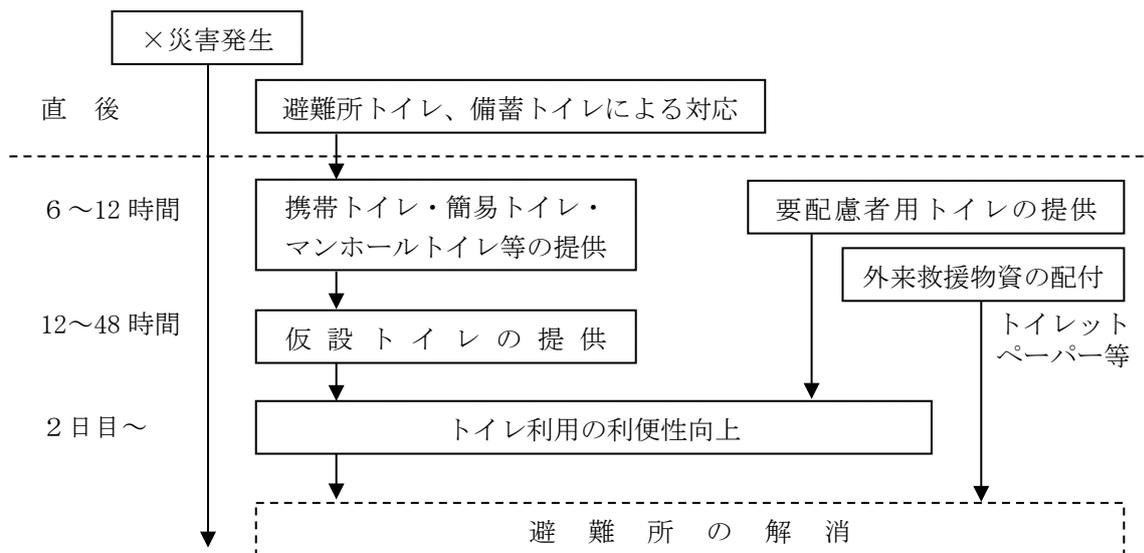
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	事業所・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

ア 市の対応

県災害対策本部、市社会福祉協議会と連携し、対応を行う。

- ・ 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。
- ・ 避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレ等の適切な利用方法を周知する。
- ・ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。
- ・ 市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助にあたるボランティア派遣を要請する。

イ 県の対応

市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援に

より備蓄拠点から避難所等に（公社）新潟県トラック協会に協力を依頼し配送する。

ウ （公社）新潟県トラック協会の対応

県からの要請に基づき、県内の備蓄トイレを市の避難所等へ配送する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

ア 市の対応

県、自主防災組織、地域自治組織、協定事業所等と連携し、対応を行う。

- ・避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。
- ・事業所・団体等にトイレ等の供給を依頼する。
- ・支援物資提供の申出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。）
- ・調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。

イ 県の対応

- ・市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。
- ・事業所・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。

ウ 事業所・団体等

市から調達要請があったトイレ等を指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。

(3) トイレトペーパー等支援物資の配付

ア 市の対応

- ・市へ送付された支援物資を受入・保管する。
- ・避難者の物資需要を把握する。
- ・避難者に物資を配付する。

イ 県の対応

- ・県へ送付された支援物資を受入・保管する。
- ・市からの調達要請物資を集約する。
- ・保管中の支援物資で供給可能なものを選別する。
- ・（公社）新潟県トラック協会へ輸送を依頼する。

ウ （公社）新潟県トラック協会の対応

県からの要請に基づき物資を輸送する。

第24節 入浴対策計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部資材班

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

被災を免れた入浴施設管理者並びに温泉組合及び旅館組合等は、市の要請する施設開放に積極的に協力する。

イ 市の責務

(ア) 市が指定する入浴施設等の被災状況を把握し、被災を免れた使用可能な入浴施設の管理者に対し、施設の開放を要請する。

(イ) 必要に応じ入浴施設を有する他市町村に対し、入浴施設開放等の協力を要請する。

(ウ) 必要に応じ県に対し、入浴施設の提供や広域的な応援協力を要請する。

ウ 県の責務

(ア) 自衛隊に対し、入浴支援を要請する。

(イ) 県内市町村及び隣接県への協力を要請する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保（市）

イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（市、県）

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（市、県）

エ 乳幼児に対する配慮

(ア) 沐浴に必要な物品の確保

(イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請

(ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

2 情報の流れ

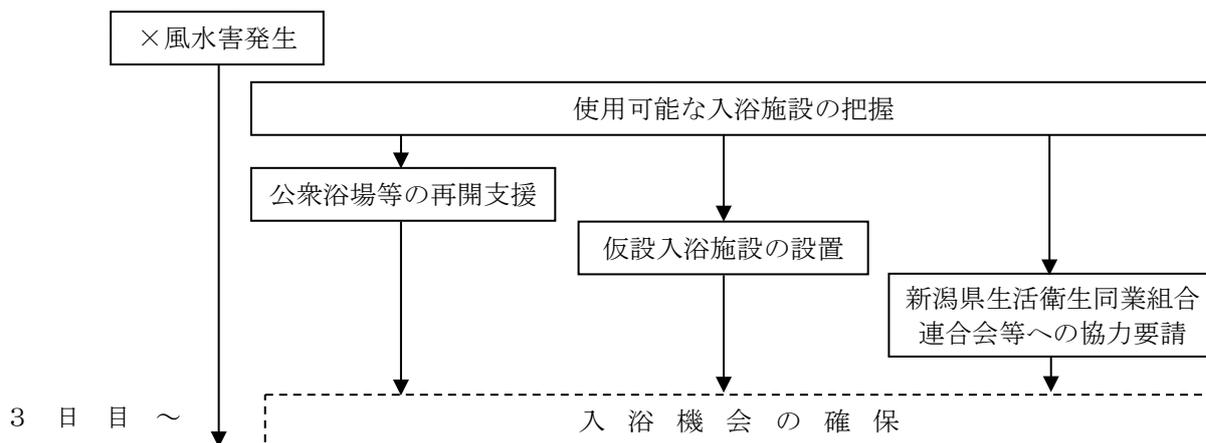
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 新潟県生活衛生同業 組合連合会	入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、被災者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 入浴施設の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 業務再開可能な入浴施設等に対して、給水やボイラー燃料等を計画的に供給支援することに努め、入浴環境を確保する。また、必要により市関係機関及び協定自治体や周辺自治体等に供給支援を要請する。 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保するため、ボランティア、旅客自動車会社や鉄道会社等に応援を要請する。 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。 	新潟県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。 	県（災害対策本部）
県（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> 市の要請により自衛隊へ入浴支援を要請する。 	自衛隊
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。 	

(3) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。また、併せてバスによる送迎等交通手段の確保についても協力を要請する。 ・市内の旅客自動車会社や鉄道会社等に依頼するとともに、市所有の大型自動車等を利用し、交通手段の確保を行う。 ・市内で入浴施設の確保が困難な場合は、県に応援要請を行う。 	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県（災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。 	新潟県生活衛生同業組合連合会等

5 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

第25節 食料・生活必需品等供給計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班・資材班、市民部民生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

住民は、避難にあたり、最低限1食分の物資等を携行するよう心掛ける。

イ 市の責務

(ア) 被災者への物資等の供給を行う。

(イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

(ロ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協業者等に支援を要請する。

(ハ) 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(ニ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県の責務

(ア) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

(イ) 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(ロ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協業者等に支援を要請する。

(ハ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関等の責務

(ア) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

(イ) 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供に努める（避難24時間～）。

イ 要配慮者用の生活必需品の供給に配慮する（避難24時間～）。

2 情報の流れ

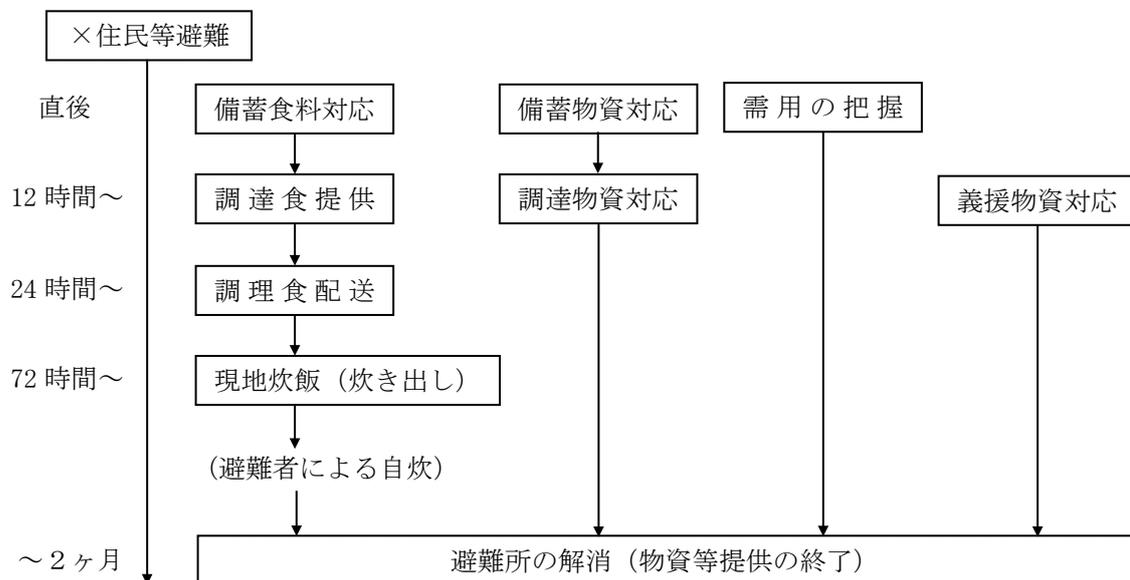
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	被災地ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先事業所、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	供給予定情報
市災害対策本部	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系

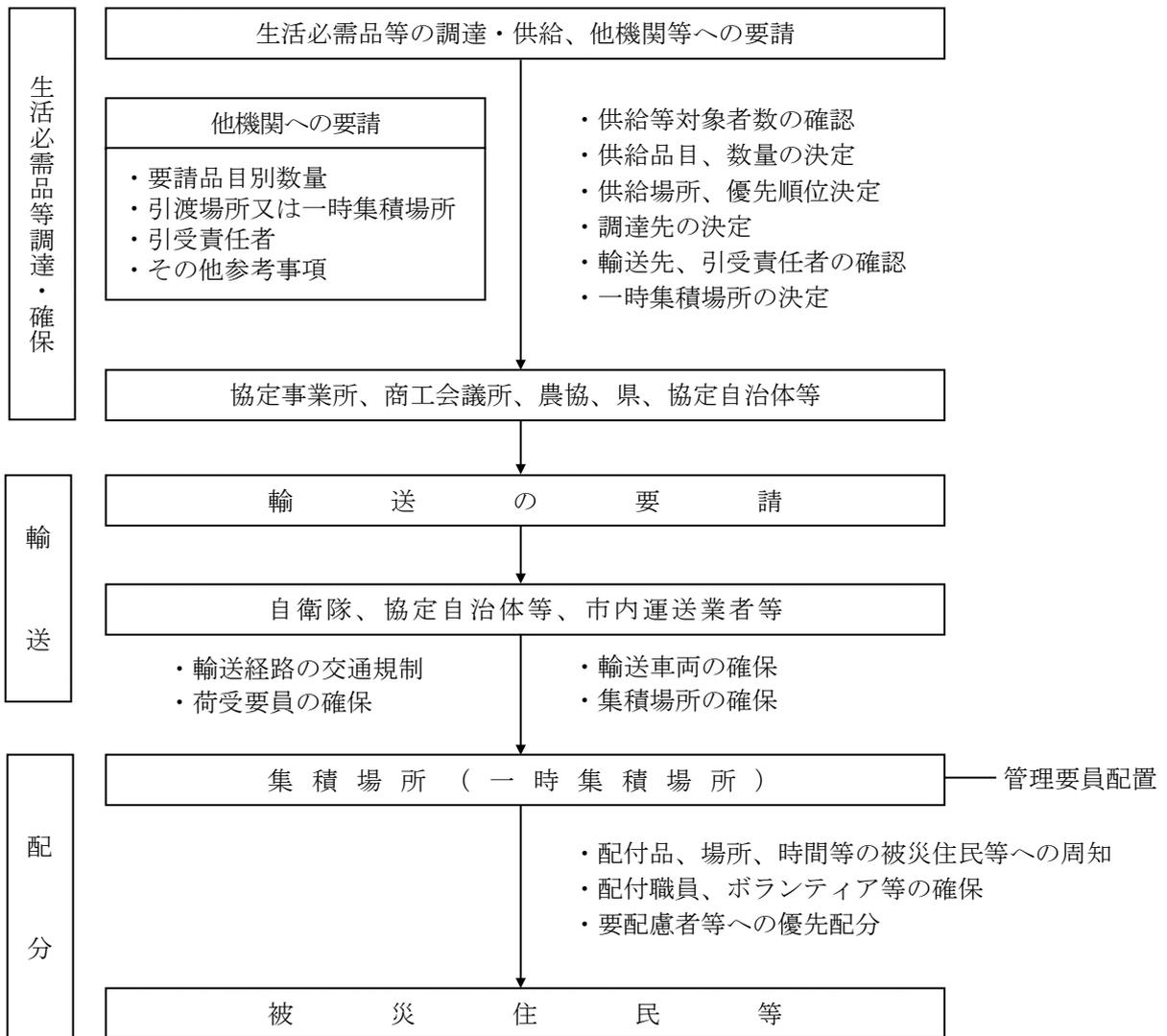


4 物資等供給計画フロー図

(1) 食料等供給計画フロー図



(2) 生活必需品等供給計画フロー図



5 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民等避難～12時間程度）

実施主体	対策	協力依頼先
被災者 自主防災組織、 地域自治組織等	・市の職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。	県 日本赤十字社新潟県支部 市社会福祉協議会 市ボランティアセンター 自主防災組織、 地域自治組織等 の責任者
県 日本赤十字社新潟県支部	・必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 ・市からの要請に基づき、不足する物資等を市・避難所等へ配送（以下、「プル型支援」という。）する。 ・市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。（※） ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	（公社）新潟県トラック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食料・物資等の提供（住民等避難12～24時間程度）

実施主体	対策	協力依頼先
市	・避難者のニーズ把握 ・避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 ・協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	自主防災組織、 地域自治組織等 の責任者 協定業者等 県
県	・市の要請により、プル型支援を行う。 ・市の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。（※） ※ プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者 他の都道府県
協定先企業・団体等	・県から調達要請があった物資等を市又は避難所等へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（住民等避難24時間程度～）

実施主体	対策	協力依頼先
市	・避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 市ボランティアセンター
県	・市からのニーズを把握する。 ・自衛隊に給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（住民等避難72時間以降）

実施主体	対策	協力要請先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 	県 市ボランティアセンター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。 	自衛隊
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。 	

(5) 被災者による自炊（住民等避難2週間後以降）

実施主体	対策	協力依頼先
避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。 	県

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の実施にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 ・災害応急対策の実施にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	国 指定地方行政機関等 運送事業者
指定地方行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 ・緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 ・運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。 	運送事業者
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。 	県 指定地方行政機関等

(7) 義援物資の配付

実施主体	対策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市受入れ物資を配付する。 ・物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。 	市ボランティアセンター 自主防災組織、 地域自治組織等 の責任者 報道機関
県	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資の送付先市町村を紹介する。 ・県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 ・自衛隊等に輸送を依頼する。 	自衛隊 (公社)新潟県ト ラック協会 新潟県倉庫協 会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対策	協力依頼先
市 重要施設（病院 等）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。 	県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 ・被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 ・燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 ・市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。 	新潟県石油業協 同組合 政府災害対策本 部

6 積雪期の対応

市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。また、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

第26節 要配慮者の応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

市民部民生班・保健班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、市、県等の行政と日ごろ、避難行動要支援者の身近にいる住民等、関係団体、社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との平常時からの連携のもと、支援を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、災害発生直後は地域住民等、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域自治組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、住民等、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

イ 県の責務

県は、市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と連携して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、市が行う外国人、視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の避難行動要支援者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第28節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 事業所の責務

避難行動要支援者を雇用している事業所及び関係団体は、避難行動要支援者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

オ 外国人雇用事業所、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体等外国人と交流のある団体等（以下、「外国人関係団体」という。）の責務

外国人関係団体は、所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に

報告する。

カ 自主防災組織、地域自治組織等の責務

自主防災組織、地域自治組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

キ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、住民等の協力を積極的に求め、早めの避難行動開始に努める。

2 情報の流れ

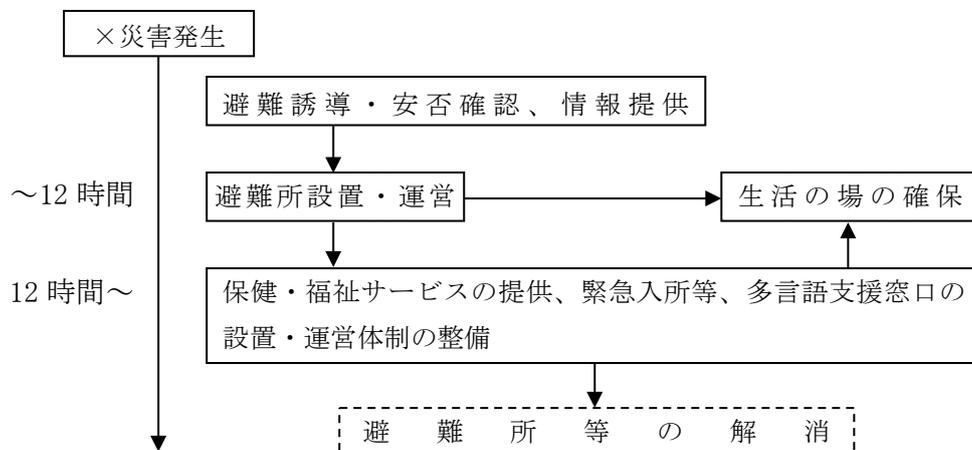
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域自治組織、介護保険事業者、福祉関係者等	市	要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	要配慮者の集約された各種ニーズ、職員、災害福祉支援チーム等応援要請
県	国、都道府県、県内市町村、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	要配慮者への各種サービス要請、職員派遣要請、災害福祉支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

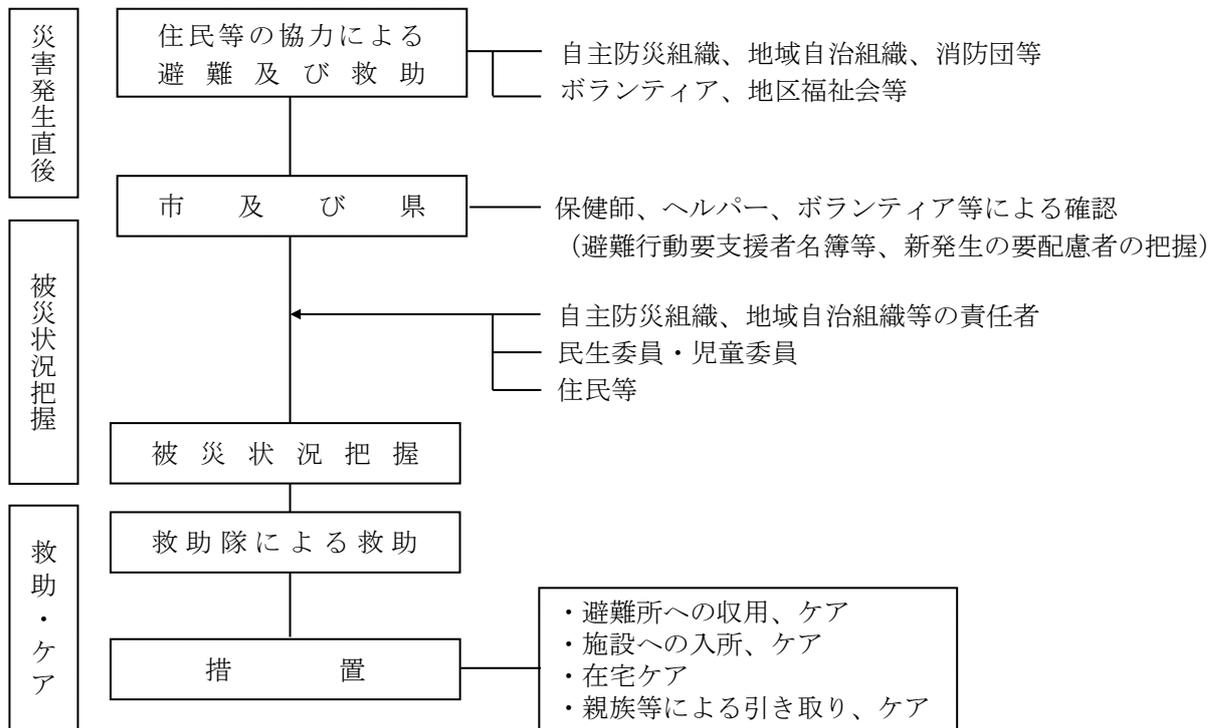
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

3 業務の体系

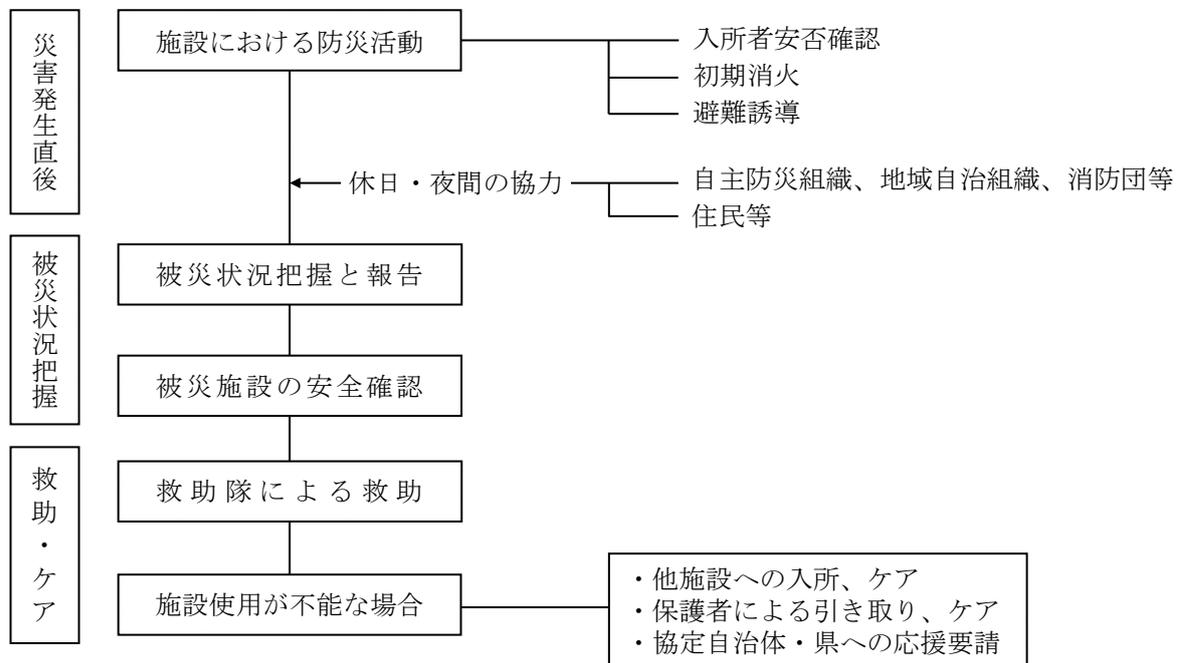


4 要配慮者応急対策フロー図

(1) 在宅要配慮者に対する対策



(2) 福祉施設等における対策



5 市災害対策本部（市民部民生班）への県職員の派遣

市の要請に応じ十日町地域振興局長は、被災状況により必要と認められる場合、市災害対策本部（市民福祉部民生班）に職員を派遣し、現地連絡拠点として要配慮者の避難状況や生活情報の収集と提供、緊急入所の連絡調整、障害に応じたボランティア等マンパワーの確保と支援物資の確保等要配慮者対策の強化に努める。

6 在宅の要配慮者の対策

(1) 住民等の協力

市は災害により避難が必要となった場合、あらかじめ要配慮者として市で把握してある者の安否確認を平常時から接触のある近隣住民や地区福祉会、NPO・ボランティア等の協力を得て行うものとする。

避難行動要支援者は、市で保有する高齢者、障がい者、介護認定等情報から把握するものとし、その情報は、十日町市個人情報保護条例第10条第2項第3号の規定により、真に災害時に避難行動要支援者を救助又は支援する者に最小限の範囲内で提供することができる。また、情報の提供を受けた者は、その情報を適正に管理しなければならない。

住民等や地区福祉会、NPO・ボランティア等が被災した要配慮者を発見したときは、消防団、自主防災組織、地域自治組織、等に通報しその救済を図るものとする。

通報を受けた団体等の責任者は、市及び警察等避難指示機関の指示に従い指定避難所に避難させるものとする。

(2) 被災状況の把握及びその措置

自主防災組織や地域自治組織等の責任者及びその地域の民生委員・児童委員は、市及び関係機関と協力し、あらかじめ要配慮者として市に登録してある者の被災状況を把握し、避難所管理責任者に報告し、収容を依頼する。

(3) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、避難誘導にあたっては消防団、自主防災組織、地域自治組織等の協力を得て担架等により要配慮者の避難支援にあたる。避難にあたっては、安全に万全を期するため、避難誘導員を先頭と最後尾に配置して避難するよう努めなければならない。

(4) 避難所における確認

避難所管理責任者は、市等に保健師やヘルパー等の派遣を要請し、自主防災組織や地域自治組織等の責任者、民生委員・児童委員、住民等の協力を得て、要配慮者の被災状況を確認する。

必要に応じて、県の職員派遣を受け、災害発生後24時間以内に避難行動要支援者の被災状況を把握し、報告書を避難行動要支援者種別に記入し、市災害対策本部に提出する。

なお報告書には、地域外から避難した者も含めるものとし、市災害対策本部はその者との連絡調整にあたる。

(確認事項)

ア 避難行動要支援者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）

イ 介助者が災害によって介護できなくなっている避難行動要支援者の確認

ウ 保護者を災害によって亡くし、避難行動要支援者となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(5) 被災した要配慮者の措置

市は、県と協力して被災した要配慮者の措置について、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族等による引き取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

(6) 社会福祉施設等への入所等

要配慮者の心身の安定を図るために、避難所の避難生活の期間は、できる限り短縮する必要がある。このため、必要により次の措置を行うものとする。

ア 福祉関係機関との情報交換

各地域に配置されている民生委員・児童委員は、避難生活をしている被災者の中から、在宅生活が可能なる者及び在宅生活が困難なもの等の状況を把握し、市災害対策本部に報告するものとする。

イ 入所先の決定方法及び入所手続

市災害対策本部は、民生委員・児童委員より報告を受けた要配慮者の処遇について社会福祉施設の入所措置の権限者と協議し、必要な場合は、県に対して特別入所措置を要請するものとする。

社会福祉施設の入所措置の実施機関は、老人ホーム等の施設長と受入れの協議を行い、必要な場合は、県の特別入所措置の指示により措置するものとする。

(7) 避難生活状況の確認相談指導の実施

市及び県は、十日町地域振興局健康福祉部長が編成する巡回保健チームと連携し、避難生活状況について、避難所、施設、自宅、親族等の引き取りのいかなるかを問わず定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等生活環境・健康の管理に努める。

7 社会福祉施設等における対策

(1) 発生直後の対策

施設の管理者は、施設入（通）所者の安全の確保を最優先として、次の措置を行うものとする。

ア 防災救助隊を編成し、職員による入（通）所者の安否確認と施設安全確認を行わせ入所者の安心を図る。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

イ 出火防止、初期消火

防火担当者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。火災が発生した場合は、自衛消防隊は全力をあげて初期消火にあたる。

ウ 情報収集活動

関係機関からの情報をテレビ、ラジオ、電話、ファクシミリ、電子メール、インターネット等により収集し、連絡にあたる施設の被害状況を放送等により全職員に把握させるとともに、必要な事項を指示する。

エ 避難誘導活動

避難誘導は、自力誘導が困難なものを優先し、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。被災状況に応じて室内外に適当な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に夜間及び休日における避難にあたっては、消防団や住民等の協力を得られるよう努める。

(2) 施設の応急確保計画

入（通）所施設が、一部破損等の被害があった場合で、必要な場合は応急的に次の措置を行う。

ア 施設の確保

入（通）所者の保護の場所の確保については、次に留意し、保護の場所を確保し施設入所者の応急保護を行う。

(7) 近隣の災害を免れた施設を利用

(4) 最寄りの公民館等の避難所の利用

- (ウ) 天幕等による仮設施設の設置
- (エ) 県、社会福祉施設等が設置する臨時福祉施設の利用

イ 入（通）所者の応急保護

応急保護にあたっては、施設管理者は次の事項に留意するものとする。

- (ア) 医療、食料等の確保について適切な措置を講ずる。
- (イ) 入（通）所者の保健衛生に留意する。
- (ウ) 出身家庭や保護者との連絡体制の確立
- (エ) 通所者の通所について危険防止を講ずる。

ウ 施設使用が不能の場合

施設管理者は、施設使用が不能の場合は、市及び県に対し他の施設への緊急入所の要請を行うものとし、市及び県は、緊急入所の要請を受けた場合は、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行うものとする。

(3) 市の応援措置

被災施設単独では、施設の確保や入（通）所者の応急保護が不可能な場合は、市に対し応援を要請する。また、保護者にも連絡し、可能な人には引き取り等の協力を要請する。要請を受けた市は、保護の場所の確保斡旋、応急保護のため必要な資機材の調達斡旋等の措置を講じ、要配慮者の生活安定を図るものとする。

また傷病人に対する医療救護措置は、本章第18節「医療救護活動計画」による。

(4) 県の応援措置

要配慮者が多く発生し、各施設の収容定員を超え、臨時、仮設施設の対応をもって、要配慮者の生活安定を図ることが不可能な場合は、市は協定自治体等や県に対して応援を要請するものとする。

この場合も災害救助法適用時においては、国・県・市等との協議により、他県等への保護の措置を講ずるものとする。

(5) 避難生活状況の確認

施設管理者は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し関係機関に経過報告を行う。

8 外出中の要配慮者対策

市災害対策本部は、県と協力し、地域外からの要配慮者に対し、居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行う。

9 被災外国人対策

市に滞在する外国人にあつては、言語による障害で適切な避難行動がとれないことが予想される。市は、平常時にあつては、外国語による避難マニュアル等により、避難所等の周知に努めるものとし、災害時にあつては、外国人の使用者等と協力し広報車等による避難誘導を行うものとする。

10 積雪期の対応

- (1) 避難路確保のため道路除雪体制を整備する。
- (2) 施設管理者は、避難所、避難経路の確保のため適時除雪に努めるものとする。

第27節 建物の被害認定調査計画

【十日町市災害対策本部担当】

総務部調査班

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、災害発生後、早期に建物の被害認定を実施し、基準に基づき市災害救助条例の適用や県災害救助条例及び災害救助法の申請を行う。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

市が実施する建物被害認定調査への申請・調査協力をを行い、適正な認定が受けられるように努めるものとする。また、建物応急危険度判定との区別を理解するように努める。

イ 市の責務

(一社)新潟県建築士会中魚沼支部、(一社)新潟県建設業協会十日町支部、十日町建築組合、周辺市町村、協定自治体から協力を得て、迅速な建物被害認定調査の実施に努めるものとする。

また、建物被害認定調査が迅速かつ効率的に実施できるよう、補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。

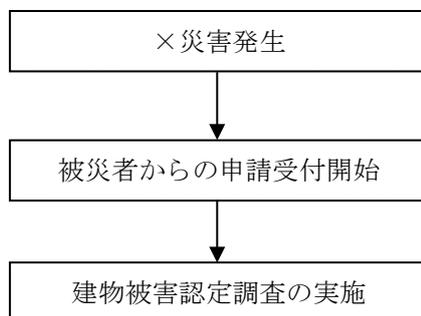
ウ 県の責務

県は、市から支援要請を受けた場合は、建物被害認定調査への職員の派遣及び県内外の1級建築士に協力を要請する等支援措置を講ずる。

エ 建物被害認定調査員（1級建築士等）の責務

調査業務を理解し、適正な被害認定に努めるものとする。

2 業務の体系（フロー図）



3 被害認定の判定基準

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき調査を行うものとする。

(1) 全壊

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。住家の主

要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(2) 大規模半壊

居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

(3) 中規模半壊

居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。

(4) 半壊

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。

(5) 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

【災害時の被害認定基準等】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害判定基準 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

第28節 学校における応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

教育部庶務班

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害時に、学校における生徒等、教職員等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

(2) 各主体の責務

ア 学校等の責務

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯又は夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所に指定されている学校等又は臨時に避難所となった学校等にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校等にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ 市の責務

学校等への災害情報の伝達及び学校等の被害状況の集約を行う。

また、各学校等の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ 県の責務

各学校等や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休校の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

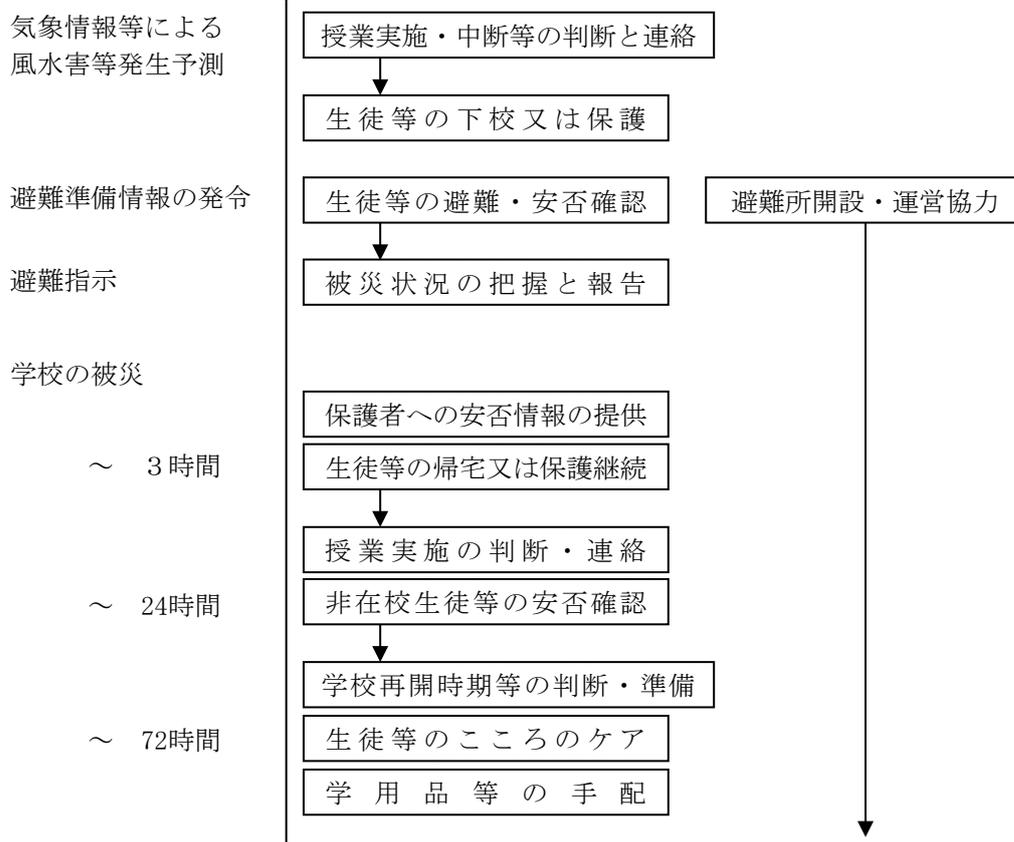
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市立学校等	市教育委員会、子育て支援課	被害状況、臨時休校等
市教育委員会、子育て支援課	中越教育事務所 →県教育委員会 ※幼稚園は県総務管理部	集約された被害状況、臨時休校等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休校等

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 →中越教育事務所 ※幼稚園は県総務管理部	市教育委員会、子育て支援課	指導、助言等
市教育委員会、子育て支援課	市立学校等	指導、助言等
市立学校等	生徒等、保護者	学校等被害状況、臨時休校等

注) 緊急を要する場合や市教育委員会、中越教育事務所等に何らかの事情で連絡がつかない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会又は市立学校等から直接中越教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 学校等における業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業の実施、中断等の判断と連絡

校長（幼稚園の園長も含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校等での待機等の状況に応じた措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(イ) 校外活動中の場合

引率教職員は、活動を中止して学校等に連絡をとり、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上学校等に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(ロ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

各校長は、前記2(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を放送機関に提供し、報道を要請する。

イ 生徒等の下校又は保護継続

下校措置にあたっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 風水害が発生した場合の措置

ア 在校生徒等の掌握・避難・安否確認

(イ) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(ロ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(イ)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては

通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

私立学校は、人的・物的被害が生じた場合は、直ちに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる場合になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(3) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等のこころのケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校に

あつては県教育委員会に、その他の学校にあつては学校設置者に報告する。

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市から指示又は依頼があつたとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

5 市の業務の内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校等への災害情報の伝達を行うとともに、市立学校等の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校等に伝達する。

また、学校等の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について、市の広報媒体やコミュニティFM放送等により広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校等への支援

次の事項について、学校等の取組を支援する。

ア 県と連携し、必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについての指導、カウンセラーを各学校に派遣するなどの支援を行う。

イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合には、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校等から支給を要する教科書及び学用品等について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務の内容

(1) 情報の集約・広報

学校等の被害状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校等や市への支援

次の事項について、学校等の取組を支援する。

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供し、市と連携して教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、また、臨床心理士等のカウンセラーを各学校等に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校等の教職員、教育機関の教職員から、学校等再開や生徒等のこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校等又は市に斡旋する。

7 積雪期の対応

各主体は、積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、無雪期より一層慎重に行う。

第29節 文化財応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

教育部社教班

1 計画の方針

大規模な災害時に文化財施設における入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るための事項を定める。

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、暴風、洪水等により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等による被害拡大の恐れのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

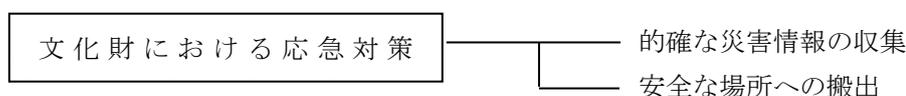
イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・県及び住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、降雪等による二次的倒壊・崩壊を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 文化財応急対策フロー図



3 住民・地域等の役割

(1) 住民等の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。

(3) 文化財所有者、管理責任者

人命の安全確保及び文化財等の保全を図るとともに、危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等にあたるなど応急対策を行い、被害の軽減に努め、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告して応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。主な留意点は、次のとおりとする。

ア 災害発生直後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。

イ 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講ずる。また人命救助が必要な場合は救助にあたる。

ウ 火災が発生した場合は、自衛消防隊等により、初期消火にあたるとともに文化財の保護に努める。

エ ラジオ、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連絡をとり最新の情報把握に努める。

オ 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市及び市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐ。

カ 施設が避難所となった場合は、市、自主防災組織等と連携して避難所開設・運営に積極的に協力する。

4 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動にあたる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

5 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る各種相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて各種相談や協力要請に応じる。

第30節 障害物の処理計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部環境衛生班、防災部建設班・除雪班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国又は県の出先機関・市庁舎、警察署、消防署、病院等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にする。

なお、災害時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全にも配慮したものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去するものとし、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、（一社）新潟県建設業協会十日町支部に協力を依頼する。

イ 県（防災局）の責務

- (ア) 県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物の除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- (イ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (ウ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ 道路管理者等の責務（国、県、市）

- (ア) 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部に報告するとともに障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。
- (イ) あらかじめ締結してある建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- (ウ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。
- (エ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

2 情報の流れ

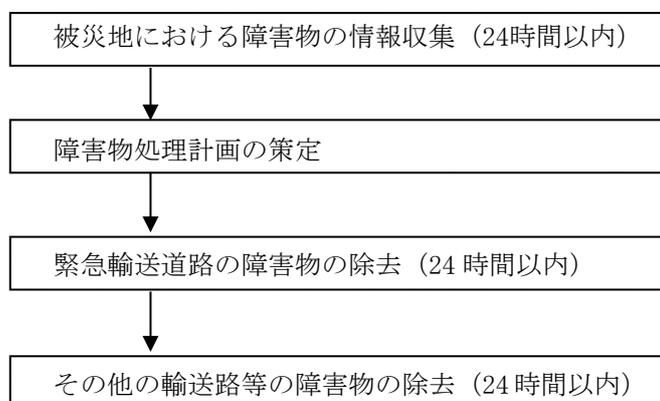
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県（災害対策本部）	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	県（災害対策本部）	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県（災害対策本部）	市	障害物除去に関する情報
県（災害対策本部）	施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難指示等解除後の達成目標の目安）



4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 障害物除去を必要とする道路、河川、港湾、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 建物関係障害物の情報を収集する。 	
道路管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。 	
河川管理者	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。 	

(2) 緊急交通路の障害物の除去、その他の輸送路等の障害物の除去

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 	輸送路等の施設管理者

	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。 	
道路管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の道路の障害物を除去する。 特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。 	応援協定先企業団体等
河川管理者	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 	
応援協定先企業団体等	<ul style="list-style-type: none"> 県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。 	

5 建物関係障害物処理の実施

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施するものとする。

(1) 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市の指導を受けながら各施設管理者が除去するものとする。

ア 市は、山崩れ、崖崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行うため除去計画及び実施作業計画を策定するものとする。

イ 災害救助法が適用された場合（住家の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去して、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない場合）の障害物の除去は、市長が行う。

(2) 建物関係障害物の仮置場

ア 災害によって落下、倒壊で生じた路上等の建物関係障害物を早急に撤去するため、推定発生量を勘案し被災地域に比較的近く、基本的に考えられる次のような場所に一時的（暫定的）仮置場を設置する。

公園、校庭、運動公園、公共機関及び民間所有の未利用地、既存廃棄物処分場周辺、その他一時的仮置場として支障のない場所

ただし、緊急避難場所として利用されている場所及び近隣は除外する。

イ 前記障害廃棄物の仮置場への搬入に関しては、事後の中間・最終処理、再資源化等を考慮し、十分に分別されたものとする。

(3) 除去した障害物の集積場所

ア 障害物の集積場所は原則として、市の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地、その他適当な場所とする。なお、保管にあたっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないよう注意する。

イ 除去した障害物の保管場所は、盗難等の被害のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間その工作物名等を公示する。

6 広域応援体制の整備

被害時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、あらかじめ（一社）新潟県建設業協会十日町支部と障害物の除去について、協議を行うものとする。

なお、市のみの対応では困難な場合は、協定自治体に対し、応援要請するほか、県に応援の要請を依頼する。

7 積雪期の対応

積雪は、災害に対し被害を拡大させる要因となることが想定されることから、緊急輸送ルート確保を図るため、道路管理者等は除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図っておくものとする。また、積雪及び被災状況に応じて、国・県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

第31節 遺体等の搜索・処理・埋火葬計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部環境衛生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。市は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋火葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) 各主体の責務

ア 市

市は、遺体等の搜索、処理、埋火葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

イ 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ 警察、自衛隊等関係機関

遺体の搜索等の早い段階から、県・市等と連携し、迅速に業務を推進できるよう支援する。

(3) 関係者に対する配慮

一連の業務にあたっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

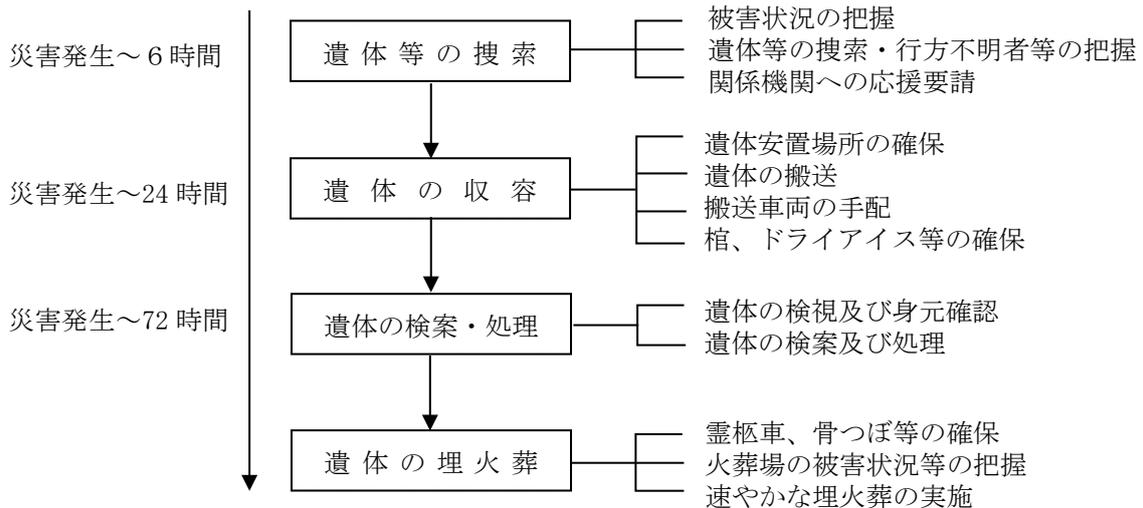
2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 棺、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における埋火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市（火葬場設置者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知

県	要請先	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊への応援要請（市の要請による） ・（公社）新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ・新潟県葬祭業協同組合に対する棺、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ・近隣市町村への応援要請（市の要請による） ・市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請
---	-----	---

3 業務の体系



4 遺体等の搜索

市は、県警察、消防本部等と協力して遺体等を搜索収容するための搜索班を編成する。搜索状況は、県に報告するとともに状況に応じて自衛隊に応援要請を依頼する。また、消防本部等は、必要に応じて建物倒壊等による生き埋め事案や行方不明者等の搜索活動を行うため災害救助犬組織へ災害救助犬の派遣を要請する。

警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集にあたる。

5 遺体等の収容

市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋火葬ができない場合においては、遺体の安置場所（病院、診療所、寺院、教会その他遺体が公衆の目にさらされない施設又は場所を選定する。）を確保し、関係機関に連絡する。

搬送車両が不足する場合、（公社）新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。

棺、ドライアイス等が不足する場合、市内葬祭関係業者に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努めるものとする。

遺体の搬送は、県警察、自衛隊、（公社）新潟県トラック協会等に依頼する。

6 遺体の検案及び処理

(1) 市

日本赤十字社新潟県支部、新潟県医師会、（一社）十日町市中魚沼郡医師会、医療機関等と協力して、医師による死因その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。

身元不明者にあつては、警察、関係機関に連絡し、身元確認を行う。遺体が多数の場合は、県に対

し応援を要請するとともに、医師、看護師及びその助手数名をもって必要と認める数の遺体処理班を設ける。

(2) 県警察

収容された遺体について、各種法令等に基づく遺体の検視を行うとともに、身元不明遺体の写真撮影、指紋及びDNA型鑑定資料の採取、歯科資料の作成、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(3) 医師会、日本赤十字社新潟県支部

死因その他の医学的検査を行うとともに、検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

7 遺体の埋火葬

市は、災害による遺体を、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合に、遺体の応急的処置として埋葬若しくは火葬に付し、又は必要な棺、骨つぼ等を遺族に支給する。

なお、遺体が多数のため、市内葬祭関係業者の協力があってもなお、霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう、県に要請する。また、通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により、公衆衛生上の危害が発生する恐れがあるときは、埋火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

市、火葬場は、災害発生時速やかに火葬場の被害状況を確認し、県に報告するとともに、応急復旧を行い火葬の体制を確立しておく。

8 身元不明人の対策

- (1) 身元不明の遺体については、市は県警察及び関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- (2) 県警察は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人として扱う。

9 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、それでもなお困難な場合は、協定自治体等に応援を要請する。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。
 - ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第32節 愛玩動物の保護対策

【十日町市災害対策本部担当】

市民部民生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民等が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、人的な支援を最優先しながら、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

2 飼い主の責務

- (1) 飼い主（その家族を含む。以下同じ。）は、飼育動物の管理責任を自覚し行動するとともに、災害発生から7日間程度のペットフードやペット飼育用品を備蓄する。
- (2) 災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (3) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう適切な対応に努める。

3 市の責務

- (1) 県と連携し、「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅等における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。
- (2) 指定避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置する等住民等が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (3) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

4 県の責務

- (1) ペットフードやペット飼育用品等の物資を備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (2) 危険動物等による住民等の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民等避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。
- (4) 各地域の被害状況、避難先での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。
- (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市への連絡調整及び要請を行う。

5 (公社)新潟県獣医師会の責務

- (1) 県と協力し、「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市・県からの要請に備える。

6 (一社)新潟県動物愛護協会の役割

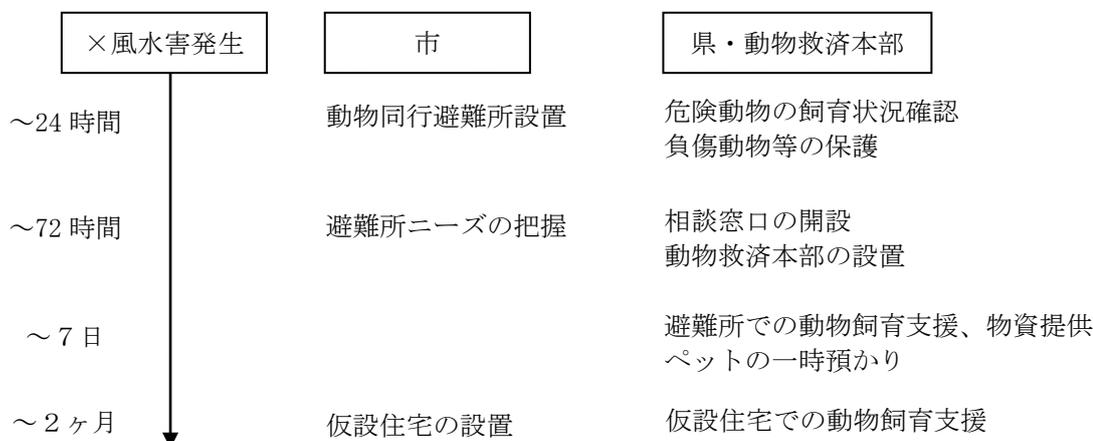
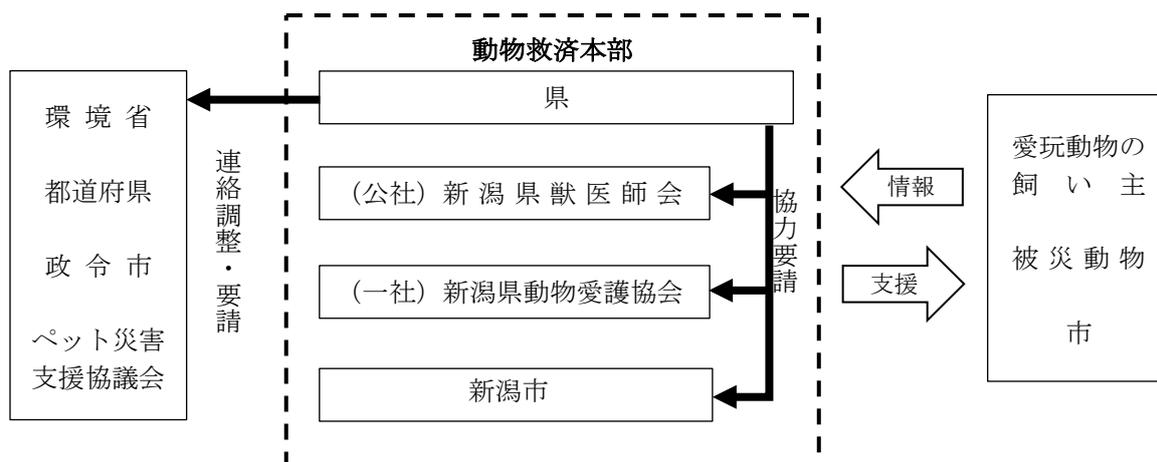
- (1) 県と協力し、「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

7 動物救済本部の責務

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

- (1) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。
- (2) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に取り残された動物の保護を行う。
- (3) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (4) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
- (5) 飼い主探し
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。
- (6) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- (7) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と連携するものとする。

8 組織体系



9 業務内容

(1) 動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	<ul style="list-style-type: none"> 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。 	県 動物救済本部
県	<ul style="list-style-type: none"> 危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。 	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 	

新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 	
動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。 	

第33節 災害時の放送

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班・情報班

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、風水害等に関する情報を入手したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

視聴者に対する風水害等に伴う避難等の呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 緊急情報放送の要請

市は、災害により必要な場合、コミュニティFMに対し災害に関する情報を提供し、緊急情報放送を要請する。災害のため、有線電気通信施設若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、県を経由して日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報放送を要請する。全県波放送局に緊急情報放送を要請できる内容は、河川の氾濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民等に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民等への緊急の避難呼びかけとする。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、基本法に基づく避難指示等の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(4) コミュニティ放送局等との連携

市内を放送区域とするコミュニティ放送局等と連携し、災害に関する情報を提供する。

(5) 臨時災害放送局（FM放送）の開設

大規模災害により長期に渡り有線・無線通信により災害に関する情報提供ができない場合「エフエムとおかまち」を臨時災害放送局として開設する。

2 各放送機関の連絡先

局名	情報受信責任者	電話	F A X
N H K日本放送協会新潟放送局	放送部長	025-265-1141	025-265-1145
B S N(株)新潟放送	報道担当部長	025-230-1532 (夜間)025-267-3469	025-267-5810
(株)N S T新潟総合テレビ	報道制作部長	025-248-7234 (夜間)025-249-8850	025-248-7233
T e N Y(株)テレビ新潟放送網	報道部長	025-283-8152	025-283-8159
U X(株)新潟テレビ21	報道グループ長	025-223-8616 (夜間)025-223-7008	025-223-0194
(株)エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長	025-246-2311 (夜間)025-246-2314	025-245-3577
(株)エフエムとおかまち	局長	025-752-7830	025-750-5510

第34節 公衆通信の確保

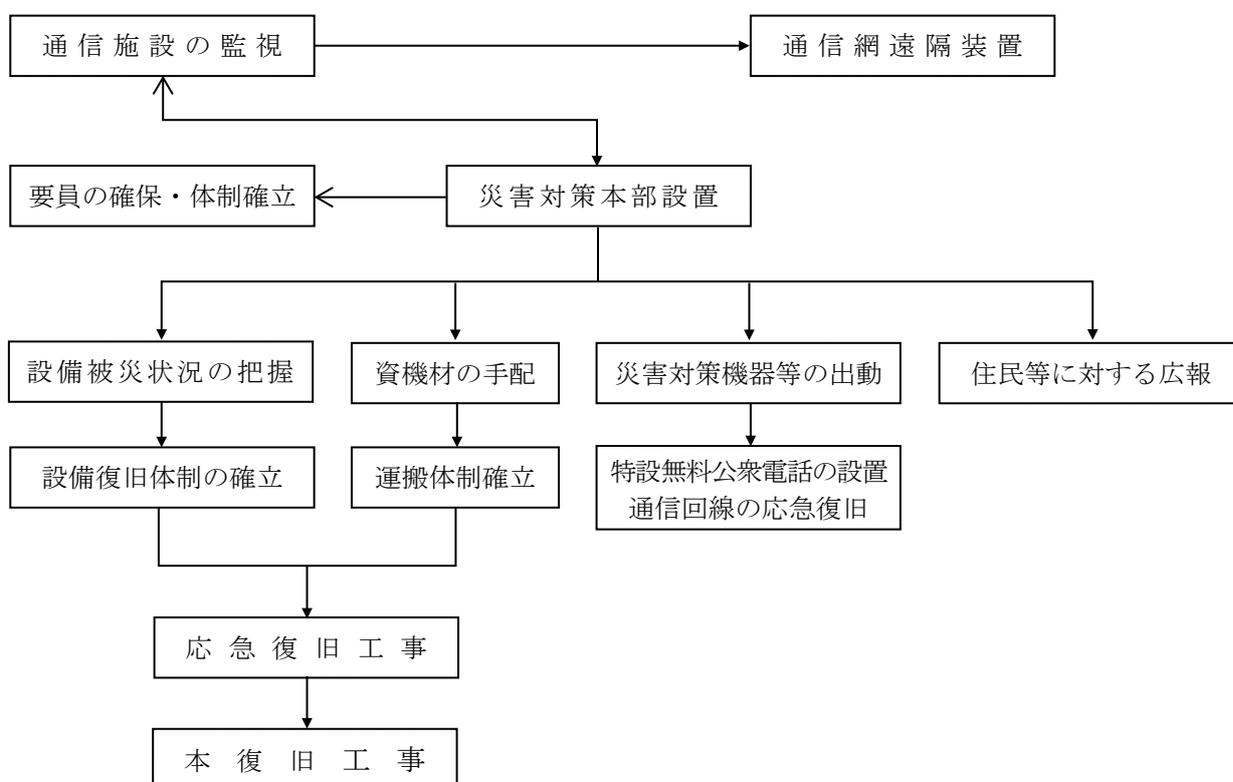
【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班

1 計画の方針

電気通信事業者は、災害の発生に際しては、通信設備等を防護するとともに、市、県、関係団体と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るものとする。

2 公衆通信施設（電気通信事業者各社）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及びびくそうによる制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生する恐れのある場合は、N T T東日本新潟支店及びN T Tドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ N T Tグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動基地局車
- エ 移動電源車及び可搬電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ ポータブル衛星車
- キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、N T T東日本及びN T Tドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながり難い状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

※ダイヤル171＝「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行うもの

web171＝インターネットを利用した伝言板 <https://www.web171.jp/> へアクセスし利用

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ次の表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防、災害救助機関、警察、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を取り入れた復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用制限を行った場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民等に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請項目を取りまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第35節 電力供給応急対策

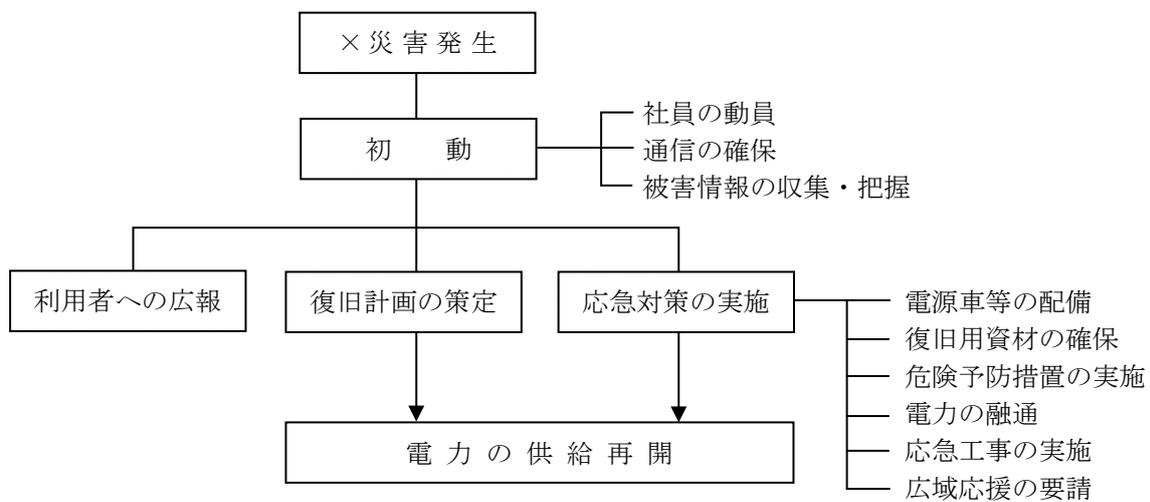
【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班

1 計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民等の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、災害が発生したときは非常災害本部を設置する。本部には設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

○防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒態勢	非常災害の発生が予想され、災害に備えた連絡体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で十日町営業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連事業所に応援を要請し、要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

4 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに要員の確保及び資材運搬が困難な場合は、市災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、災害対策本部（市・県）、警察、消防等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運用推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定にあたっては、病院、消防署、警察署、市役所等公共機関及び避難所等を優先することとし、具体的には、国、県、市の災害対策本部及び防災関係機関と連携し、復旧計画を策定するものとする。

6 利用者への広報

十日町営業所は、停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、広報車及びチラシ、掲示板等の利用及び報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故、電気火災の防止等について周知を図る。

また、地域に有線放送、防災行政無線及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請又は派遣については、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第36節 ガスの安全・供給対策

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班、消防本部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

- ア 住民等は、ガス栓を閉止する等の災害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。
- イ 市は、二次災害防止のための広報を行う。
- ウ 県は、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。
- エ LPガス事業者は、次の事項を行う。
 - (ア) LPガス供給設備の安全点検
 - (イ) 二次災害防止のための広報
 - (ウ) 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。
 - (エ) LPガス事業者は、災害発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行い、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。
 - (オ) LPガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。
 - (カ) LPガス事業者は、埋没・流出した容器の安全な回収を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア LPガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検を併せて行う。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民等は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察 LPガス事業者	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
LPガス事業者 市、県、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 (軽微なガス漏れを除く。)
LPガス事業者 市、県	供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
LPガス事業者 報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
LPガス事業者 復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市、県、気象台 LPガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
LPガス事業者、市、県 被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、復旧状況及び見込情報
県 LPガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等 LPガス事業者	復旧支援予定情報

3 業務の体系

LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広 報]
×災害発生中	充てん所及び販売施設等の点検	消費先設備の修理	
避難指示解除後 3時間後	消費先ガス設備の点検 県への報告	↓	二次災害防止措置
避難指示解除後 48時間後	消費先の緊急点検完了		↓
避難指示解除後 72時間後	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
住民等	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏れい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う住民等は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 	消防、警察

	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ、供給停止等の情報をLPガス事業者に通知する。 	LPガス事業者
LPガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関、市、県
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。 	復旧支援団体等
市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を防災行政無線や(株)エフエムとおかまちの協力を得て行う。 	報道機関、県
県	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。 	ガス事業者団体等
	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害防止のための広報を行う。 	報道機関、市

5 積雪期の対応

住民等は、積雪期の災害発生にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器、ガスメーター、配管等の周辺を除雪する。

第37節 給水・上水道施設応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

防災部上下水道班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。

被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

住民等に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、住民等の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

(2) 各主体の責務

ア 水道事業者の責務

水道施設による給水機能が速やかに回復するよう必要な措置を講ずる。また、状況により管工事業協同組合及び協力水道工事店（以下「管工事業協同組合等」という。）と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ 市の責務

市は、水道事業者と連携して市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講ずる。

ウ 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

エ 住民等の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、おおむね3日間に必要な飲料水は、自らが備蓄していたもので賄うよう努める。

また、水道施設の異常を発見したときには、水道事業者へ通報するものとする。

2 情報の流れ

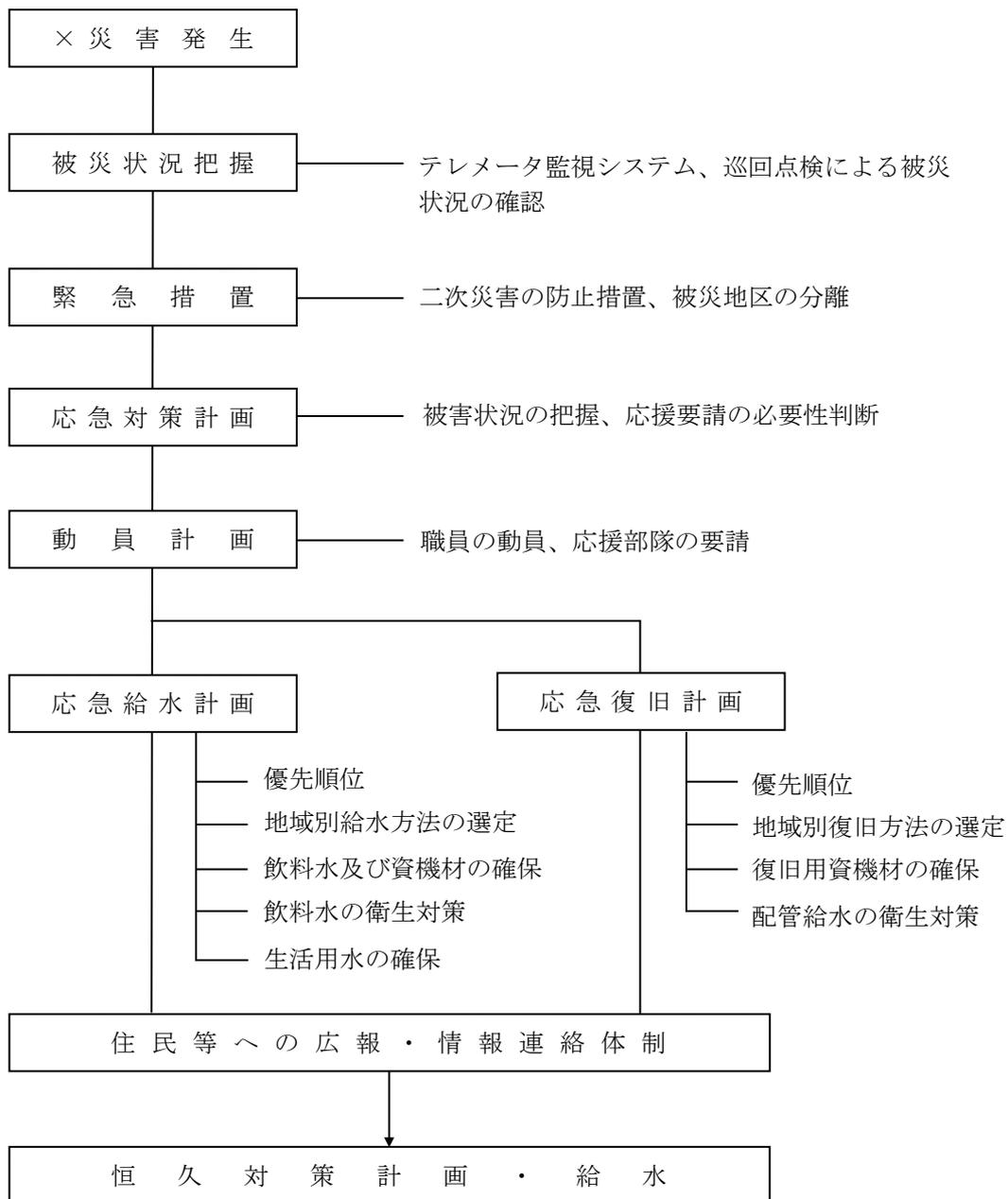
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市 水道事業者	県 関係機関	<p>自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。</p> <p>①被災直後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 <p>②応急復旧開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市 水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市 水道事業者	住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・断減水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

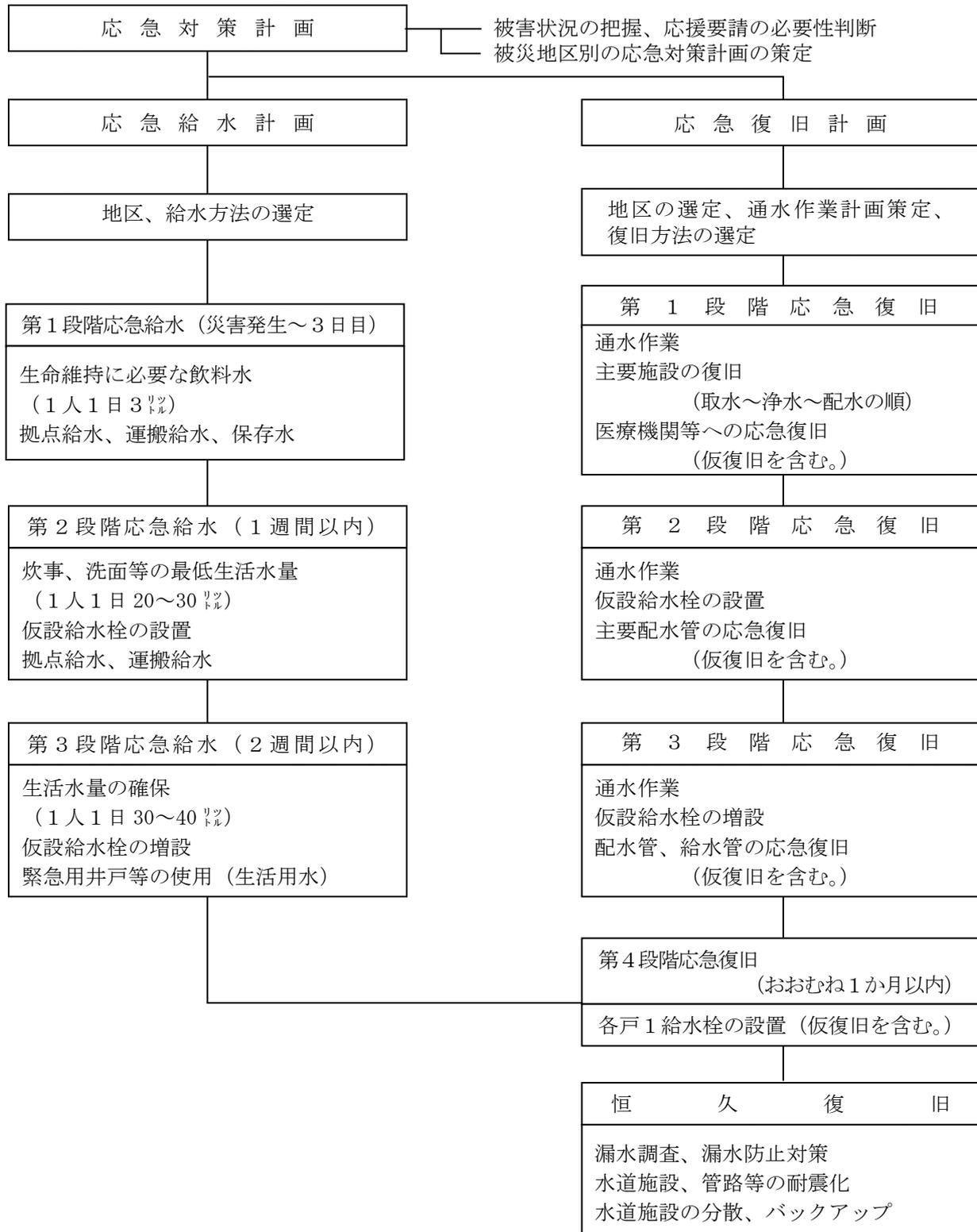
3 水道施設応急対策フロー図



4 応急給水計画と復旧計画の相互関係及び目標水準

被災状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案し、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、被災直後は飲料水及び医療機関への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、速やかに全戸給水することを目途とする。



5 被災状況把握

次の方法により迅速かつ的確に、水道施設、配水管路、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等により、取水、導水、浄水、配水施設等の主要施設の被災状況及び取水ポンプ等の運転状況を把握する。
- (2) 職員が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被災状況確認と日報、写真等により記録する。
- (3) 住民等からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被災状況を把握する。
- (4) 災害対策本部から、災害規模、範囲及び道路等の被災状況の情報を入手する。
- (5) 他のライフライン担当部局等から情報を収集する。

6 実施体制

- (1) 災害対策本部（防災部上下水道班設置）

災害により水道施設に甚大な被害が発生した場合、別に定める非常招集系統により職員を招集し、被害状況を把握し応急復旧措置を、円滑、適切に行うため、災害対策本部職務編成表中の主な事務分掌表の例示に基づき、応急作業を迅速かつ的確に実施する。このため、防災部上下水道班を設置する。

- (2) 管工事業協同組合等への要請

管工事業協同組合等及び水道資機材の取扱業者に応急復旧活動を要請する。

7 緊急措置

二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

- (1) 二次被害の防止措置

- ア 消毒用塩素等の薬品の漏出防止措置を講ずる。
- イ 配水施設の被災状況を確認し、配水池で浄水を確保する。
- ウ 消防に、災害による水道の断、減水の状況及び配水池の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。
- エ 水道施設において火災が発生した場合に速やかな消火活動を行う。
- オ 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置を講ずる。

- (2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

8 応急対策計画

被災施設、被災者数等を的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害復旧用資機材の保有状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

- (1) 被害状況の把握

主要水道施設の被災状況、送配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数を迅速かつ的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

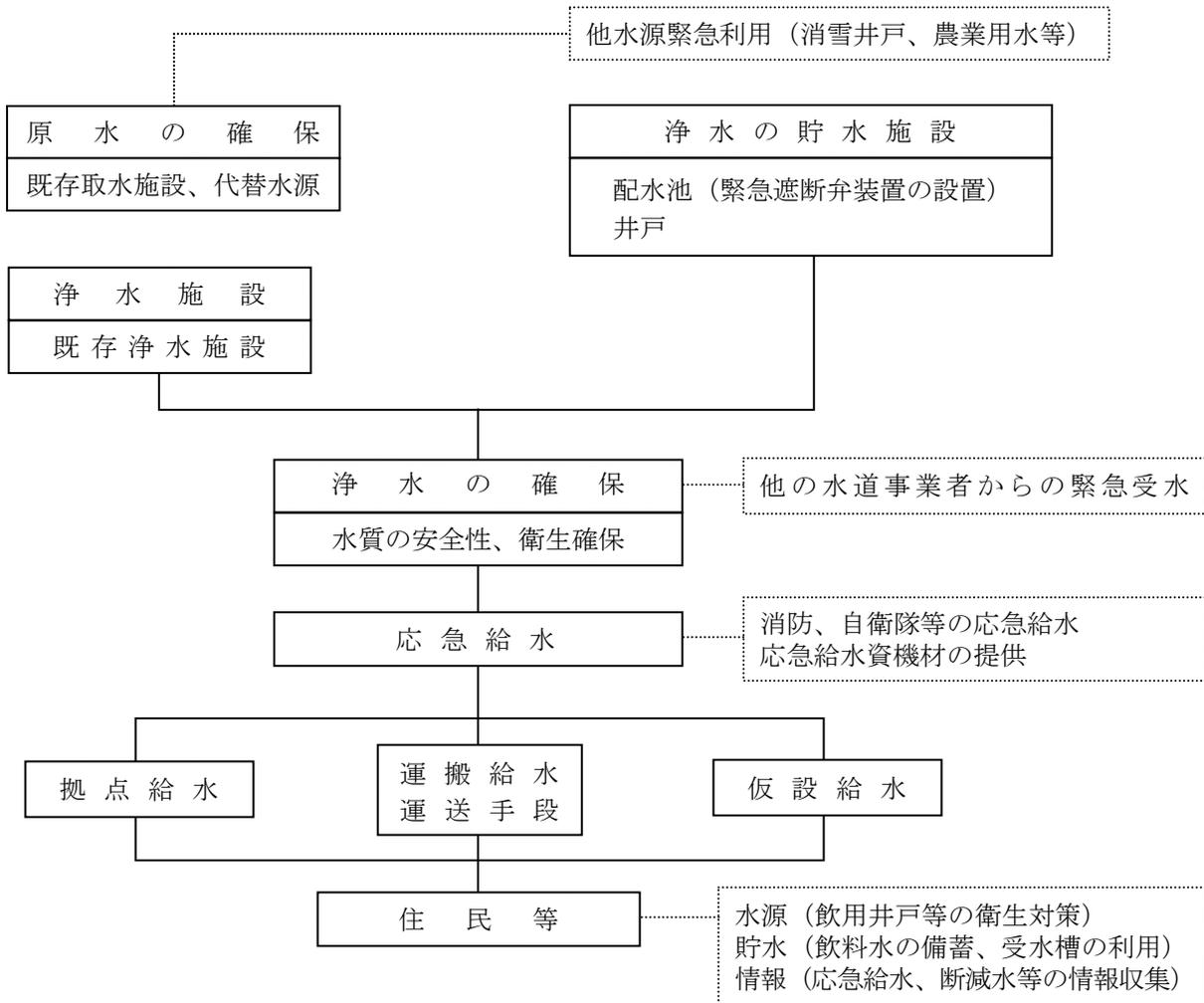
- (2) 応援要請の必要性の判断

動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害復旧用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

9 応急給水計画

病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にし、衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対し十分配慮し、被災状況に応じた給水方法を選定する。なお日報、写真等により活動状況を記録する。

(1) 計画フロー図



(2) 給水方法

被災状況に応じ、地域別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	・配水池、避難所等に給水施設を設けて給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車等により、飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮設給水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

(3) 給水の順位

被災状況を考慮し、原則として次による。

- ①医療施設 ②避難場所 ③社会福祉施設 ④一般需要住家

(4) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害を免れた配水池等の水道施設を稼働し、飲料水を確保する。

イ 応急給水用資機材の確保

協定自治体、他水道事業者及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水資機材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

ア 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒をするか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合する場合は、仮設給水栓に準じ給水する。

(6) 飲料水の衛生対策

ア 給水する飲料水の残留塩素を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により消毒する。

(7) 災害救助法を適用した場合の飲料水の供給

ア 供給対象者は、現に飲料水及び炊事用の水を得ることが出来ない者とする。

イ 適用基準内容については、本章第51節「災害救助法による救助」による。

(8) 生活水の確保

消雪用井戸、農業用水等の水道水源以外の水を水洗トイレの流し水等に利用する。

(9) 積雪期の給水計画

積雪期の災害時は、特に雪害が重なり、給水活動に困難を伴うことが予想される。被災地の飲料水を確保するため、消雪用井戸等の代替水源による給水方法等を検討する。

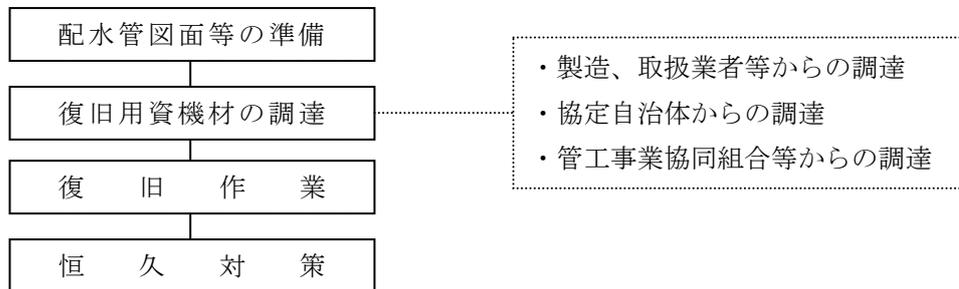
(10) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民等相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

10 応急復旧計画

優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図り、可能な限り速やかに復旧を行う。

(1) 計画フロー図



(2) 復旧範囲の設定

市による復旧は、各戸一給水栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねる。

(3) 復旧作業手順

原則として取水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸一栓程度）の順に作業を行う。

(4) 復旧順位

ア 医療施設、避難所、社会福祉施設等の復旧作業を優先的に行う。

イ 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。

(5) 復旧用資機材の確保

協定自治体及び指定工事店等の支援を受け応急復旧資機材等を調達する。

(6) 配管給水の衛生対策

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ以上）となるよう消毒する。

(7) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

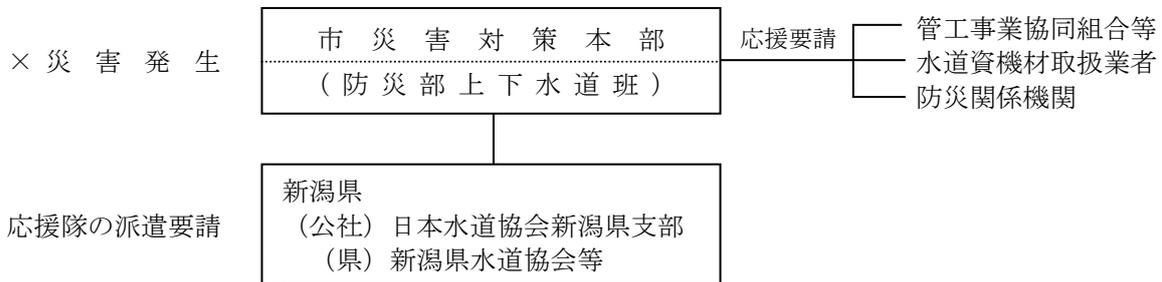
電気、下水道等の施設間で、被害状況の情報を交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を総合的に行い、復旧対策計画を策定する。

(8) 活動状況の記録

日報、写真等により活動状況を記録する。

11 広域応援体制

- (1) 応急給水及び応急復旧活動が困難な場合は、県及び「水道災害相互応援要綱」に基づき他の水道事業者に応援要請する。



- (2) 応援部隊を受け入れる場合は、的確に指揮できる体制及び施設を整備しておくとともに、給水活動の応援を受けるときは、給水協力班を組織し、給水地への道案内及び給水活動の協力を行う。
- (3) 事前に他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所の斡旋等、受入体制を確立する。
- (4) 管工事業協同組合等、水道資機材及び保存水等の取扱業者に対し、事前に応援協力を依頼し、円滑に対策を実施できるよう努める。
- (5) 県は主に、情報の連絡調整、総合的な指揮、指導及び関係機関への応援要請を行う。また、必要に応じ、水道法第40条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じる。

12 住民等への広報

市は水道事業者と連絡をとり、被害状況（断減水の影響区域等）、応急給水計画（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報・周知し、住民等の不安解消に努める。

(1) 第1段階の広報

ア 市が主体となり、迅速に的確な断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災行政無線、チラシ、掲示板及び広報車等により広報する。

イ 報道機関、放送局等に応報を要請するほか、コミュニティFM放送局等の協力を得て多角的に応報するよう努める。

(2) 第2段階の広報

県と連携し、長期的広域的な復旧計画等の情報を主に、広報紙、報道機関、コミュニティFM放送局、電子メール等を利用し広報する。

(3) 情報連絡体制

被害状況、応援要請、住民等への広報等について綿密な連絡調整を図るため、県等と相互連絡体制を確立する。

13 積雪期の対応

積雪期においては、被害状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。その

ため二次災害防止に重点を置き、被害調査体制の充実及び道路管理者と緊密な連携を図りながら、除雪対策等について協議を行う。また、応急対策が困難となる恐れがあるため、必要に応じて国へ自衛隊等の派遣を要請する。

14 地域性を踏まえた対応

中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で水道施設が冠水する恐れがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る

中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

15 恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等に配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほかに、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化及び老朽管の更新、管路の伸縮、可撓管等による耐震化を図る。

また、配水区域のブロック化、配水管のループ化、連結管等のバイパスルート確保等により補完機能の構築を図る。

第38節 下水道等施設応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

総務部資材班、防災部上下水道班

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 住民等の責務

風水害等により、下水道等の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、市から下水道等の使用の自粛を求められた場合は協力する。

下水道被災時においては、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。また、下水道施設の異常を発見したときには、市上下水道課へ通報するものとする。

(イ) 市の責務

被災後直ちに被災調査、復旧工事に着手する。

被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに県に報告し、応急的処置を講ずる。

下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民等に広報する。

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資機材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

(ウ) 県の責務

県は、市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

イ 下水道施設等復旧計画

(ア) 下水道施設等復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

発災後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害等対応運転及び施設の浸水対策 ・住民等への情報提供及び使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等緊急点検、緊急調査及び緊急措置
発災後3日目程度～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策着手
発災後1週間程度～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
発災後1か月程度～	<ul style="list-style-type: none"> ・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

(イ) 市、県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧作業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市、県は、被災箇所にバリケード等設置し、要配慮者が進入し被災しないようにする。

2 情報の流れ

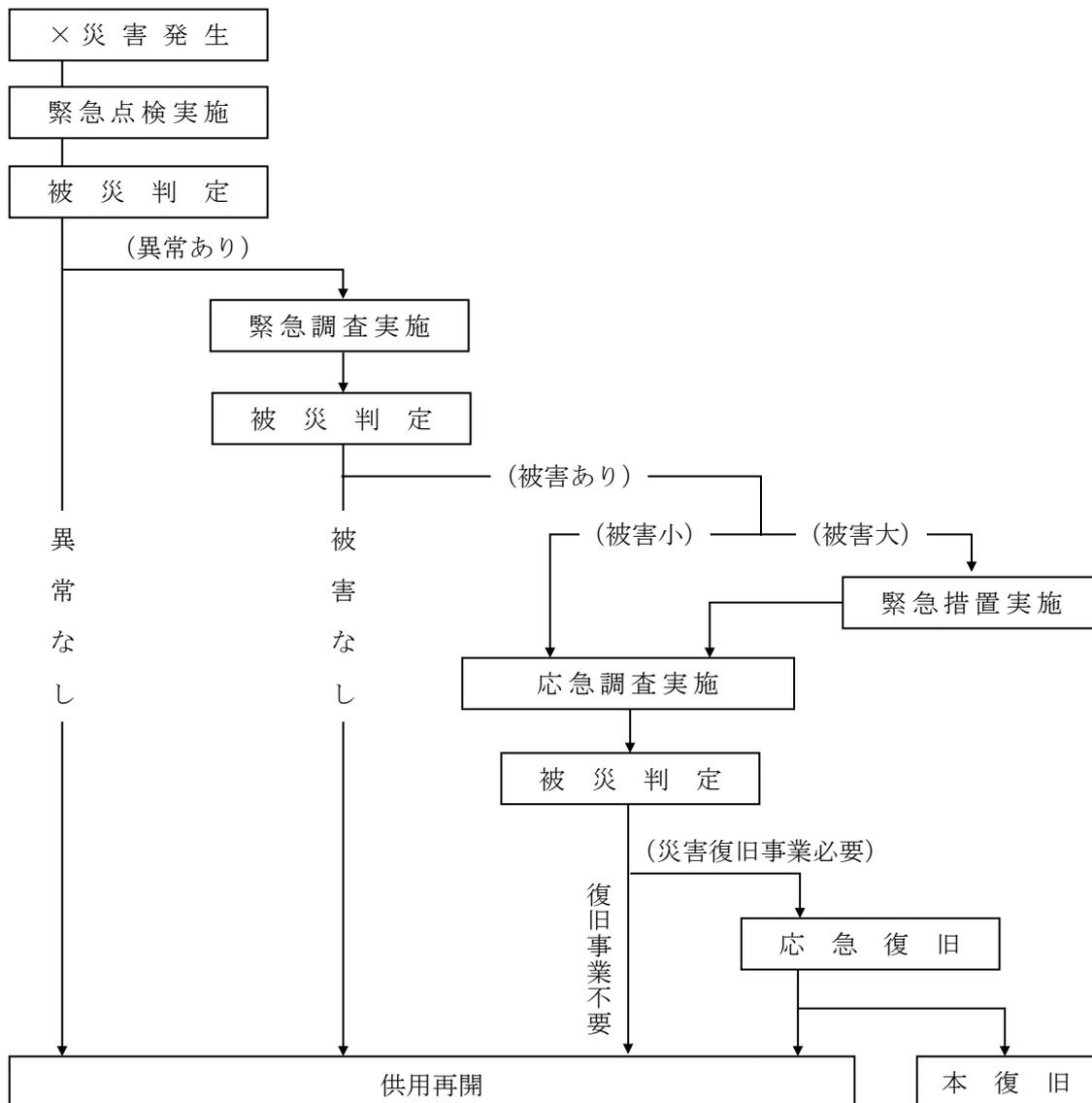
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	(協定先) 事業所・ 団体、他県、国、市	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

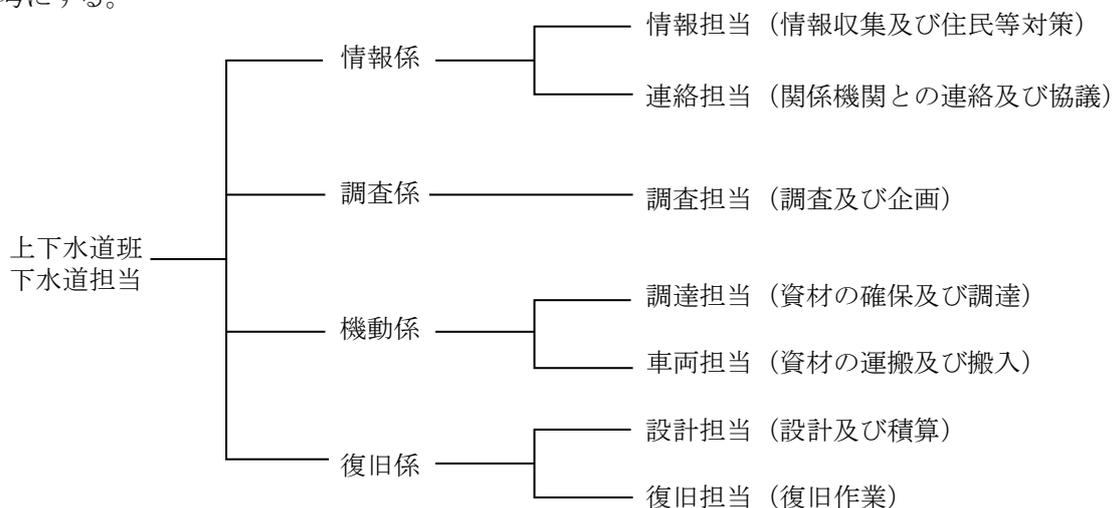
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	支援情報
市	避難所、避難者	復旧予定、供用予定情報

3 下水道施設応急対策フロー図



4 災害時の組織体制

市は、災害対策本部の中に防災部上下水道班を設置する。下水道担当の組織・構成については、次の例を参考にする。



なお、災害時においては、市の体制だけでは困難な場合が多いと予想されることから、下水道技術職員等の派遣、機械器具・資材の提供及び施設復旧について、県、協定自治体、近隣の市町村、日本下水道事業団及び建設業協会、管工事組合、排水設備組合等の民間団体に広域的な支援を要請するものとする。

5 被害調査の方法

下水道施設管理者は、被害調査について、被災後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施するものとする。

(1) 災害復旧の第一次調査（緊急点検・緊急調査）

処理場・ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、下水道本来の機能のほか道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 災害復旧の第二次調査段階（応急調査）

処理場・ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を実施し、管渠については、被害の拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる。）、下水道の機能的・構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 災害復旧の第三次調査段階（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

6 応急対策のための判定

下水道施設管理者は、調査結果をもとに、特に次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められたときは、適切な対処を行う。

- (1) 管渠・処理場・ポンプ場施設の構造的な被害の程度
- (2) 管渠・処理場・ポンプ場施設の機能的な被害の程度
- (3) 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

7 処理場、ポンプ場の応急対策

処理場・ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるため行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮するものとする。

このため応急復旧は、可搬式ポンプ・発電機の設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場・ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行うものである。

また、日本下水道事業団及び機械電気設備の納入業者に早期復旧のため協力を依頼する。

8 管渠施設の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要が

ある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂^{しゅんせつ}浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行うものである。

なお、手持ちの資材及び機器だけでは、応急復旧が困難なことが予想されるので、(一社)新潟県建設業協会十日町支部と締結した災害時の応援業務に関する協定や他の事業所との協力体制を確立しておく。

9 本復旧のための判定

下水道施設管理者は、応急対策を行うにあたり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は下水道施設復旧計画により適切な対処を行うものとする。

- (1) 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害の程度
- (2) 管渠・処理場・ポンプ場施設の耐用年数
- (3) 管渠・処理場・ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- (4) 他施設に与える影響の程度
- (5) 被災地の特殊性

10 下水道施設の復旧計画

下水道施設管理者は、被害が発生したとき、主要施設から漸次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設復旧に努め、その後、枝線管渠、榭、取付管の復旧を行うものとする。

11 積雪期の対応

積雪凍結時においては、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。また、処理場・ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施するものとする。

第39節 危険物等施設応急対策

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班、市民部保健班・環境衛生班、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民等に対しても大きな被害を与える恐れがある。

したがって、危険物等施設については、災害による被害を最小限に食い止め、施設の従業員及び周辺住民等に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

本節では、危険物等施設の応急措置について必要な事項を定める。

(2) 各主体の責務

ア 事業者等の責務

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民等に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

イ 消防等の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物等施設の被害状況について、効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

エ 県の責務

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し、又は恐れがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
消防	市・県・警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	市・県・消防・警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

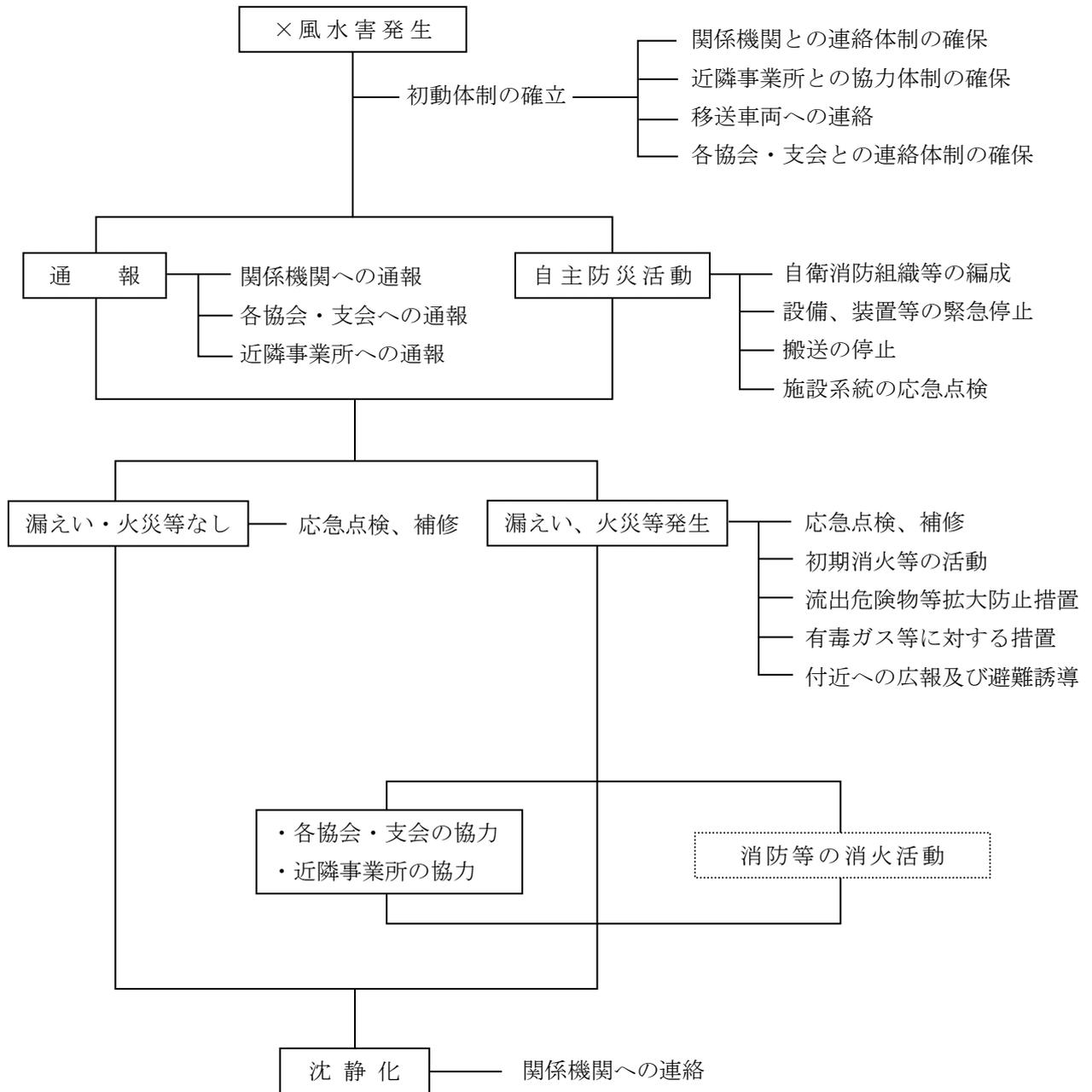
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 消防	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等
消防	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

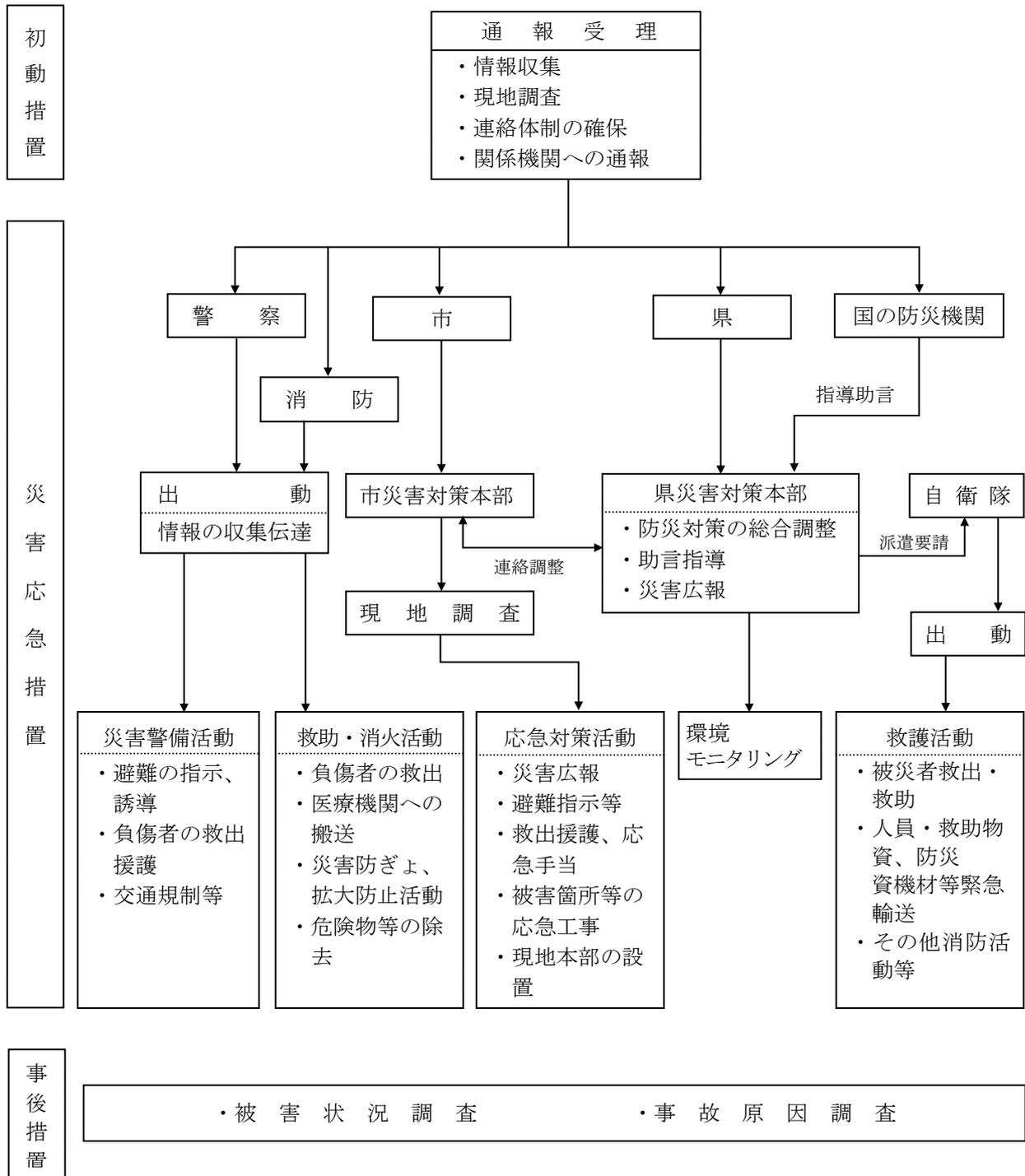
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等
消防	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 危険物等施設応急対策フロー図

(1) 事業所



(2) 国、県及び市



4 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、市、国、県は消防と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図るものとし、その対策は、以下に定めるほか、本節3危険物等施設応急対策フロー図の(2)によるものとする。

(1) 共通の応急対応

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、風水害により被災した場合は、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に

事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立するものとする。

イ 風水害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、風水害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずるものとする。

(7) 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずるものとする。

(4) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

オ 被害状況の把握

消防は事業所等の被害状況を把握し、市、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。

カ 周辺住民等に対する広報等

県は、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。市は、危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、必要と認められる場合は、避難指示、避難誘導等を行う。

キ 近隣事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき近隣事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 個別の応急対応

ア 有害物質

(7) 取扱事業所は、有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。

(4) 取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡をとるものとする。そのため、内部における連絡系統を明確にしておくものとする。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして、速やかに次の措置を講ずる。

(7) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(4) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

(9) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、爆発により災害を受ける恐れのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区

域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、市等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

(イ) 高圧ガス関係協会の対応

a (一社) 新潟県LPガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業所に関する被災情報収集、整理及び防災関係機関、各支部、LPガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

b (一社) 新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

c 新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

エ 放射性物質使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用設備及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連絡を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次にあげる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

(ア) 施設の倒壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害拡大防止に努め、また被害状況に応じ危険区域を設定するとともに、原子力規制庁、消防等関係機関への通報を行う。

(イ) 放射線取扱者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

(ロ) 放射線被害を受けた者又は受ける恐れのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいるものに対し避難するよう警告する。

(ハ) 放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はその恐れがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは、放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張りを置き、関係者以外の立入りを禁止する。

オ 関係機関

消防及び県は、危険物施設について、災害が発生する恐れがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

県は、毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずる恐れがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。

県は、有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずる恐れがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

5 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出、又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

- (1) 災害により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防、河川管理者等関係機関に通報連絡する。
- (2) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して、防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力して実施する。
- (3) 当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備するものとする。
- (4) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除業を実施する。
 - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵、木材等の応急資機材を展張するとともに、化学処理剤で処理を行う。
 - イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取り、危険物処理施設で処理するとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。
- (5) 市、消防及び警察は、災害の拡大防止を図るため、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等を行うものとする。
- (6) 飲料水汚染の可能性がある場合には、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。
- (7) 有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び市民部保健班、環境衛生班は人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

6 応援要請

市及び消防の総力をもってしても対応できない場合は、協定自治体又は県、自衛隊に応援要請を行うものとする。

7 住民等に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大する恐れがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、住民等の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施するものとする。

なお、この応急対策は、本章第9節「避難計画」、本章第10節「避難所運営計画」と密接な関係を持つものとする。

(1) 事業者の広報

地域住民等の安全を確保するため、広報車、拡声器等を利用し、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、防災関係機関に必要な広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 市の広報

災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、直ちに付近住民等に災害の状況や避難の必要性等について、広報車や防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

(3) 県の広報

関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

8 積雪期の対応

積雪期の災害における危険物災害は、危険物漏えい等発見の困難が予想される施設の関係者及び取扱者は、早期に点検を実施するとともに、被害状況を調査し、災害による被害を最小限に止め周辺住民等に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

第40節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

防災部建設班・農林班

1 計画の方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民等の生活道路等その意義は極めて重要である。

道路管理者等は、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに相互協力のもと被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

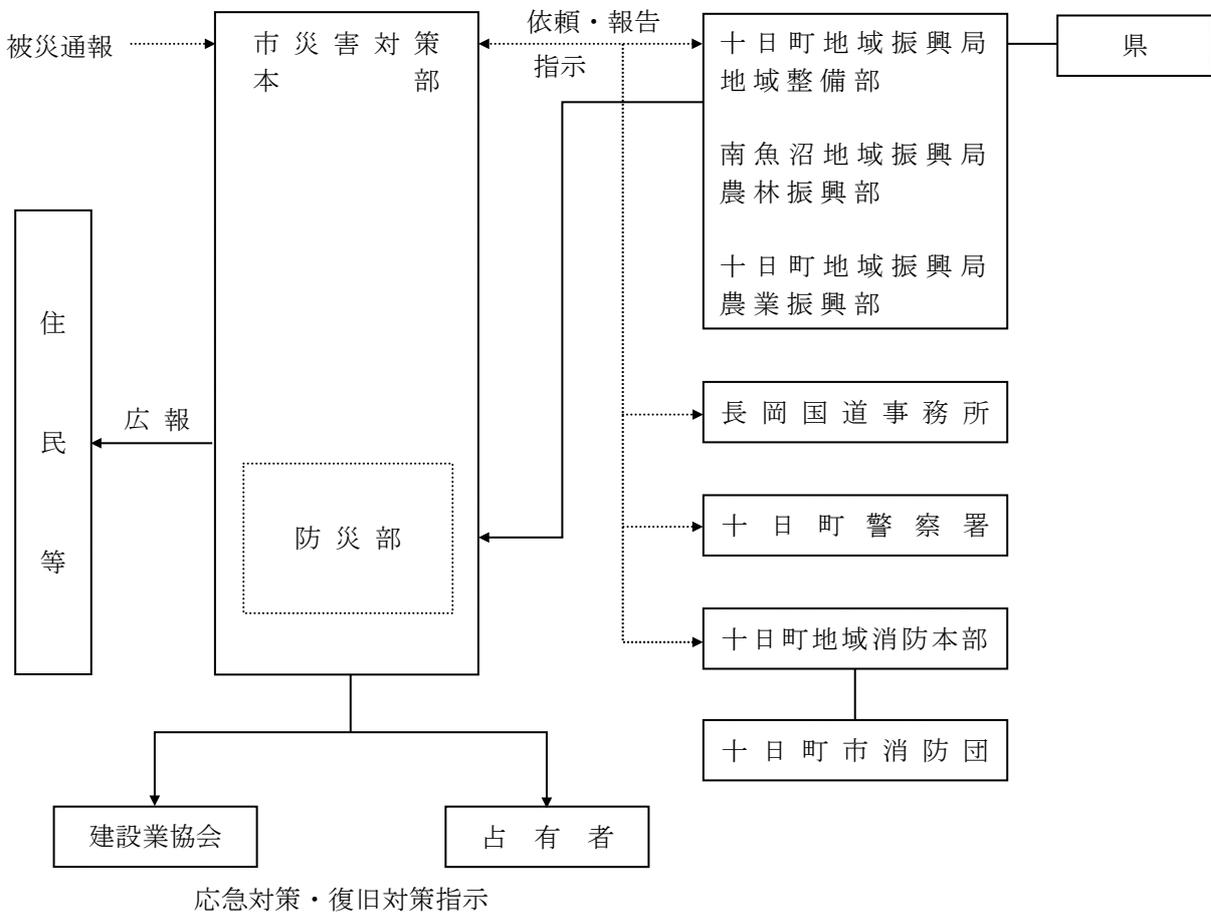
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響等
地域の民間団体等	道路管理者等	
道路管理者等（地域）	同左（対策本部）	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路管理者等（対策本部）	同左（地域）	道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者等	住民等	道路情報

3 道路及び橋梁応急対策フロー図

応急対策は、二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所
の応急対策及び復旧対策を行うものとする。



4 道路・橋梁・トンネル等応急対策計画

(1) 基本方針

道路管理者等は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに道路利用者の安全確保、周辺住民等の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 応急対策

ア 被害状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所等）の緊急点検を行う。

また、消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等からの道路情報を収集する。

イ 緊急措置及び緊急交通機能の確保

緊急点検結果に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、2車線を確保する。

(7) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得な

がら、必要に応じて、交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(イ) 道路情報の周知

(公財) 日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ、SNS等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(ウ) 道路啓開

- a 関係機関との調整を図りながら路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- b 道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の交通を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。
- c 道路上の障害物の除去について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。
- d 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等は、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(エ) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者等は連携しつつ、協力・支援を行うものとする。

ウ 応急復旧

(ア) 応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

(イ) 道路管理者等は応援協定を締結している建設業協会との間で、障害物の除去、応急復旧等に必要人員、資機材の確保に努めるものとする。

(ウ) 応援、協力要請

応急対策実施責任者が所管の資機材又は労力をもってしても応急対策が実施できないときは、実施責任者相互において、融通、調達、あっ旋等の手段を講ずるものとする。

なお、相互の応援協力要請を行う場合は、資機材の種類及び数量、職種別人員機関、場所作業内容及びその他の参考事項を明示して行うものとする。

エ 防災機関への連絡

道路管理者等は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報、復旧見込み状況等を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

オ 交通規制

災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。また必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行禁止措置、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行うものとする。

カ 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、電話等道路占用施設が被災した場合は、当該施設管理者は道路管理者等に通報

するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民等の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行うものとする。

5 基幹農道・主要林道及び橋梁応急対策計画

(1) 基本方針

農道及び林道の管理者等は、災害により被災した農道・林道を速やかに復旧する。また道路上の崩落倒壊等による障害物については、関係機関等の協力を得て除去する。特に地域との連絡農道及び林道については優先して行い、その交通確保に努める。

(2) 応急対策

市は、特に集落との連絡農道及び林道についてその交通を確保するため、被災状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、各地域等と連携を図り応急復旧、障害物除去を行い交通の確保に努める。

農道及び林道の管理者等は、各々の農道・林道の被災状況、障害物等を調査し、その結果を県、市及び関係機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

6 交通安全施設応急対策計画

交通安全施設は、交通安全対策上特に重要な施設であることから、市は管理者である公安委員会と連携を図りながら早期に応急復旧対策の実施を図り、その機能回復を図るものとする。

7 住民等に対する広報

(1) 基本方針

道路及び橋梁の被害程度により、市は各道路管理者等と連携のもと住民等の安全の確保、民生の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等による広報活動の実施及び放送機関への放送の要請等を行う。

(2) 広報活動

広報活動の内容は、おおむね次の事項について行う。

- ア 所要施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- エ その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

8 積雪期の対応

(1) 基本方針

各防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化し、道路交通を確保するものとする。

(2) 応急対策

ア 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定される

ので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告するものとする。

イ 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生及びそれによる河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害等、特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

雪崩災害が発生した場合は、避難所、避難路の確保及び孤立集落の解消を優先して除雪するものとする。

9 他の道路管理者等との相互協力

- (1) 道路管理者等は、災害により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、新潟県及び北陸地方整備局（長岡国道事務所）と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。
- (2) 道路管理者等は、周辺市町村と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。
- (3) 道路管理者等は、鉄道事業者等と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。

第41節 鉄道事業者の応急対策

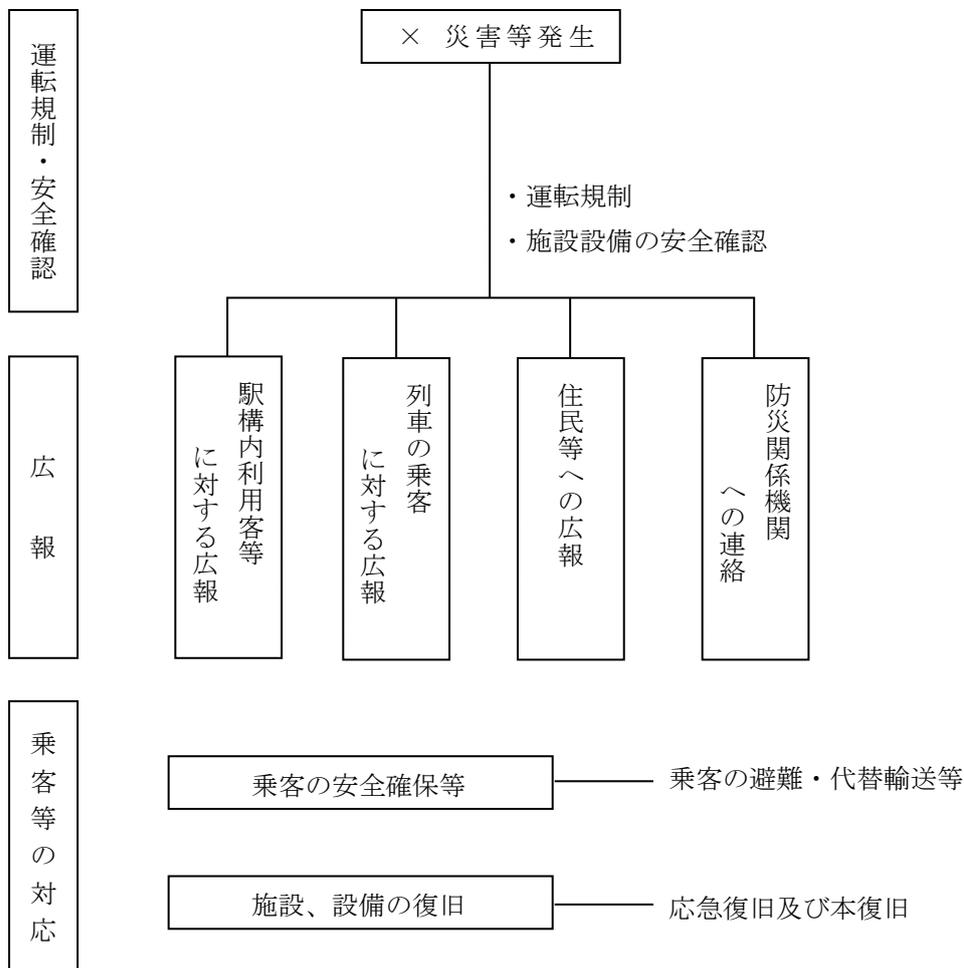
【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班

1 計画の方針

J R 東日本、J R 貨物、北越急行(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 風水害時の対応

(1) 風水害発生時の運転基準及び運転規制区間

風水害発生時には、その程度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	——	早日運転規制区間注意運転	一般運転規制区間通常運転
風速 25m/s 以上	——	早日運転規制区間運転中止	一般運転規制区間注意運転
風速 30m/s 以上	——	早日運転規制区間運転中止	一般運転規制区間運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、運転規制区間ごとの運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示	——	注意運転
防災情報システムの運転中止警報表示	——	運転中止

ウ 雪崩発生時の取扱い

電鈴及びびなだれ用信号炎管の信号表示	——	運転中止
--------------------	----	------

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺や混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を旅客に案内し、動揺及び混乱防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防に通報するとともに

に、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出と救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

市は、協力の依頼を受けた場合は、本章第9節「避難計画」及び第10節「避難所運営計画」、第18節「医療救護活動計画」により、対策を講ずる。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折返し運転の実施及び運転不能線区のパス代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

4 住民等に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、防災行政無線、コミュニティーFM局等）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

5 市・県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市（災害対策本部総務部総務班）及び県へ報告する。

6 情報収集・伝達先

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R 東日本 新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課指令室	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
北越急行(株)	経営管理課	025-770-2820	六日町運輸指令区 025-770-2822	時間内025-770-2825 時間外025-770-2830
J R 貨物 新潟支店		025-248-5151	貨物指令室 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516

県・国	関係課	勤務時間内	勤務時間外	F A X
新潟県 交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3466	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部 警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
十日町警察署		025-752-0110	025-752-0110	025-752-6191
北陸信越運輸局	総務部 安全防災・危機 管理調整官	025-285-3110 内線3110	080-5097-8453	025-285-9170

第42節 土砂災害・斜面災害応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班、防災部建設班・農林班

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 住民等の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

また、身体の危険を感じた場合は、自主的に避難を行う。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民等に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民等に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、施設管理者、地域の自主防災組織、地域自治組織等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

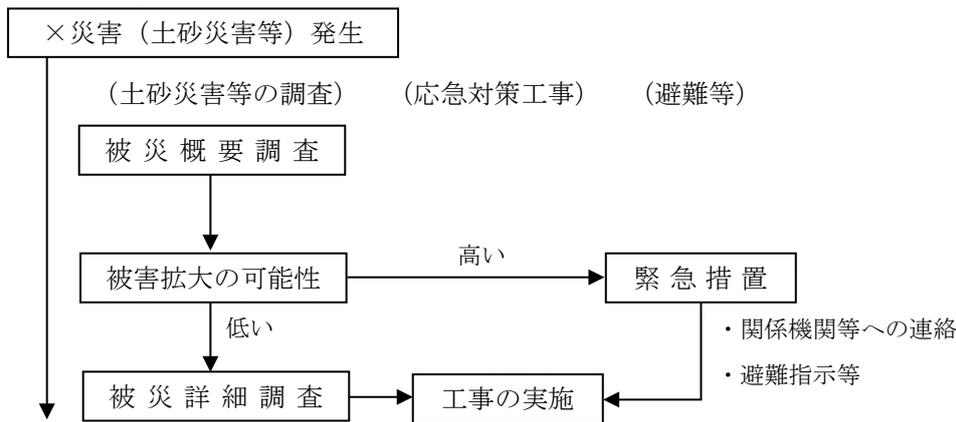
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
住民等、警察	市	被害情報、危険箇所等の情報
市	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市	事業所等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県・国	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	住民等、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

ア 市

土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

イ 市・県・国

- (ア) 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。
- (イ) 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
- (ウ) 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- (エ) 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

ウ 県・国

- (ア) 被災概要調査結果及び状況の推移を、市を含めた関係機関等に連絡する。
- (イ) 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。

(2) 応急対策工事の実施

ア 市・県・国

- (ア) 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。
- (イ) ワイヤセンサーや伸縮計等の感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異常時に関係住民等へ通報するシステムについても検討する。

(3) 避難指示等、警戒避難体制の構築

ア 市

- (ア) 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民等にその調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状

況を伝達することに努める。

- (イ) 市は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- (ウ) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民等がとれるように努める。
- (エ) 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

イ 県・国

県・国は、迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

5 住民等に対する広報

土砂災害、治山・砂防施設等は被災の程度により、住民等の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと住民等の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、施設被害の規模、状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報に関する広報活動を実施する。また市は、住民等に被害が及ぶ恐れがある場合は住民等に対し、避難指示等及び避難誘導等を実施する。

6 積雪期の対応

- (1) 市は、積雪による避難時の移動の困難を考慮し、地域の消防団、自主防災組織、地域自治組織等と連携し、避難支援活動を行うとともに、除雪委託業者、(一社)新潟県建設業協会十日町支部と連携し、除雪や障害物の除去を実施する。
- (2) 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制等の整備に関し支援する。

第43節 河川施設の応急対策

【十日町市災害対策本部担当等】

総務部総務班、防災部建設班・農林班、消防本部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民等の責務

河川施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防、警察へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から河川施設の被災の通報を受けたとき、又はパトロール等により河川施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、河川施設の被災により住民等に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民等の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県・国の責務

県・国は、風水害による河川施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される河川施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

2 情報の流れ

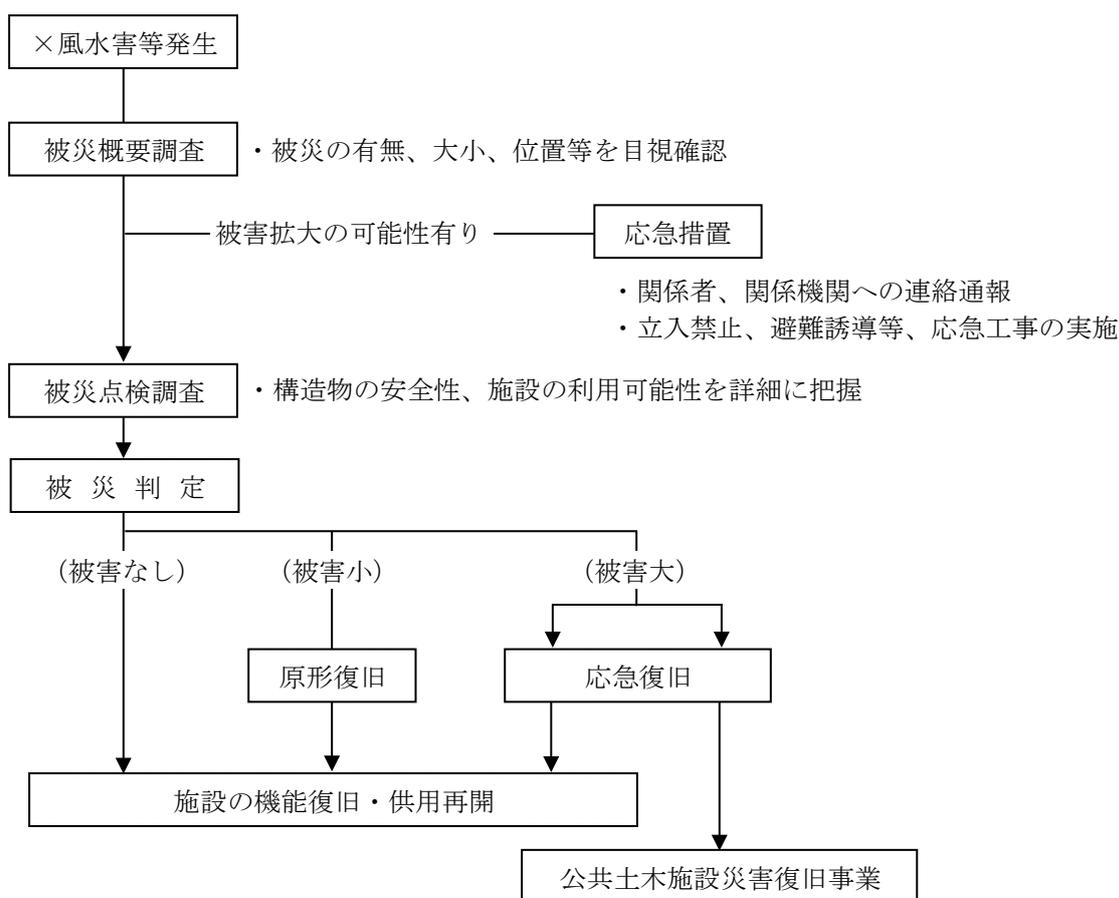
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民等、警察、消防	市	施設被災の通報
市	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報 水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市	住民等、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

3 情報の体系



4 応急対策

応急対策は、風水害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害の防止等の観点からの応急対策を実施するものとする。

(1) 災害の未然防止

各施設管理者は、降雨等により河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがある場合、それぞれの管理する施設等の点検を行い、異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。

危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

施設の被災等により住民等に被害が及ぶ恐れがある場合は、直ちに市、消防、警察等へ通報する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検で施設の異状や被災が確認された場合、二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び建設業協会と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないよう、適切な措置を講ずるものとする。

ア 河川管理施設及び許可工作物

(ア) 住民の安全確保

浸水被害が発生し、その被害が拡大する恐れのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講じるとともに、危険箇所は立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて住民等へ周知を図る等の対策を講じる。

(イ) 被災箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の被災は、重大な災害につながる恐れがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。

(ロ) 低標高地域での浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ハ) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行って二次災害の防止に努める。

(ニ) 油や危険物等の流出時の措置

油や危険物が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民等への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(ホ) 倒木や流木等の処理

倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。

(ヘ) 被災箇所の監視

施設被害が拡大する恐れがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(ロ) その他河川管理に関する事項の調整

災害発生時は応急対策又は復旧活動等に伴う多種多様な河川区域の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び住民等の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

イ ダム施設

(ア) 被災箇所の応急措置

施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。

(イ) 放流時の措置

放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般住民等への周知を行う。

(3) 応急復旧工事

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

5 住民等に対する広報

河川施設は、被災の程度により、住民等の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想される。市は河川管理者と連携のもと住民等の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車、防災行政無線等により、施設被害の規模、状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報に関する広報活動を実施する。気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は逐次連絡する。また市は、被災した施設の被害規模が拡大し、住民等の生命に被害が及ぶ恐れがある場合は住民等に対し、

適時、避難指示等及び避難誘導等を実施する。

6 積雪期の対応

- (1) 河川管理者は、融雪出水等に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

- (2) 積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民等に周知するとともに、立入禁止柵を設けるなどの措置を講ずるものとする。

第44節 農地・農業用施設等の応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

防災部農林班

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害により農地・農業用施設に被害を受けた場合は、各施設管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図るものとする。

(2) 各主体の責務

ア 土地改良区・施設管理者等の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 市の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区・施設管理者等と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民等に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

ウ 県の責務

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたりとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他自治体職員の応援派遣等により市を支援する。

(3) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

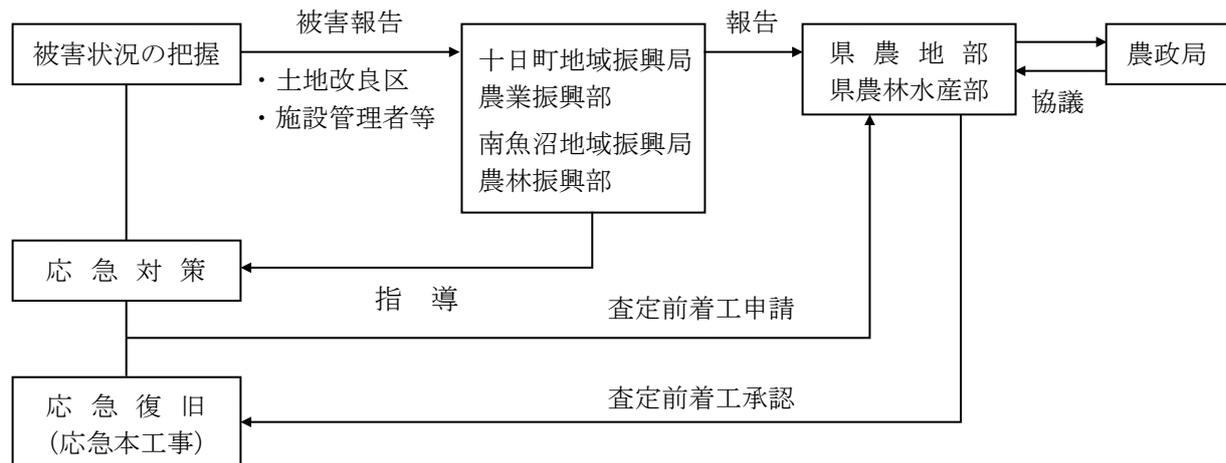
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	市	被害情報・危険箇所等の情報
市	県	被害情報・避難情報等 危険箇所の情報
県	北陸農政局	被害情報・危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	県管理施設の被害情報
市	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

3 農地・農業用施設応急対策フロー図



4 農業生産基盤施設（頭首工、揚水機場、用水路、農地、農道等）の応急対策

(1) 災害発生の未然防止

ア 良好な施設管理

市及び土地改良区は、平常時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。

(2) 災害発生の未然防止活動

ア 市、県、土地改良区・施設管理者等は、風水害の発生の恐れがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を実施するとともに、関係機関等へ連絡する。

イ 土地改良区・施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、頭首工、水門等の適切な操作を行う。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察に通知するとともに住民等に周知させる。

ウ 市は、緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民等に対する避難指示等を行うとともに適切な避難誘導を実施する。

(3) 被災状況の把握

市は、土地改良区等と相互に連携し、農地及び頭首工、用排水路等の農業用施設の被災状況を把握し、十日町地域振興局農業振興部に報告する。

(4) 応急対策

ア 市及び土地改良区等は、農地・農業用施設の被害が拡大する恐れがあると認められる場合は、十

日町地域振興局農業振興部に対し応急措置の指導を求める。

イ 県農地部、市及び土地改良区等は、被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 施設被害拡大防止のための応急措置

(イ) 増水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生する恐れがある場合は、揚排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

(ロ) 農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シート等で覆う等その拡大防止のための措置

(エ) 農地等の地すべり等により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民等避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

(オ) 市及び土地改良区等は、被災し危険な状態にある箇所にはパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。

ウ 市は、農地・農業用施設の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は所要の手段をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

5 ため池施設の応急対策

(1) 施設の主要構造物についての詳細被害調査

市は、施設管理者に対し、次の事項について報告を求める。施設管理者は、風水害後の点検等により異状が認められた場合、ため池の急激な崩壊を防止するために施設の重要構造物についての詳細な被害調査を実施する。

(2) ため池施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報

市は、施設管理者からの報告により、施設に甚大な被害が発見されて危険な状態が予想される場合、ため池施設の下流に位置する人家、集落及び道路等施設管理者に連絡、通報し、被害を最小限にとどめる措置を行う。

(3) ため池施設の管理者に対する必要に応じた指導、助言

風水害によりため池施設に被害が発生した場合は、県は、施設管理者に適切な指導及び助言を行って、降雨による異常増水等に対する対策を行う。

(4) その他ため池管理に関する事項の調整

その他ため池管理に関する事項については、施設管理者を中心に被害の程度に応じてため池の機能維持や農業用水の代替方法等生産活動への影響を最小限に抑えるための調整を行う。

6 住民等に対する広報

農地・農業用施設は、被災の程度により、地域住民等の生命、財産に重大な影響を及ぼすため、市は施設管理者と連携をとりながら地域住民等に対し、広報活動を行う。

7 積雪期の対応

農林水産業施設等については、積雪期はおおむね雪下にあり確認が困難であるため、必要に応じ除雪等を実施し、被害の確認に努める。

第45節 農林水産業応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

防災部農林班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により農林水産業施設に被害を受けた場合は、各施設所有者・管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図るものとする。

(2) 各主体の責務

ア 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者

(ア) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等、自助の対応に努める。

(イ) 風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。

(ウ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

(エ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

イ 関係団体の責務

(ア) 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

(イ) 農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市に情報提供するとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力する。

(ウ) 新潟県農業協同組合中央会

a 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

b 農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ報告する。

(エ) 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(オ) 新潟県農業共済組合連合会

a 農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、県に情報提供する。

b 農業共済組合に二次災害の発生防止等について必要な指示を行う。

(カ) 森林組合・木材組合

a 市、南魚沼地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設の被害状況を把握し、南魚沼地域振興局へ報告する。

b 市、南魚沼地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設の

被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(キ) 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

ウ 市

(イ) 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、十日町地域振興局等に報告する。

(ロ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

(ハ) 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ 県

(イ) 十日町地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

(ロ) 十日町地域振興局等は、必要に応じ市及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

(ハ) 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

(ニ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

2 情報の流れ

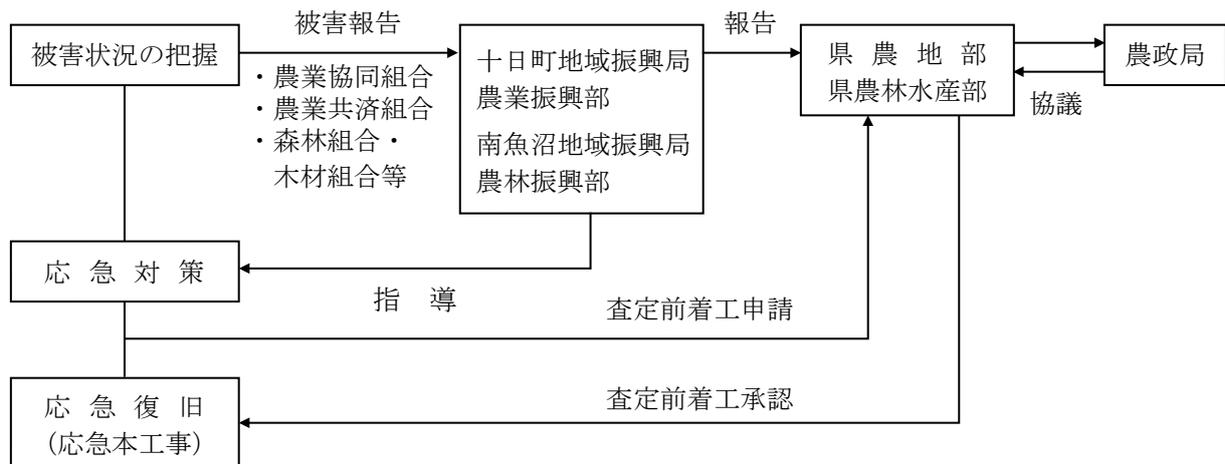
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況・被災者ニーズ
市	十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	被害状況・被災者ニーズ
十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	県（災害対策本部）	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県（災害対策本部）	十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	応急対策等の内容
十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	市	具体的な指導

3 農林水産業施設等応急対策フロー図



4 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

- ア 市は、農業団体等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあつては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、十日町地域振興局農業振興部に報告する。
- イ 十日町地域振興局農業振興部は、市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。
- ウ 県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(2) 二次災害防止指導

- 市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。
- ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置
 - イ 農業用燃料の漏出防止措置
 - ウ 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置
 - エ 農舎、農業用施設等の火災防止措置

(3) 応急対策

- 市、十日町地域振興局農業振興部等は、農業団体等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。
- (ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置
 - (イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
 - (ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
 - (エ) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
 - (オ) 種苗の供給体制の確保
 - (カ) 消雪促進のための措置
 - (キ) 農業用施設の応急工事等の措置
- イ 県農林水産部は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

5 畜産及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

- ア 農業団体等は、市と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。
- イ 市は、農業団体等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握し、十日町地域振興局農業振興部に報告する。
- ウ 県農林水産部は、市の協力を得ながら、十日町地域振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する（困難な場合は、他地域から支援）。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

- ア 農業団体等は、市からの指示及び依頼を受け、二次災害防災対策に協力する。
- イ 市は、家畜飼養者及び農業団体等に、次の二次災害防止対策を指示する。
 - (ア) 畜舎の二次倒壊防止措置
 - (イ) 停電発生農場への電源供給
 - (ウ) 生存家畜の救出
 - (エ) 家畜の逃亡防止、逃亡家畜の捕獲及び収容による住民等への危険防止措置
- ウ 県は、二次災害防止及び応急対策の調整をする。
 - (ア) 二次災害防止対策への協力
 - (イ) 関係機関及び団体への協力要請

(3) 応急対策

市は、県及び農協等との連携・協力のもとに家畜被害に対する次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡・廃用家畜の処理

- (ア) 死亡家畜の受入体制の確保 …………… 新潟県化製興業(株)
- (イ) 死亡家畜の埋却許可 …………… 十日町地域振興局健康福祉部
- (ウ) 家畜廃用認定 …………… 家畜指導診療所・魚沼農業共済組合・県共済連
- (エ) 傷害による廃用家畜・緊急と畜に対する検査
…… 長岡市営食肉センター、新潟県長岡食肉衛生検査センター、十日町地域振興局健康福祉部
- (オ) 家畜緊急輸送 …………… 県家畜商協同組合

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置

- (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導 …………… 家畜指導診療所
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 …………… 家畜指導診療所・魚沼農業共済組合
- (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保 …………… 中越家畜保健衛生所

ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給

- (ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請…………… 県動物薬品器材協会
- (イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請

…………… J A全農にいがた、J A東日本くみあい飼料(株)、県酪連、県飼料卸商組合

エ 畜産生産物の出荷先（ルート）の確保 …… J A全農にいがた、北陸酪連、(株)新潟コープ畜産

オ 畜舎の電力確保 …………… 東北電力ネットワーク(株)

6 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

- ア 森林組合は、市、南魚沼地域振興局等と相互に連携し、情報を収集するとともに、被害状況及び必要な緊急措置等を市、南魚沼地域振興局等に連絡する。
- イ 市は、森林組合等と相互に連携し、林産物及び林産施設の被害状況と必要な緊急措置等を把握し、南魚沼地域振興局農林振興部へ報告する。
- ウ 南魚沼地域振興局は、市及び関係団体と相互に連携し（必要に応じ連絡要員を派遣し）、管内の被害情報及び必要な措置等を収集し、これを取りまとめて県災害対策本部へ連絡する。
- エ 県農林水産部は、林産物及び林産施設の被害状況及び必要な緊急措置等を取りまとめるとともに、必要に応じ、連絡要員を派遣する。

(2) 二次災害防止

- ア 森林組合は、市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。
- イ 市は、倒木等や林産施設の被害状況により、緊急に必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、森林組合や生産者等に対し、次の指導又は指示を行う。
 - (ア) 倒木等の被害により、人家、道路等に影響を及ぼすと考えられる場合は、住民等の協力を得て、速やかに除去する。
 - (イ) 林産施設の倒壊防止措置を行い、林業用燃料、電気、ガス等の漏出防止措置を講ずる。
 - (ウ) 苗畑等や森林施設に火災発生を覚知したときは、速やかに消防に通知するとともに、警察、消防の協力を得て、周辺可燃物の除去等被害拡大防止に努める。
- ウ 南魚沼地域振興局は、市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。
- エ 県農林水産部は、南魚沼地域振興局等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。

(3) 応急対策

- ア 市、地域振興局等は、森林組合等と相互に連携し、林産物(林地)、製材品及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者の指導を行う。
 - (ア) 林地に、地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置
 - (イ) 苗木、立木等及び林産物の病虫害発生予防措置
 - (ウ) 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給
 - (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
 - (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- イ 市は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資材等の供給・確保や火災の拡大防止等について関係機関に協力を要請する。
- ウ 県農林水産部は、必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

7 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

- ア 市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県農林水産部に報告する。
- イ 県農林水産部は、市からの報告を受け、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、応

急対策の総合的な調整を行う。

ウ 被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、県は積極的な支援を行う。

(2) 二次災害防止

ア 市は、水産施設の被害状況により、必要があると認めたときは、二次災害を防止するために自ら実施又は漁業協同組合等に対し、次の指導若しくは指示を行う。

(ア) 流失した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関への協力要請

(イ) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

(ロ) 水産用医薬品等の漏出防止策

イ 市は二次災害防止措置に対して協力要請を受けたときは、警察、消防と連携し、措置を講ずる。

(3) 応急対策

ア 市及び県は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の緊急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

(ア) 応急対策用水産資材の円滑な供給

(イ) 増養殖施設、養殖水産物の避難に必要な措置

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、市又は漁業協同組合等に対し災害査定前着工の指示を行う。

8 住民等に対する広報

農林水産業施設等は、被災の程度により、住民等の生命、財産に重大な影響を及ぼすため、市は施設管理者と連携をとりながら住民等に対し、広報活動を行う。

9 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害の恐れがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

農林水産業施設等は、積雪期はおおむね雪下にあるため確認が困難であるため、必要に応じ除雪等を実施し、被害の確認に努める。

第46節 商工業応急対策

【十日町市災害対策本部担当】

産業観光部商工班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により事業所等が被害を受けた場合は、二次災害の防止に努めるとともに、事業中断を最小限にとどめるため、速やかな復旧を図るための対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 事業所等の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、BCP（事業継続計画）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講ずる。

イ 商工団体の責務

(ア) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(イ) 商工会・商工会議所は、被災中小事業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ 市の責務

(ア) 企業、事業所等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

(イ) 被災中小事業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策について被災中小事業者等に周知する。

エ 県の責務

(ア) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(イ) 商工団体、主要事業所等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(ウ) 市を通じ中小規模事業所の直接被害件数、被害額を把握する。

(エ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(オ) 必要な関係機関に対し被災中小規模事業所の復旧等への協力・支援を要請する。

(カ) 被災中小事業者のための現地相談窓口を設置する。

(キ) 報道機関等に対し被災地の事業所等の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※(オ)～(キ)は被災状況により対応

2 情報の流れ

(1) 被災地から

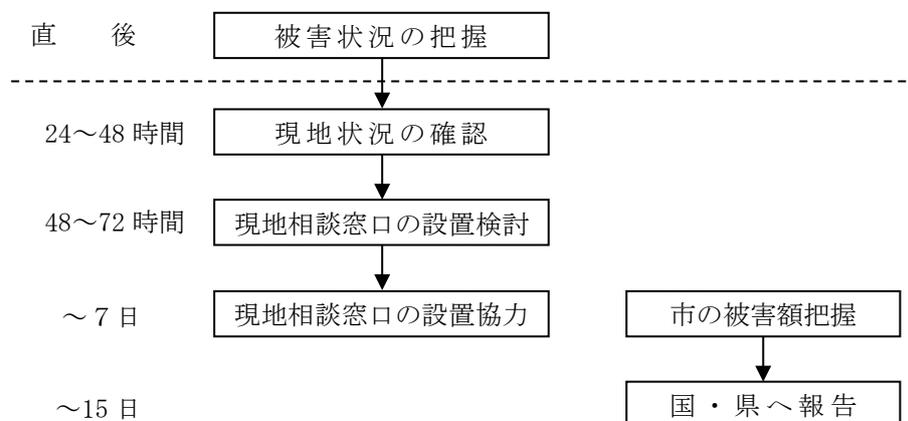
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
商工会・商工会議所等商工団体	市	被害状況
地場産地事業所・産地組合	市	被害状況
商店街組合、大規模小売店、共同店舗	市	被害状況
工業団地等進出企業	市	被害状況
観光施設	市	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
市	事業所等	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	事業所等	現地相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

×風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<ul style="list-style-type: none"> 県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要事業所、観光施設等から被災状況を聴取する。 技術支援センターは支援事業所等の被災状況を確認する。 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 国に被害状況を報告する。 	事業所 商工団体 市
市	<ul style="list-style-type: none"> 管内の商工業の被害状況を調査し、県に報告する。 	事業所、商工団体

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	商工団体、金融機関、輸送業者等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・被災中小事業者の相談に応じるための相談窓口の設置に協力する。	商工団体 新潟県信用保証協会 政府系金融機関等

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

第47節 応急住宅対策

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班、防災部建設班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げ含む。）を設置し被災者を収容し、また災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、家屋の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空き家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。
- (イ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (ロ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- (ハ) 市営住宅の空き家を仮住宅として提供する。
- (ニ) 住宅の被害認定調査を実施し、早急な災害救助に努める。
- (ホ) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。

イ 県の責務

- (ア) 応急仮設住宅を設置し被災者に供与する。
- (イ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- (ロ) 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。
- (ハ) 民間賃貸住宅の空き家情報等を提供する。
- (ニ) 市が実施する被災建築物応急危険度判定業務及び被災宅地危険度判定業務を支援する。

(3) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(4) 積雪期の対応

応急仮設住宅の設置にあたっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

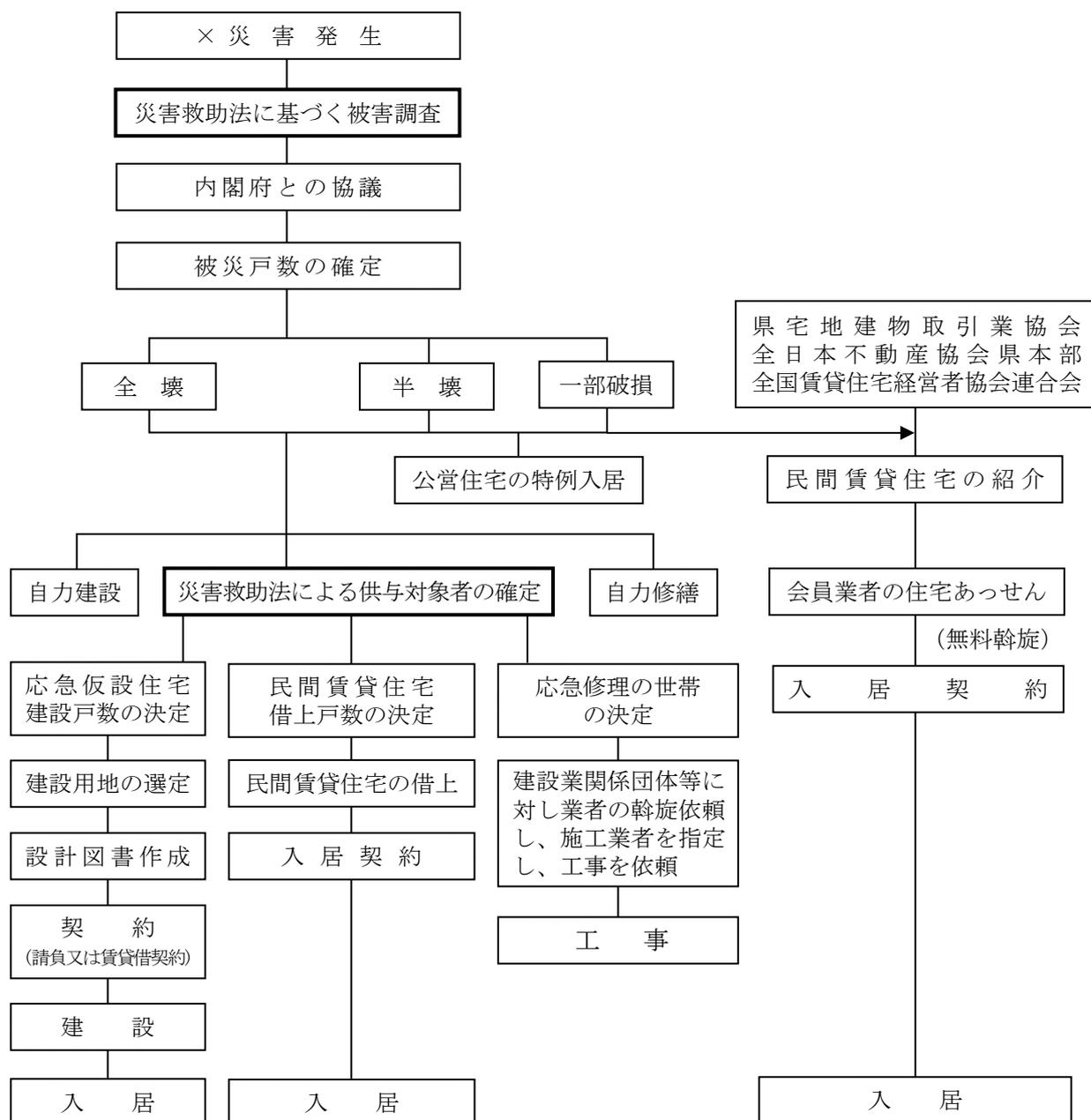
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
市	県	住宅の被災状況 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申込手続 応急修理の申込手続
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況・応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 住宅応急対策フロー図



4 被災住宅調査

(1) 県

災害のため家屋が被災した場合は、倒壊危険家屋による二次災害の防止、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施するものとする。

- ア 市の調査に基づく被災戸数の把握（災害発生から1週間以内を目途に確定）
- イ 被災地における住民等の動向及び市の住宅に関する要望事項
- ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 市

災害のため被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途) また、二次災害防止に努める。

ア 住宅及び宅地の被害状況

イ 被災地における住民等の動向

ウ 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望把握

5 応急仮設住宅の供与

(1) 建設による供与

家屋に被害を受けた被災者の入居対策として、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

ア 建設の方針

(ア) 建設用地の選定

建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、市は、所有者等と十分協議しておく。また、建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。

(イ) 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

また、建設資材の県外調達等により、運搬費等がかさみ、限度額での施工が困難な場合も、内閣総理大臣と協議の上、当該輸送費を別枠とする。

(ウ) 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議して延長する。また、応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。

(エ) 二次災害への配慮

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

イ 応急仮設住宅の建設方法

知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。

ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。

市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行うものとする。

ウ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、協定を締結した次の建設業関係団体等の協力を得て行うものとする。

(ア) (一社)新潟県建設業協会

(イ) (一社)プレハブ建築協会

(ウ) その他の関係団体

エ 入居者の選定及び管理の委任

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおりとする。

(ア) 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

(ウ) 管理

安心・安全の確保、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。

(エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

(2) 民間賃貸住宅借上げによる供与

被災状況を考慮し、建設型に併せて民間住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。入居要件・供与期間は、建設型に準じる。

6 被災住宅の応急修理の実施

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。

(1) 応急修理の対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

- (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。
- (イ) 半壊（半焼）、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。
- (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- (エ) 応急仮設住宅（民間住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市又は県において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

(2) 応急修理の範囲

次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急を要する箇所について実施するものとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

イ ドア、窓等の開口部の応急修理

ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

エ トイレ等衛生設備の応急修理

(3) 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

(4) 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(5) 応急修理の手続

本節10「応急修理事務手続」を参照

(6) 制度の広報

広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。

7 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 市及び県は、被災者への応急仮設住宅として、公営住宅の空き家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

(2) 対象公営住宅は、県営及び市営住宅とする。公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。

(3) 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

8 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

県は災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。

(公社)新潟県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会新潟県本部は、県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。

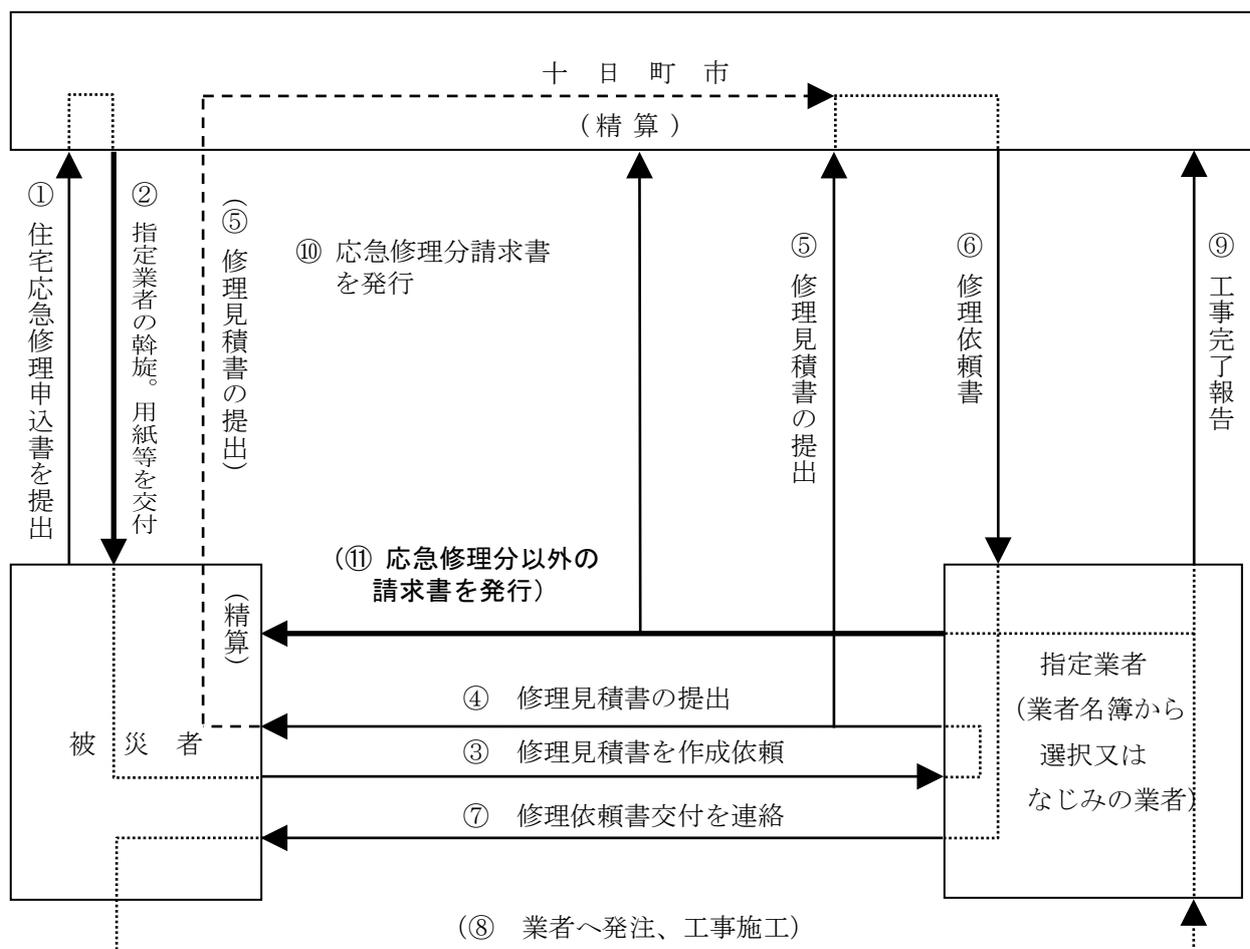
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会は、県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。

9 住宅建設資材のあっせん

県は、新潟県木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

10 応急修理事務手続



- ※1 ⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※2 ⑨工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を市窓口へ提出」とすることもできる。

第48節 ボランティアの受入計画

【十日町市災害対策本部担当】

市民部民生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により県支援センター及び市ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市

- (ア) 市ボランティアセンターの設置に伴い、職員を派遣し、ボランティアセンターの運営を支援する。
- (イ) 市災害対策本部は、市ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

イ 市社会福祉協議会

- (ア) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して市ボランティアセンターを設置する。
- (イ) ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、ボランティアセンターを運営する。
- (ウ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、市ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

ウ 市ボランティアセンター

- (ア) 市ボランティアセンターの運営や避難所等の施設運営にかかるボランティアニーズの把握を行う。
- (イ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
- (ウ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。
- (エ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。
- (オ) その他ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

2 情報の流れ

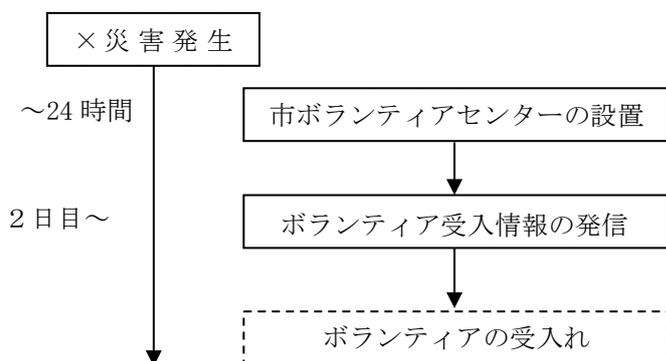
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所・被災者	市ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ
市ボランティアセンター	県支援センター 市災害対策本部	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター 市災害対策本部	県災害対策本部・他の行政機関・関係団体	〃
県災害対策本部	協定先事業所・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
協定先事業所・団体 県災害対策本部	支援・協力予定情報
県災害対策本部・他の行政機関・関係団体 県支援センター 市災害対策本部	支援・協力予定情報
県支援センター 市災害対策本部 市ボランティアセンター	支援・協力予定情報
市ボランティアセンター	避難所、被災者 支援・協力予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 市ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援 市ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 運営に係る統括及び資金管理 	被災地以外の社会福祉協議会
市	<ul style="list-style-type: none"> 市ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 市ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援 	県内外の自治体等行政機関
県支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 市ボランティアセンター運営に係る資機材調達の支援 	国や他県等の行政機関
県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 	被災地以外の社会福祉協議会
県内NPO等	<ul style="list-style-type: none"> 市ボランティアセンターに会員等を派遣し、運営を支援 	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 市ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援 	構成団体

(2) 市ボランティアセンターの設置計画

ア 市社会福祉協議会は、市の災害対策本部と連携の取りやすい場所を確保し、市ボランティアセンターを設置する。

市ボランティアセンターは、相当の広さを有し、かつ電話や情報端末機器が設置可能な場所とす

る。

イ 災害の規模・発生場所等を考慮し、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部と協議の上、現地対策本部近くに設置することができるものとする。

(3) 市ボランティアセンターの運営担当・責任者

様々なボランティアに対応できるよう、相当の知識と経験を有する者を運営担当者に充て、市社会福祉協議会事務局長が責任者となる。

(4) 情報の共有

ア 市の災害対策本部と連携し、ボランティア需要や供給予定情報を共有する。

イ 県支援センター等と連携し、被災者のニーズに応えられるボランティアを募集するよう各マスメディア等を通じて広報する。

5 市ボランティアセンターの活動内容及びボランティアの区分

(1) 市ボランティアセンターの活動内容

市ボランティアセンターは、ボランティア活動のコーディネート（調整）等に必要な次の活動を行う。

ア ボランティア需用の把握

イ ボランティアの受入情報の発信

ウ ボランティアの受付及び登録

エ ボランティア派遣希望の受付

オ ボランティア派遣調整

カ ボランティア活動情報の集約及び管理

キ ボランティア活動保険加入業務

ク その他ボランティア活動及び市ボランティアセンターの運営に必要な業務

(2) ボランティアの区分

ボランティアの区分は、次のとおりとし、各ボランティアを必要とする被災地域、避難所、被災者等に派遣するものとする。

ア 職能による区分

(ア) 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報等を提供するボランティア。

(イ) 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士、障がい者や外国人等に対する専門的な知識や技能を活用するボランティア。また必要物資等の提供企業も含むものとする。

イ 所属による区分

(ア) 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア。

(イ) 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア。

第49節 義援金の受入れ・配分計画

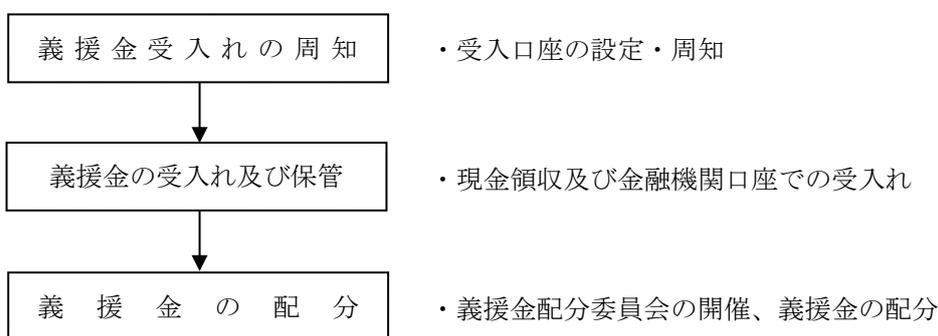
【十日町市災害対策本部担当】

総務部経理班、市民部民生班

1 義援金の配分

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会の協力を得て、市のホームページ及び報道機関等を通じ次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名義等）
- (2) 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

受入窓口は市災害対策本部総務部経理班が行う。

受入窓口を開設し、市が受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

5 義援金の配分

義援金の配分は市災害対策本部市民部民生班が行う。

(1) 義援金配分委員会の設置

市は、県から配分された義援金、市が直接受領した義援金等について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員会は、市、日本赤十字社十日町市地区、十日町市共同募金委員会、市社会福祉協議会、報道機関等で構成する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額、被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第50節 義援物資対策

【十日町市災害対策本部担当】

総務部資材班、市民部民生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に可及的速やかに被災地へ必要な物資を送り届ける。また、必要な物資以外は、原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかけることを基本とする。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地への直接輸送（搬送）を促す。
- (イ) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- (ウ) NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ 県の責務

- (ア) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くよう要請する。
- (イ) インターネット、報道機関等を通じて、「必要なもの」「充足しているもの」の情報を発災6時間後を目安に全国へ発信する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
市	協定先事業所・団体	調達要請
市	国民	物資取扱方針
県	協定先事業所・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	被災者、避難所、NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系

☆風水害発生				
	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地 ニーズ	交通情報
1日目以降	物資受入方針に基づく 電話対応	被災地ニーズ、要求、 調達情報、交通情報	被災地 ニーズ	交通情報
災害対策本部 縮小時期	電話対応（申出のお 礼、受入停止の説明）	義援物資受入の 停止宣言	被災地 ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 配送等にかかる道路・交通情報の把握 	市、提供申出者、県災害対策本部（生活基盤対策部）、NPO、ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	物資取扱いに係る基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 被災地ニーズ 被災地状況 県・市町村の受入れ方針等をいち早く、県ホームページやマスコミを通じて情報発信する。 	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、県備蓄物資保管場所等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配付する。	提供申出者

(4) 県で受入れをする場合の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
県災害対策本部	提供申出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、県備蓄物資保管場所等で一時保管を行う。 在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配付する。	

(5) 義援物資の配付

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・避難者の物資需要を把握する。 ・避難者に物資を配付する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 ・市からの調達要請物資を集約する。 ・保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 ・トラック協会へ輸送を依頼する。 	
トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請に基づき物資を輸送する。 	

5 義援物資の受入れの周知

- (1) 避難所配置職員により、必要としている物資、必要量を把握し、受入れを希望する物資のリスト（需要状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する。）を作成し、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。受入希望以外の物資は受け入れず、義援金での支援を呼びかける。
- (2) 県に前記リスト等をファクシミリ等により送信し、避難所情報を伝達する。
- (3) 義援物資の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県に連絡するとともに、市のホームページ及び報道機関等を通じ送り先（あらかじめ定めた集積拠点とする。）を公表する。
- (4) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

6 義援物資の受入れ及び保管

受入窓口は市災害対策本部総務部資材班が行う。

受入れ・照会窓口を開設し、受入要員を配置するとともに受入物資リストを作成する。

受け入れた物資は、集積拠点に輸送し保管する。

7 義援物資の配分

義援物資の配分は市災害対策本部総務部資材班が行う。

- (1) 避難所の配置職員等からの情報により、必要な物資・数量を把握し、現地に届ける。
- (2) 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効率的な配付を行う。
- (3) ボランティア等と連携、協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

第51節 災害救助法による救助

【十日町市災害対策本部担当】

総務部総務班、市民部民生班

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下この節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施するものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに県が行う救助の補助を行う（法第13条）。

イ 県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

ウ 日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県の実施する救助に協力する。

2 情報の流れ

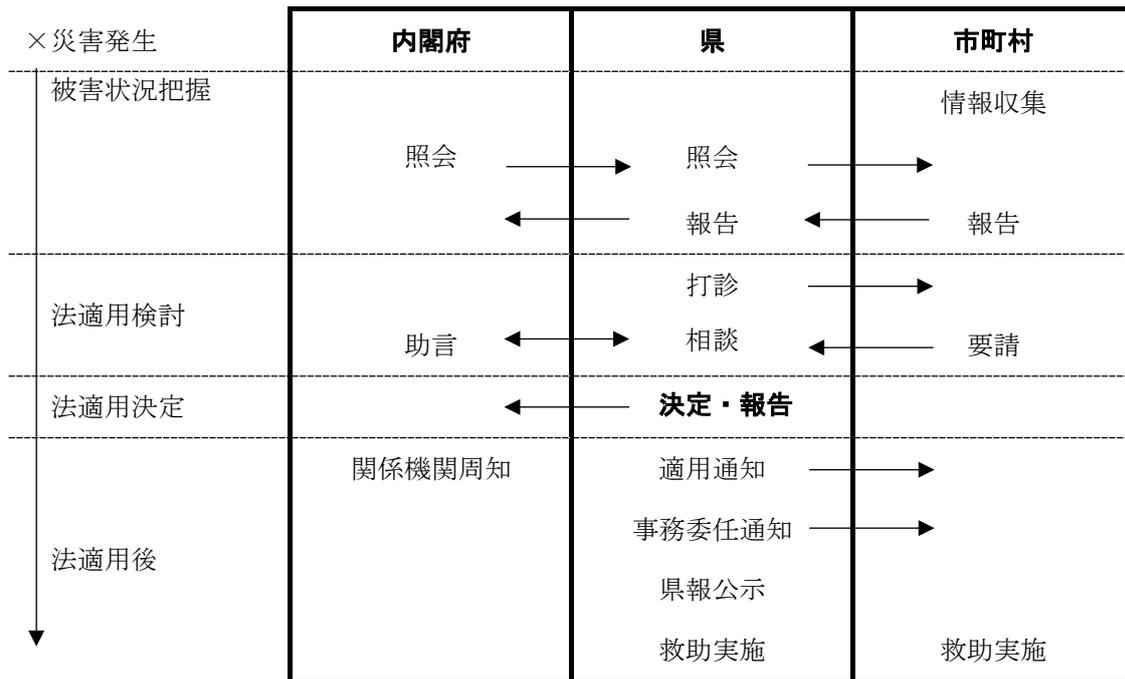
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	被害情報・被災者のニーズ
市	県	被害情報・法適用の要請
県	国	被害情報・法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	市	法適用決定・救助事務の委任
市	被災者	法適用決定

3 業務の体系



4 法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。(法第1条)
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その職権に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(法第13条第1項、新潟県災害救助法施行細則(以下「県法施行細則」という。)第17条)
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第13条第2項、県法施行細則第17条)
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。(県法施行細則第3条)

5 法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、次により行う。

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

- (イ) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
- (ロ) 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一

性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれかに該当する場合は、法を適用する。

ア 市内の住家滅失世帯数が、80世帯以上であるとき。(法施行令別表第1の市の人口に応じた住家滅失世帯数以上が基準)

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上であるとき。
(市の住家滅失世帯数がアの2分の1以上が基準)

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき。(要厚生労働大臣事前協議)

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

6 法が適用されない場合の救助

知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

(1) 法が適用されない場合の救助については、「十日町市災害救助条例（平成17年十日町市条例第23号）」に定めるところにより市が実施するものとする。

(2) 市長は、新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合市内の住家滅失世帯数が30世帯以上は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議するものとする。

(3) 条例適用基準

ア 市内の家屋滅失世帯数が30世帯以上の場合

イ 知事が特に必要と認めた場合

7 積雪期の対応

(1) 法の適用

県は運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

積雪期の対応については、各節に掲げたとおりとするが、豪雪により法が既に適用されていた場合、豪雪と震災は別個の災害となるので、区分して取り扱うものとする。

(2) 要配慮者への配慮

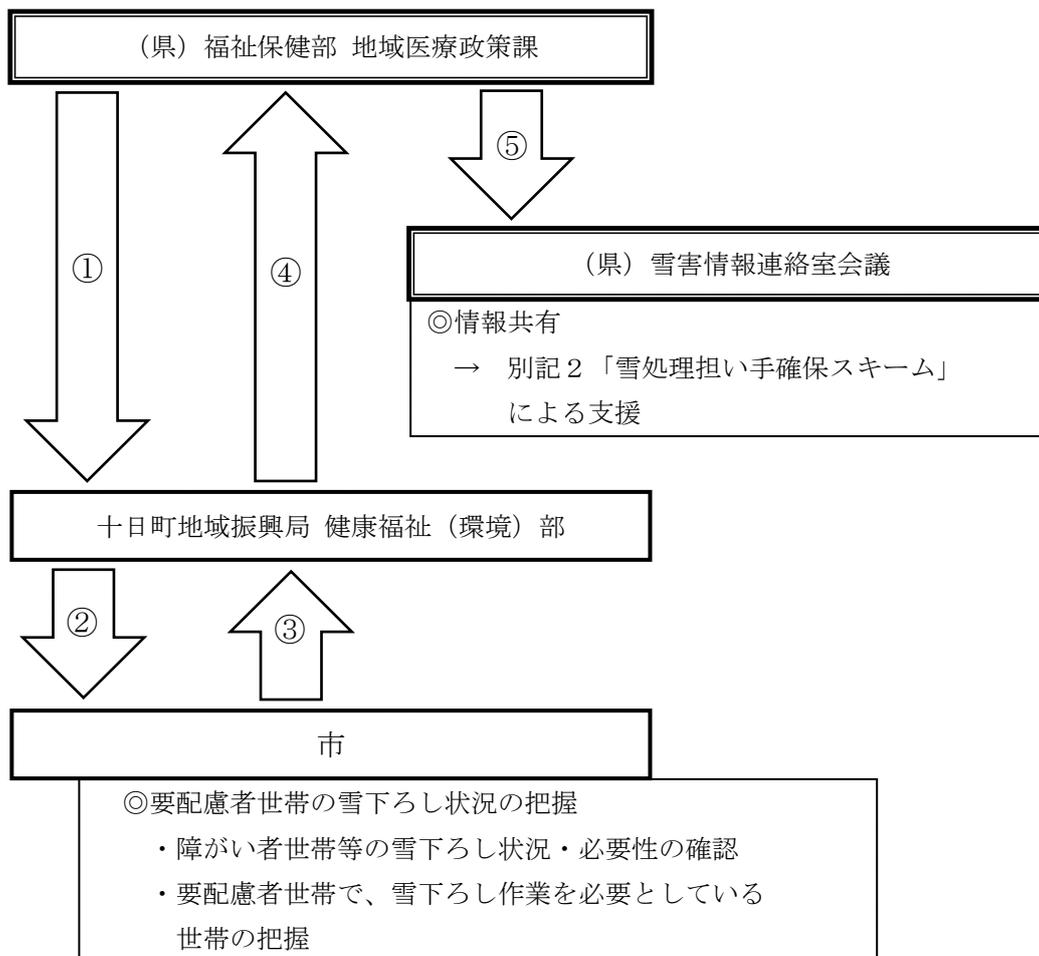
屋根の雪下ろし作業について、別記1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

8 広域避難への対応

県は被災状況により、県内他自治体や県外への避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

別記1

豪雪対応における要配慮者の状況把握



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

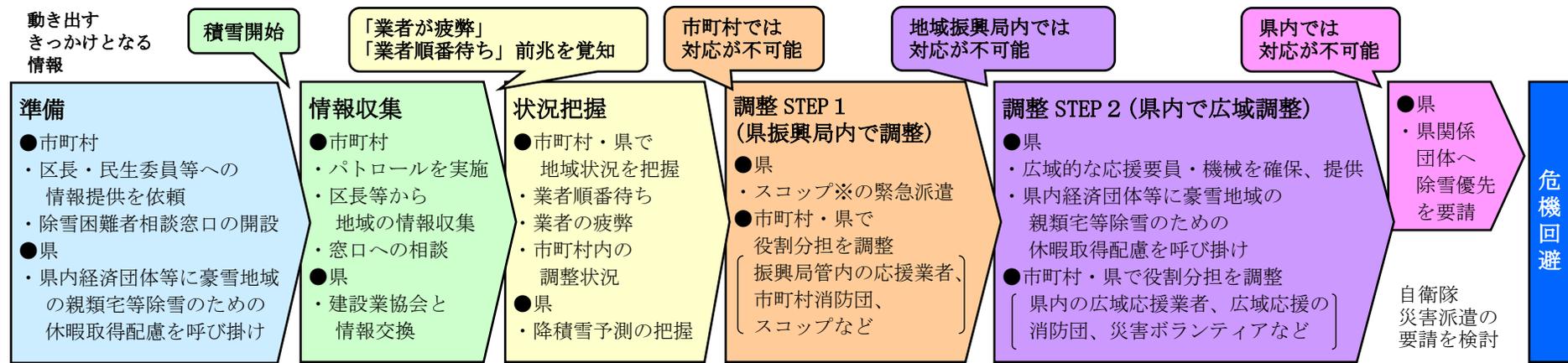
③、④：支援の必要性の報告
(いつ、何人の人手が必要か)

⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

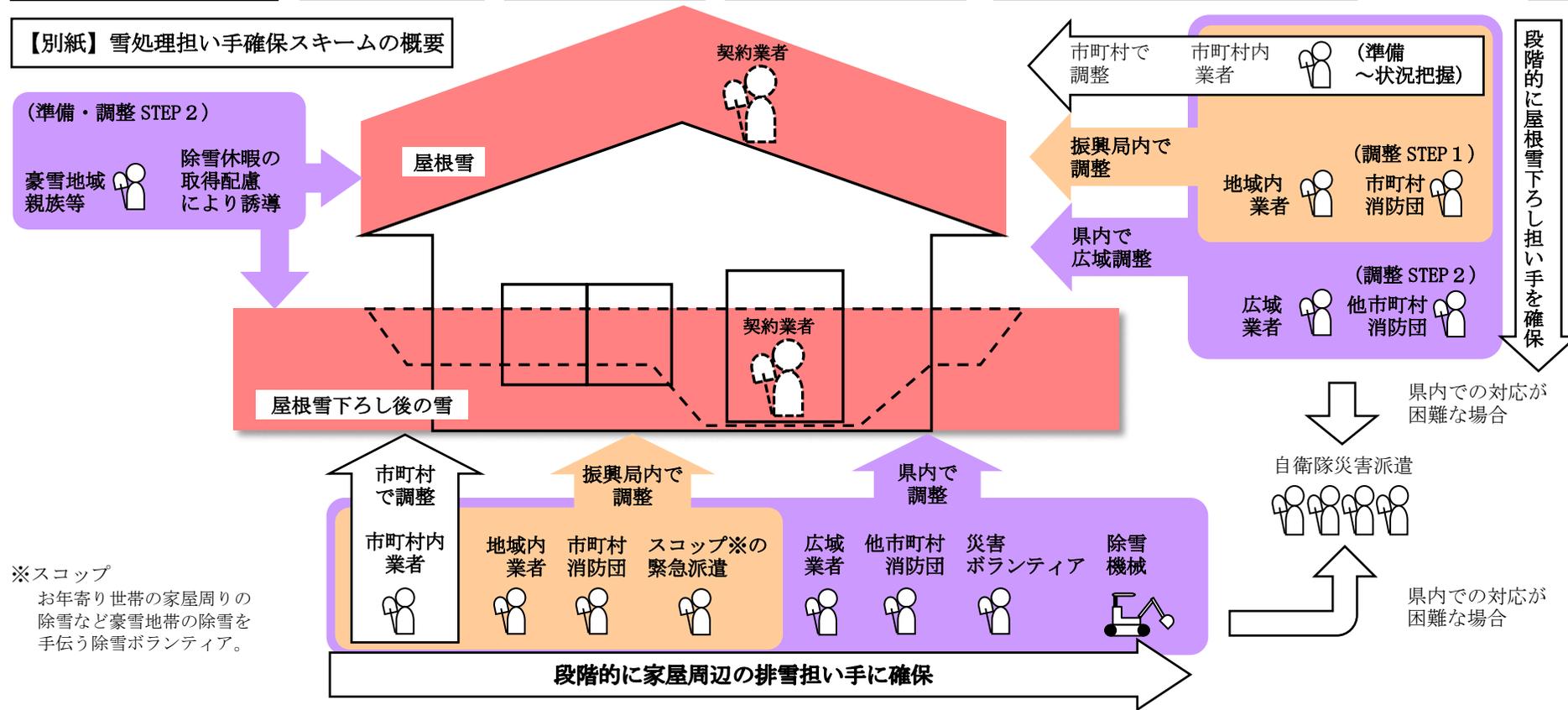
↓

別記2「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

別記2 「雪処理担い手確保スキーム」



【別紙】雪処理担い手確保スキームの概要



※スコープ
お年寄り世帯の家屋周りの除雪など豪雪地帯の除雪を手伝う除雪ボランティア。